

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

サイバーソリューションズ株式会社

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	6
3. 事業の内容	8
4. 関係会社の状況	11
5. 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	13
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	15
3. 事業等のリスク	16
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	23
5. 重要な契約等	28
6. 研究開発活動	29
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	46
3. 配当政策	46
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	47
第5 経理の状況	61
1. 財務諸表等	62
(1) 財務諸表	62
(2) 国際会計基準による財務諸表	104
(3) 主な資産及び負債の内容	170
(4) その他	172
第6 提出会社の株式事務の概要	177
第7 提出会社の参考情報	178
1. 提出会社の親会社等の情報	178
2. その他の参考情報	178
第二部 提出会社の保証会社等の情報	179
第三部 特別情報	180
第1 連動子会社の最近の財務諸表	180
第四部 株式公開情報	181
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	181
第2 第三者割当等の概況	182
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	182
2. 取得者の概況	189
3. 取得者の株式等の移動状況	190
第3 株主の状況	191
〔監査報告書〕	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年9月18日
【会社名】	サイバーソリューションズ株式会社
【英訳名】	CyberSolutions Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 界宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目4番1号
【電話番号】	03-6809-5855
【事務連絡者氏名】	執行役員ファイナンス兼管理担当 土谷 祐三郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目4番1号
【電話番号】	03-6809-5855
【事務連絡者氏名】	執行役員ファイナンス兼管理担当 土谷 祐三郎

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本基準に基づいて財務諸表を作成しておりますが、第3期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく経営指標等も参考情報として記載しております。

日本基準に基づく経営指標等

回次	日本基準		
	第1期	第2期	第3期
決算年月	2023年4月	2024年4月	2025年4月
売上高 (千円)	1,500	2,748,370	3,126,231
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△58,686	857,902	1,192,324
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△59,002	551,749	823,833
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	100,001	15,000,150	15,000,150
純資産額 (千円)	922,738	1,473,703	2,298,321
総資産額 (千円)	4,763,454	4,561,184	4,945,808
1株当たり純資産額 (円)	9,227.29	98.25	153.22
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△590.02	36.78	54.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.4	32.3	46.5
自己資本利益率 (%)	—	46.0	43.7
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	1,111,597	1,086,314
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	219,624	△73,247
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△1,313,284	△407,752
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	318,374	923,689
従業員数 (人)	0	62	70
(外、平均臨時雇用者数)	(0)	(5)	(10)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 第1期は、2022年12月14日から2023年4月30日までの4ヶ月と18日であります。なお、当社の実質的な事業活動は、第2期の期首にあたる2023年5月1日（旧サイバーソリューションズ株式会社を消滅会社とする吸収合併の効力発生日）から開始しております。したがって、第1期は経常損失及び当期純損失を計上しております。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は当社から当社外への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、人材会社からの派遣社員）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 第2期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第1期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、監査を受けておりません。
9. 2024年4月22日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
10. 当社は、2024年4月22日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第1期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2023年4月	2024年4月	2025年4月
1株当たり純資産額 (円)	62.73	98.25	153.22
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3.93	36.78	54.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)

(参考情報)
IFRSに基づく経営指標等

回次	国際会計基準	
	第2期	第3期
決算年月	2024年4月	2025年4月
売上高 (千円)	2,748,370	3,126,231
税引前利益 (千円)	872,416	1,216,727
当期利益又は 親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	589,273	902,661
当期包括利益又は 親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	588,488	904,387
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	15,000,150	15,000,150
資本合計又は 親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	1,493,719	2,419,558
資産合計 (千円)	4,669,618	5,435,615
1株当たり資本合計又は 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	99.58	161.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)
基本的1株当たり当期利益 (円)	39.28	60.18
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	—
自己資本比率又は 親会社所有者帰属持分比率 (%)	32.0	44.5
自己資本利益率又は 親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	49.2	46.1
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,170,325	1,129,876
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	206,388	△74,890
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,363,371	△449,670
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	325,658	923,689
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	62 (5)	70 (10)

- (注) 1. 第3期よりIFRSに基づいて財務諸表を作成しております。また、第2期については2023年5月1日を移行日としたIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。
2. 第2期においてInternet Secure Services株式会社を非継続事業に分類しております。これにより第2期及び第3期の売上高及び税引前利益は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。
3. 希薄化後1株当たり当期利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため希薄化効果の計算対象外ですので、記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は、関連会社を有していないため、記載しておりません。
5. 2024年4月22日付で、普通株式1株につき、150株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり資本合計又は1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算出しております。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、人材会社からの派遣社員）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 当社のIFRSに基づく財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

(参考情報)

当社は、旧サイバーソリューションズ株式会社の吸収合併を目的として、2022年12月14日にＡＣＡセキュリティ株式会社として設立されました。その後、2023年１月に旧サイバーソリューションズ株式会社の全株式を取得して子会社化し、2023年５月１日に旧サイバーソリューションズ株式会社を吸収合併した後、同日にＡＣＡセキュリティ株式会社からサイバーソリューションズ株式会社に商号変更を行い、実質的に事業を継承しました。そのため、比較可能性の観点から、参考情報として実質的な存続会社である旧サイバーソリューションズ株式会社（単体）の2021年９月期から2023年４月期に係る主要な経営指標等の推移（会社計算規則に基づき算出した数値）を記載しております。

旧サイバーソリューションズ株式会社の日本基準に基づく主要な経営指標等の推移

回次	日本基準		
	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年９月	2022年９月	2023年４月
売上高 (千円)	1,703,810	2,088,171	1,385,452
営業利益 (千円)	621,946	775,316	452,633
経常利益 (千円)	639,487	805,763	479,672
税引前当期純利益 (千円)	639,678	745,074	337,570
当期純利益 (千円)	426,723	539,555	214,588
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
純資産額 (千円)	1,621,216	2,033,026	2,063,453
総資産額 (千円)	2,786,275	3,641,655	3,884,621

- (注) １．各数値については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準ずる太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
- ２．第24期は、決算期変更により2022年10月１日から2023年４月30日までの７ヶ月間となっております。

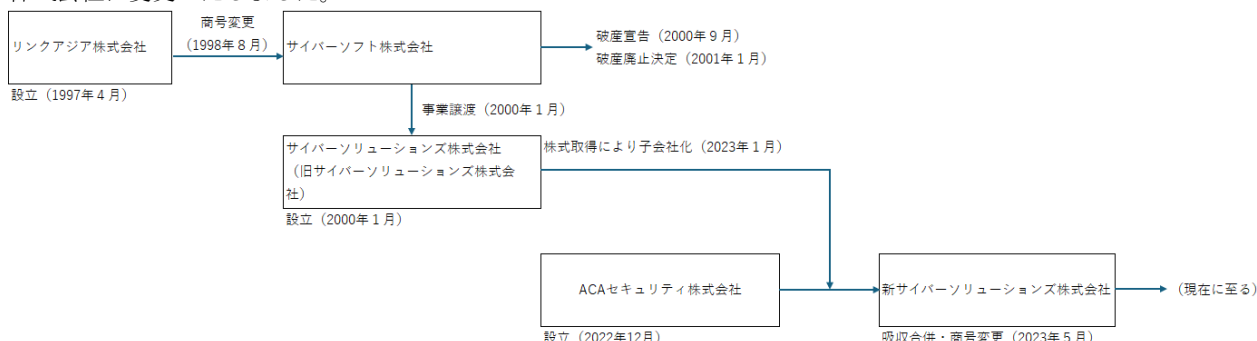
2【沿革】

＜当社（新サイバーソリューションズ株式会社）の設立経緯について＞

当社は、当社代表取締役社長の林界宏の出資により、オフショア開発を目的として1997年1月に創業（設立は同年4月）されたリンクアジア株式会社を起源としております。リンクアジア株式会社はほどなくして、「ファブレスで開発した良い製品とサービスを日本国内で販売する」というコンセプトのもと、1998年8月にサイバーソフト株式会社へ商号を変更し、サーチエンジンの販売等を営んでおりました。

しかし、林界宏はリンクアジア株式会社と同時期に創業し、代表取締役社長を兼務していたインターネットセキュリティシステムズ株式会社（2001年9月店頭登録後、2007年4月上場廃止）の株式公開準備に専念するため、サイバーソフト株式会社の経営から退くこととなり、サイバーソフト株式会社の事業を当時の役職員に引き継ぐことを目的として、2000年1月に旧サイバーソリューションズ株式会社が設立されました。旧サイバーソリューションズ株式会社は、事業譲渡を受けた後、現在の事業の主力であるメールシステムの提供を2001年1月から開始し、これまで事業を拡大して参りました。

旧経営陣による経営の結果、業績が低迷し債務超過に陥っていた2009年4月に林界宏は株主からの要請を受け、旧サイバーソリューションズ株式会社に復帰しており、以降、就任当初を除き非常勤ではあるものの、取締役会長兼経営会議議長（注1）として一部経営に関与しておりました。林界宏の経営への関与強化に伴い、事業が順調に拡大傾向にあった2022年に、更なる経営基盤の強化及び事業の拡大を目的として、林界宏を大株主かつ代表取締役社長に据えて株式上場を目指すこととなり、旧経営陣を含む既存株主から全株式を取得するためのMBO（マネジメント・バイアウト）の実行に向けてACAセカンダリーズ株式会社と提携を行うこととしました。ACAセカンダリーズ株式会社は林界宏によるMBOをサポートするため、LBO（レバレッジド・バイアウト）に係るスキームの立案等を担い、2022年12月に旧サイバーソリューションズ株式会社に承継するためにACAセキュリティ株式会社を設立しました。ACAセキュリティ株式会社は、2023年1月に旧サイバーソリューションズ株式会社の全株式を取得して子会社化し、その後2023年5月に旧サイバーソリューションズ株式会社を吸収合併すると同時に、商号をサイバーソリューションズ株式会社に変更いたしました。



（注1）本人の事情により、林界宏は2020年1月に取締役の地位のみ退いております。

＜LBOについて＞

当社は、旧サイバーソリューションズ株式会社の株式取得にあたり、取得資金を調達するために、銀行からの借入によるLBOを実施いたしました。当社の業績は順調に推移し借入金の返済も順調に行われた結果、2024年7月に全額を返済しております。その結果、LBO実施時の財務制限条項及び担保提供義務については消滅しております。

また、当社はLBOによる旧サイバーソリューションズ株式会社の全株式の取得に伴い、のれんを計上しております。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、当社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上することとなります。当該のれんの減損リスクの内容については「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (4) その他のリスク」に記載しております。

さらに、林界宏によるMBOの実施後における企業経営の健全性確保の観点から、当社はガバナンス体制の強化が重要であると考え、2024年1月の臨時株主総会において監査役会設置会社に移行するとともに、2025年1月より取締役会の役員構成について社外取締役の比率を過半数（注2）にしております。加えて、2025年4月に任意の指名報酬委員会を設置し、経営陣並びに社外取締役の構成、取締役の個別報酬の基本方針、報酬制度の設計について協議する等、さらなるガバナンス体制の強化に努めております。

（注2）取締役5名のうち社外取締役3名（うち、独立社外取締役2名）

<リンクアジア株式会社（サイバーソフト株式会社）の沿革>

年月	変遷の内容
1997年4月	リンクアジア株式会社設立
1998年8月	サイバーソフト株式会社へ商号変更
2000年1月	旧サイバーソリューションズ株式会社へ事業譲渡
2000年9月	破産宣告（2001年1月破産廃止決定）

<旧サイバーソリューションズ株式会社の沿革>

年月	変遷の内容
2000年1月	旧サイバーソリューションズ株式会社設立 サイバーソフト株式会社から事業譲受
2001年1月	CyberMailリリース（メールシステム）
2005年1月	MailBaseリリース（メールアーカイブシステム）
2005年11月	MailGatesリリース（メールセキュリティシステム）
2007年3月	ISO27001認証取得
2008年6月	関西オフィス設立
2009年1月	CYBERMAIL Σサービス開始（クラウドメールサービス）
2012年12月	MAILBASE Σリリース（クラウドメールアーカイブサービス）
2016年7月	CyberMail STリリース（メール無害化サービス）
2016年11月	CYBERMAIL Σ-STサービス開始（クラウドメール無害化転送サービス）
2018年7月	MAILGATES Σサービス開始（クラウドメールセキュリティサービス）
2019年4月	Cloud Mail SECURITYSUITE サービス開始（クラウドセキュリティサービス）
2020年1月	EMERGENCY MAILサービス開始（バックアップWEBメールサービス）
2020年4月	ISO27017、ISO27018認証取得
2021年10月	Internet Secure Services株式会社設立（2025年3月に保有する株式を一部売却し、連結の範囲から除外）
2022年8月	Enterprise Auditリリース（eDiscovery対応メール監査システム）
2023年1月	A C Aセキュリティ株式会社が旧サイバーソリューションズ株式会社の全株式を取得し、完全子会社となる
2023年5月	A C Aセキュリティ株式会社を存続会社、旧サイバーソリューションズ株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施

<当社（新サイバーソリューションズ株式会社）の沿革>

年月	変遷の内容
2022年12月	A C Aセキュリティ株式会社設立
2023年1月	A C Aセキュリティ株式会社が旧サイバーソリューションズ株式会社の全株式を取得し、完全子会社化
2023年2月	代表取締役社長の林界宏及び林界宏の親族を割当先とする第三者割当増資を実施
2023年5月	A C Aセキュリティ株式会社を存続会社、旧サイバーソリューションズ株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施。サイバーソリューションズ株式会社へ商号変更
2024年11月	SecureDriveリリース（クラウドストレージサービス）
2024年12月	株式会社日立システムズと業務資本提携の締結
2025年2月	SecureCommunicationONEリリース（統合コラボレーションサービス）
2025年2月	SecureBoardリリース（クラウドグループウェアサービス）
2025年3月	Internet Secure Services株式会社の株式を一部売却、連結の範囲から除外

3【事業の内容】

(1) サービス概要

当社は、デジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであります。サービスの特徴から、メールの無害化、脅威防御、情報漏洩対策などと関連するセキュリティ、リスクマネジメントの製品・サービスの企画・販売事業を行うセキュリティソリューション事業、及びビジネスコミュニケーション（メール・ビジネスチャット・グループウェア）に関連する製品・サービスの企画・販売事業を行うコミュニケーションソリューション事業の2つの事業に区分しております。

事業	各事業を構成するサービス内容
セキュリティソリューション事業	メールセキュリティ「Cloud Mail SECURITYSUITE」、「MailGates」、「CyberMail-ST」、「Cybermail-CDR」、メッセージングアーカイブ「Enterprize Audit」といったメールセキュリティの製品・サービスの企画・販売
コミュニケーションソリューション事業	メールサービス「CyberMail」「CYBERMAILΣ」（注）、ビジネスチャット「CYBERCHAT」、セカンダリメール「EMERGENCYMAIL」、クラウドストレージサービス「SecureDrive」、クラウドグループウェアサービス「SecureBoard」、統合コラボレーションサービス「SecureCommunicationONE」（注）といったビジネスコミュニケーション製品・サービスの企画・販売 当社サービス導入に向けた導入に向けた支援サービスの販売

（注）メールサービス、ビジネスチャット、メールセキュリティ等を統合してサービス提供している「CYBERMAILΣ」及び「SecureCommunicationONE」については、サービスの比率に応じて、コミュニケーションソリューション事業とセキュリティソリューション事業に収益を配分しております。

(2) ビジネスモデルの特徴

当社のビジネスモデルの特徴としては、①ファブレス経営、②ハイブリッド経営、③No.3論理に基づく日本No.1戦略、の3つがあります。

①ファブレス経営

当社は、創業時より「ファブレス経営」（注1）を掲げ、製品・サービスの企画、開発、検証、販売、サポートの中で、製品開発（カスタマイズ開発は除く）を自社では行わず、提携する会社に委託する体制を構築することで、固定費の抑制を図っております。製品開発に係る対価については、売上高に連動した一定率で設定しており、また、海外の提携会社に対しても円建てで決済する契約としていることから、原価のコントロールが容易となり、高い利益率を確保できる事業構造を実現しております。

②ハイブリッド経営

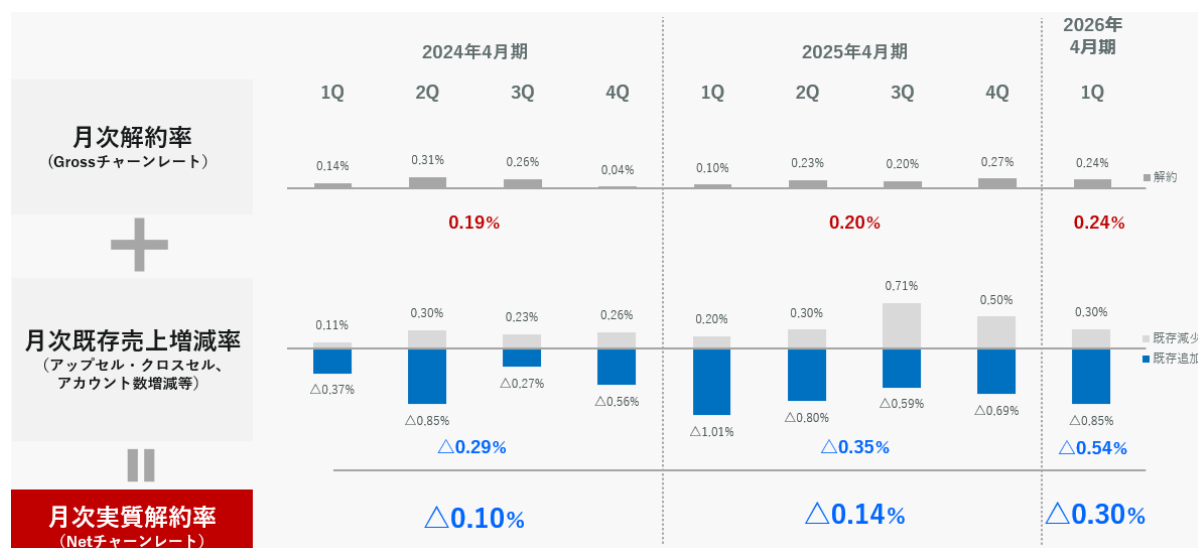
コミュニケーションソリューション事業の対象となるメールサービス等の市場は、大きな成長は見込まれないものの、縮小傾向も見られない成熟した市場領域であり、開発人材の確保が困難であることから新規参入もなく、同業他社の撤退も進んでいることから、当社は安定的な収益基盤および残存者利益を確保しております。一方、セキュリティソリューション事業の対象となるメールセキュリティやリスクマネジメント等の市場は、成長性の高い市場領域となっております。当社は、これら2つの事業を組み合わせた「ハイブリッド経営」を推進することで、売上高の成長と収益性の確保の両立を図っております。

③No.3論理に基づく日本No.1戦略

当社は、「No.3論理に基づく日本No.1戦略」（注2）を掲げ、当社がターゲットとしているメールサービス等のコミュニケーションソリューション事業領域において、ニッチ戦略により業界トッププレイヤーとの直接的な競争を回避し、価格優位性の確保を図っております。具体的には、業界大手がクラウドサービス（注3）を中心としたサービス展開をしている中、当社はクラウドサービスに加えてパッケージソフトウェアも提供しており、更には顧客の要望に応じた柔軟なカスタマイズにも対応可能な体制を整えております。また、業界大手がメール、チャット、Web会議、ストレージ等をオールインワンパッケージとして提供しているのに対し、当社は分野ごとに最適な他社製品を選定し、組み合わせて提供することで差別化を図っております。このように、同業他社が行わないサービスを提供する戦略により、価格競争に陥らず、顧客がスイッチしやすい構造を確立し、継続的な取引関係を構築できているものと考えております。

以上のビジネスモデルの特徴により、当社の売上高は、月額利用料を主とするサブスクリプション形式（注4）が大半を占めております。また、主要な売上高であるクラウドサービスの実質解約率（注5）は0%以下、つまり解約金額を既存顧客へのクロスセルやアップセルによる売上高の増加が上回るネガティブチャーンの状態となっており、安定的なストックビジネスを実現しております。

過去のクラウドサービス売上高の実質解約率の推移（注6）は以下となっております。



（注1）当社では、自社で製品・サービスの開発を行わない体制とすることをファブレス経営と称しております。当社主力製品については、製品の基本機能については開発会社が知的財産権を保有し、当社が日本での販売にあたりライセンス料を支払っております。尚、当社が企画・発注した機能は、当社が知的財産権を保有しております。

（注2）「No.3論理に基づく日本No.1戦略」とは、世の中の多くの市場が成熟期を迎える頃には業界No.4以下は淘汰されていき、Top3に集約されていくという当社の考察に基づいて、業界大手であるMicrosoftやGoogleがやらないことをやるというニッチ戦略によって競争を回避し、価格優位性を向上させることで国内コミュニケーションソリューション市場における業界No.3、日本企業としてはNo.1を目指すという方針を意味しております。

（注3）クラウドサービスとは、ユーザー自身が用意したハードウェア上でソフトウェアを利用する販売形態であるパッケージソフトウェアに対して、当社がネットワーク経由でサービスとしてユーザーに提供する販売形態をいいます。

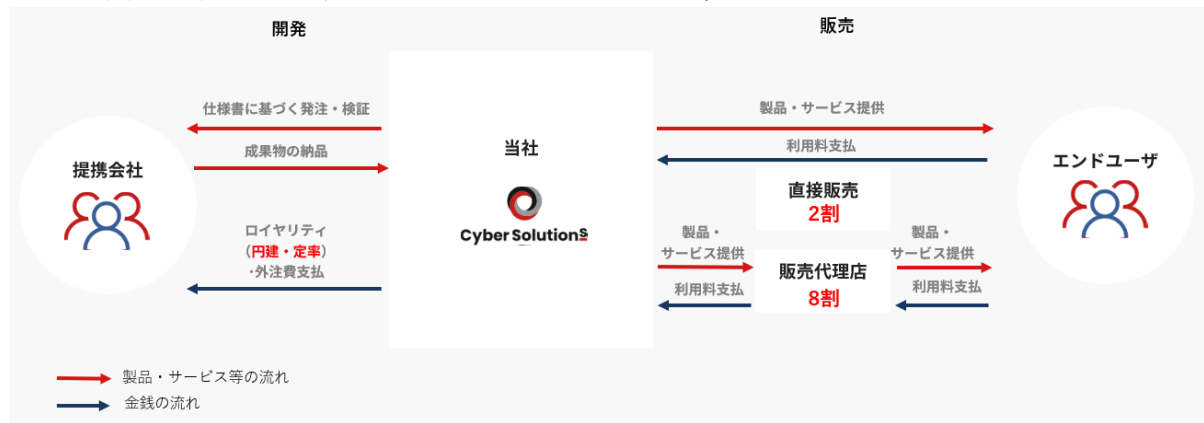
（注4）当社では、導入支援等の一過性の売上高を除く、毎月継続的に収益計上されるビジネスコミュニケーション製品及びメールセキュリティ製品の売上高をサブスクリプション形式の売上高としております。

（注5）実質解約率は、既存顧客の前月売上高に対する当月売上高の比率から算出しており、解約に加え、アカウント数の減少等による既存顧客の売上高減少分およびクロスセルやアップセル等による既存顧客の売上高増加分を含んだ数値となっております。なお、算出に当たっては一過性の初期登録料を除外し、契約更新遅延等による月次売上高の変動分を平準化处理した内部管理用の売上高を用いております。

（注6）グラフ中にある四半期数値及び年度数値は、月次数値を平均化することで算定しております。

[事業系統図]

当社は、提携会社へ仕様書に基づいた開発委託しており、当社で成果物に対する検証をした上で、エンドユーザーに向けて直販及び販売代理店経由でサービスを提供しております。



(注) 直接販売及び販売代理店の割合は、2025年4月期における割合を記載しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はございません。

なお、2024年4月期末時点において連結子会社でありましたInternet Secure Services株式会社の株式を2025年3月31日付で一部売却したことにより、連結の範囲から除外されたため、2025年4月期末時点において、連結子会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
67 (9)	39.6	5年1ヵ月	8,411

事業部門の名称	従業員数（人）
営業部門	17 (3)
技術部門	34 (4)
全社（共通）	16 (2)
合計	67 (9)

- (注) 1. 従業員数は当社から当社外への出向者を除く就業人員数であります。
2. 臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、人材会社からの派遣社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、直前期1年間の完全在籍者の平均で算出しており、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり特筆すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に課する法律（平成27年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「日本企業に安全なビジネスコミュニケーションを届け続けます」を企業理念として掲げ、「従業員、顧客、株主にとって最高の会社を目指します」、「日本オンリーワンの総合メール・セキュリティメーカーを目指します」（注1）の2つを経営目標に事業拡大を図っております。

(2) 経営環境と中長期的な経営戦略

セキュリティソリューション事業のターゲットとなる市場規模を推計する上で参考となる国内のネットワークセキュリティビジネス市場全体の規模は、株式会社富士キメラ総研「2024 ネットワークセキュリティビジネス調査総覧」から2023年度は6,526億円と推計されております。このうち、当社事業のターゲットとなるメールフィルタリング、メール暗号化／誤送信対策ツール、メールアーカイブ、ウイルス監視サービス、ウイルス対策ツール、シングルサインオンといったメールセキュリティ関連の市場に絞ると1,075億円（2023年度）となっております。近年、国際情勢の変化などによって海外からのサイバー攻撃の高度化や頻度も高まる中、セキュリティに対する意識が高まっており、成長していくことが見込まれております。

セキュリティソリューション事業においては、セキュリティ意識の高まりなどを踏まえて市場の拡大が見込まれており、メールセキュリティ機能の拡充などによりサービスを充実させることで成長を図っていく方針です。

コミュニケーションソリューション事業のターゲットとなる市場規模を推計する上で参考となる統合コミュニケーションサービスとグループウェアの市場規模の合計は、株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2024年版」によれば、2023年度は3,214万ID、5,585億円あると推計されております。

コミュニケーションソリューション事業においては、情報漏洩対策、メール監査やセカンダリメール等同業他社の補完サービスの提供やサービスリプレイスに加え、クラウドストレージやグループウェア等、ユーザーからのニーズがある機能をパッケージ化した製品を低価格で中堅企業向けに提供することにより、新たな市場の開拓を進めていく方針です。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、安定的な事業成長とともに収益率の向上をはかっていく為に、IFRSに基づく①売上高成長率、②税引前利益率、③実質解約率、④ストック売上比率を重要な経営指標としております。

①売上高成長率

当社は、メールセキュリティやリスクマネジメント等の成長性の高い市場領域を対象としたセキュリティソリューション事業と、成熟した市場領域において安定的な収益基盤と残存者利益を享受できるコミュニケーションソリューション事業を組み合わせた「ハイブリッド経営」を推進しております。その結果、当社は継続的な売上高の成長を実現しており、2025年4月期は14%の売上高成長率となっております。今後も、事業環境に応じて最適な事業ポートフォリオを維持発展させていくために、売上高成長率を重要な経営指標として位置付けております。また、クラウドサービス契約アカウント数についても参考指標として継続的に把握しております。

②税引前利益率

当社は、創業時より「ファブレス経営」を掲げ、自社で製品開発を行わない体制を構築することで、固定費の抑制を図っております。製品開発に係る対価については、売上高に連動した一定率で設定しており、また、海外の開発元に対しても円建てで決済する契約としていることから、原価のコントロールが容易となり、高い利益率を確保できる事業構造を実現しております。その結果、当社が重要指標として位置付けている税引前利益率は、2025年4月期において39%となっております。

今後も、「ファブレス経営」により変動費比率を低水準で維持し、データセンターコストや人件費等の固定費の増加率を売上高成長率以下に抑えるなど、当社がコントロール可能なコストの低減に努めていくために、税引前利益率を重要な経営指標として位置付けております。

③実質解約率

当社は、トッププレイヤーとの直接的な競争を回避するため、カスタマイズ対応などの柔軟性及び価格優位性を確保する「No.3論理に基づく日本No.1戦略」を実践し、顧客がスイッチしづらい構造を構築してまいりました。その結

果、2024年4月期及び2025年4月期において、解約金額を既存顧客に対するクロスセルやアップセルによる売上高増加が上回る状況となり、主要な売上高を占めるクラウドサービス売上高の実質解約率（注2）は、0%以下、すなわちネガティブチャーンとなっております。

今後も、「No.3論理に基づく日本No.1戦略」に従って柔軟性や価格優位性のさらなる向上に努めるとともに、クロスセルやアップセルの推進により安定的な顧客基盤の維持発展を図っていくために、実質解約率を重要な経営指標として位置付けております。

④ストック売上比率

当社は、売上高に占めるサブスクリプション形式の売上高（注3）の比率であるストック売上高比率が2025年4月期において95%と大半を占めており、実質解約率の低さと相まって、安定的なストックビジネスを形成しております。

今後も、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現していくため、ストック売上比率を重要な経営指標として位置付けております。また、ARR（注4）についても参考指標として継続的に把握しております。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

①認知度の向上及び販売力の強化

当社は、「日本オンリーワンの総合メール・セキュリティメーカーを目指します」（注1）といった目標掲げており、更に新規顧客獲得、販売代理店網の拡充等を図り、売上高成長率を向上させていくためには、知名度の向上、販売力の強化が重要と認識しております。

その対処として、活用事例の積極的な訴求、マーケティング等のイベント出展、Web広告などの販売促進などを強化していくことで認知度の向上を図ってまいります。

②クロスセル・アップセルの強化

当社は、売上高のストック性を更に高めていく為に、既存顧客に対するクロスセル・アップセルの強化が重要と認識しております。

その対処として、定期訪問による顧客満足度の調査や新サービスの案内、顧客キーマンとのコミュニケーション強化等、組織をあげての既存顧客フォロー体制を構築し、解約リスクの早期察知と防止を図ってまいります。

③新サービス提供に向けた事業連携及びM&Aの取り組み

当社は、メール及びメールセキュリティサービスを基盤とし、ユーザーの多様なニーズに対応するため、コミュニケーションソリューション事業においてグループウェアやセキュアドライブ等の新たなサービスを企画・提供していくことで、ターゲット市場の拡大と売上高の成長を実現してきております。今後も、ユーザーの要望に的確に応える新サービスの継続的な提供及び新サービスの拡販体制の構築が、当社の持続的な成長および売上高のさらなる拡大において重要であると認識しております。

このような認識のもと、当社は他社との事業連携やM&Aを積極的に推進していく方針です。その一環として、2024年9月に株式会社TKCによる資本参加、2024年12月には株式会社日立システムズとの業務資本提携を実施しております。

④組織体制の強化

上記の課題に対処していくためには、その土台となる組織体制を更に強化していくことが重要と認識しております。今後も、更に優秀な人材の確保に努めるとともに、生産性向上や組織活性化のための環境づくり、人材育成のための教育支援制度の拡充に、なお一層取り組んでまいります。

（注1）「日本オンリーワン」とは、当社のビジネスモデルの特徴であるファブレス経営、ハイブリッド経営、ならびにNo.3論理に基づく日本No.1戦略を継続的に強化することにより、顧客満足度の向上を図り、日本国内において唯一無二の存在となることを目指すものであります。

（注2）実質解約率は、既存顧客の前月売上高に対する当月売上高の比率から算出しており、解約に加え、アカウント数の減少等による既存顧客の売上高減少分およびクロスセルやアップセル等による既存顧客の売上高増加分を含んだ数値となっております。なお、算出に当たっては一過性の初期登録料を除外し、契約更新遅延等による月次売上高の変動分を平準化処理した内部管理用の売上高を用いております。

（注3）当社では、導入支援等の一過性の売上高を除く、毎月継続的に収益計上されるビジネスコミュニケーション製品及びメールセキュリティ製品の売上高をサブスクリプション形式の売上高としております。

（注4）Annual Recurring Revenue の省略表記で、年次経常収益のことをいいます。導入支援等の一過性の売上高を除いた決算月の売上高を12倍して算出した数値となっております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方および取組は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

昨今の企業において、サステナビリティ（持続可能性への取り組み）はますます重要なテーマとなっています。

当社では企業理念やコアバリューに基づく事業活動を通じ、社会の発展に貢献していくことで持続的成長と企業価値向上の実現を推し進めてまいります。

①ガバナンス

当社は、現状、サステナビリティに係る基本方針は定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会、管理するためのガバナンス改訂、統制及び手続等の体制については、他のコーポレート・ガバナンス体制と区別はせず、リスク・コンプライアンス委員会で審議を行い、重要な事項がある場合は、経営会議や取締役会でも議論・決議することとしています。詳細は、「第4提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

②戦略

人材育成及び社内環境に関する方針

当社の持続的な成長や企業価値向上のためには、人材は最も重要な経営資源であり、高度な専門的知識、技能及び経験を有する、多様な人材の確保及び育成が不可欠だと考えております。当社の企業理念に共感する有能な人材を確保するため、新卒採用や様々な経験を有する中途採用を積極的に実施し、多様性ある組織づくりに取り組んでいます。

社内の環境整備では、外国籍の社員比率が9.86%（2025年8月末時点）であるように、国籍、年齢、性別、障害の有無等に関係なく活躍のチャンスのある社内環境を整備しており、従業員自らが新たな仕事にチャレンジできる社内FA制度や社内公募制度、資格取得をバックアップする資格取得支援制度、組織や会社への貢献度が高い社員への表彰制度（インセンティブ、サンクス制度）を行っております。また、フレックス制度を導入し、従業員のライフスタイルにあった働き方をサポートしています。

なお、2025年4月期の採用実績は、新卒採用が4名、中途採用が17名となっております。

③リスク管理

当社はリスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するため、各種規程を整備するとともにその適正な運用に努めております。経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役社長を中心として、各部門責任者がモニタリングし、重要なリスク事項については、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会で報告・協議するとともに、リスク・コンプライアンス委員会にてコンプライアンス体制の運用状況の監視を行っております。

経営会議メンバーにより構成されるリスク・コンプライアンス委員会は、四半期に一度開催されており、継続的なリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

④指標及び目標

人材育成及び社内環境整備に関する方針につきましては、高度な専門的知識や技能及び経験を有する多様な人材を確保するため、中途採用では、募集媒体のみならずダイレクトリクルーティングや従業員紹介によるリファラル採用、新卒採用ではインターンシップ制度の導入など、各施策を積極的に取り組み、更なる人員体制の強化を図ってまいります。2026年4月期の採用目標は、新卒採用を6名、中途採用を5名としております。

従業員残業時間や有給休暇の取得率、育児休業取得率などの具体的な指標及び目標につきましては、現在策定中であり記載を省略しております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社では、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスクマネジメントの体制を整備しております。また実際にリスクが発生した場合は、速やかに代表取締役社長への報告を行い、代表取締役社長の指示の下、当該リスクへの対応を行うこととしております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 情報セキュリティ	
発生可能性：中	発生可能性のある時期：短期 影響度：高
リスク認識	当社は、インターネットを活用したサービスを提供しており、外部からのサイバー攻撃のリスクに常に晒されております。近年、サイバー攻撃はますます高度化・巧妙化しており、事業継続性やお客様からの信頼に重大な影響を及ぼすおそれのある深刻な脅威であると認識しております。 2024年3月にお客様のID及びパスワードが盗用されたことを発端とする不正アクセスによる情報漏洩事案が発生しましたが、当社の監視体制により早期に検知し、直ちに調査・対応を実施すると共に、該当顧客には個別に報告及び対応依頼を行いました。その結果、二次被害は発生しておらず、所定の手続に従い関係当局等への報告も速やかに行っております。 この経験を踏まえ、当社は情報セキュリティを経営上の最重要課題の一つと位置付け、組織的・技術的両面からセキュリティ対策の強化を継続的に推進しております。具体的には、24時間365日のシステム監視体制の強化、定期的な脆弱性診断や従業員へのセキュリティ教育の実施、外部専門機関との連携強化など、多層的な対策を講じております。 今後も、最新の脅威動向を注視し、万が一の際にも迅速かつ適切に対応できる体制を整えることで、当社サービスを安心してご利用いただけるよう努めてまいります。 しかしながら、想定を超えるサイバー攻撃により情報漏洩、改ざん等のセキュリティ事故が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償責任の発生など、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がございます。そのため、今後も情報セキュリティの継続的な強化と、万全のリスク管理に取り組んでまいります。
対応策	・ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）取得 ・ISO27017（クラウドサービスセキュリティ）取得 ・ISO27018（パブリッククラウドにおける個人情報保護）取得 ・情報セキュリティ委員会の設置および認証維持のための継続的モニタリング ・サイバー保険への加入（情報漏洩やサイバー攻撃に起因する賠償損害、費用損害、利益損害等への補償） ・セキュリティインシデント発生時の対応手順の事前策定 なお、情報セキュリティにおいて、特に重要である「個人情報保護」、「サイバーセキュリティ」につきましては、下記のように個別に対応策を検討しております。 - 個人情報保護 ・個人情報保護規程の制定 ・個人情報へのアクセス権の限定付与および秘密保持契約の締結 - サイバーセキュリティ ・システム構成管理およびセキュリティ対策機器の設置 ・ソフトウェアアップデート前の脆弱性チェックの実施 ・セキュリティ更新プログラムの速やかな適用 ・定期的な脆弱性スキャンおよび新たな脅威への対応 ・最大7世代のデータバックアップの実施による迅速な復旧への備え ・不正侵入検知システムおよびログ管理、不正プロセス監視の確立

② 製品の不具合（バグ）等		
発生可能性：中	発生可能性のある時期：短期	影響度：高
リスク認識	プログラムの不具合であるバグを無くすことは重要な課題ですが、ハードウェアや基本ソフトなどの環境との相性もあり、皆無にすることは一般的に難しいと考えられています。不具合の発生を抑えるよう下記の対応策を講じておりますが、それでもなお当社が販売した製品に予期し得ない重大な不具合（バグ）が内在し、これが発生した場合、追加的に発生する対応作業、顧客への補償や機会損失等の発生、当社や製品の信用力の低下により、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・サービス利用規約、ソフトウェア利用許諾等での補償範囲の明確化 ・リリース前に当社にて事前試験の実施、ならびに自社システム環境にて一定期間ステージング（本番環境に近い環境での試験運用）を行うことによる不具合検知 ・事前試験の結果、発見した不具合に対するプログラム修正を新機能に限らず、既存機能まで含めた不具合検知を全自動で実施 ・テスト結果等を責任者が総合判断し、リリース可否を判定 ・不具合発生時の対応手順の事前策定	

③ システムトラブルによるサービスの中断		
発生可能性：中	発生可能性のある時期：短期	影響度：高
リスク認識	当社クラウドメッセージングサービスにおける品質保証制度（SLA）として、対象サービスに関し、お客様に「月間稼働率99.9%」（注1）を保証しており、万が一実績値がそれを下回った場合には当社品質保証制度に従い補償を行います。 「月間稼働率99.9%」以上を保つための監視と迅速な対応を実施しておりますが、人為的なミスや設備・システム上の問題（自然災害など予測困難な事情に起因するものも含みます）、第三者によるサイバー攻撃、ハッキングその他不正アクセスなどに起因して各種サービスを継続的に提供できなくなること、または各種サービスの品質が低下することなどの重大なトラブルが発生することにより、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がございます。 （注1）月間稼働率とは、「各月の合計分数」から、「合計ダウンタイム（注2）分数」を減算し、「各月の合計分数」で割った数値でございます。 （注2）ダウンタイムとは、当社監視システムにてSimple Mail Transfer Protocol（注3）を利用したメール送信およびHyperText Transfer Protocol（注4）・HyperText Transfer Protocol Secure（注5）を利用したWEBアクセスを監視し、10分以上連続して停止を検知した時間をダウンタイムとみなします。（10分未満の断続的な停止は、ダウンタイムとして計測いたしません。） （注3）Simple Mail Transfer Protocolとは、電子メールを送信するための通信プロトコル（手順や規約）です。 （注4）HyperText Transfer Protocolとは、Webページなどの情報をやり取りするための通信プロトコルです。 （注5）HyperText Transfer Protocol Secureとは、Webページなどの情報を安全にやり取りするための通信プロトコルです。	
対応策	・監視システムによる稼働状況の継続的な監視と迅速な対応 ・システムの冗長化（予備の装置や構成の準備） ・重要なデータやシステム設定を定期的にバックアップし、遠隔地に位置する複数のデータセンターに保管 ・品質保証制度（SLA）による品質保証と保証範囲の設定 ・サイバー保険への加入（情報漏洩やサイバー攻撃に起因する賠償損害、費用損害、利益損害等への補償）	

④ 特定の取引先への依存		
発生可能性：低	発生可能性のある時期：長期	影響度：高
リスク認識	当社は「ファブレス経営」を採用し、製品・サービスの企画、検証、販売、サポートは自社で行い、製品開発（カスタマイズ開発は除く）は提携する会社に委託する事業モデルを特徴としております。また、この戦略に基づき当社が提供する大部分のサービスにつきましては、台湾のOpenfind Information Technology, Inc.（以下「OF社」という。）から日本国内におけるソフトウェアの独占販売権の付与を受けて事業展開を行っており、2025年4月期における当社のロイヤリティ費用全体に対するOF社へのロイヤリティの比率は80.2%となっております。 当社は、当該サービスの持続的な提供を確保するため、下記対応策により同社との契約終了によるリスク低減を図っております。しかしながら、万が一、同社との契約が終了した場合には、当該サービスに関する既存契約については引き続きサービスの提供が可能であるものの、新規契約に対するサービスの提供が不可能となり、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がございます。 また、ライセンス料率を変更する必要がある場合には、毎年の会議において変更を協議することができる旨が契約で定められており、ライセンス料率が上昇した場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・ 下記事項に関する同社との契約締結 (契約期間：2022年12月12日から2027年12月11日まで 5年毎の自動更新) a. 当社への日本国内におけるソフトウェアの独占販売権の付与 b. 契約終了要件（注1）の限定 c. 当社独自カスタマイズ部分に関する知的財産権の確保 d. 契約終了後もライセンス料支払いによる既存顧客へのサービス提供継続 ・ 人的、資金的関係性による協力関係強化 a. 同社との役員相互派遣や、同社社員出向受入れによるコミュニケーション円滑化 b. 同社による当社株式（4.8%）の政策保有 （注1）契約終了要件 1. OF社及び当社は、相手方に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を終了させることができる。 （1）本契約に違反し、相当期間を定めてなした催告後も当該違反が是正されない場合 （2）支払いの停止若しくは仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合 （3）手形交換所の取引停止処分を受けた場合 （4）公租公課の滞納処分を受けた場合 （5）その他前各号に準ずる様な本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合 2. 当社が2年連続して当該年度の業績目標（注3）を達成できない場合、両当事者は本契約を終了することができる。ただし、当社が当該年度の業績目標に応じた販売権限付与の対価を支払う場合はこの限りではなく、当社が2年連続して当該年度の業績目標に応じた販売権限付与の対価を支払わない場合に限り、両当事者は本契約を終了することができる。 3. OF社又は当社は、前2項に基づき相手方より本契約の全部又は一部が終了された場合には、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。 （注2）上記の契約終了要件について、契約開始時より該当した事例はなく、現時点においても要件に該当するような事例も発生しておらず、発生する見込みもありません。 （注3）本年（2025年1月から2025年12月）についても、OF社と当社で協議の上、業績目標を定めており、販売権付与の対価は前年の支払実績の109%となっております。なお、翌年の業績目標について何らかの理由で会議を実施できない、または当事者間で合意ができない場合には、年間業績目標は前年の業績目標と同一の値とすることが定められております。	

⑤ 新サービス展開の不確実性		
発生可能性：中	発生可能性のある時期：中期	影響度：中
リスク認識	当社は、強固な財務基盤を基礎として、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。この安定した財務基盤を活かし、将来的な売上拡大に向け、当社の技術や製品を活用した新サービスの開発に積極的に取り組んでおります。 しかしながら、新サービス展開にあたって、サービスに関する品質や機能が当初の想定に達しておらずリリースできない場合や、製品開発やシステム構築への対応が人員不足等により計画通り進捗せず収益化が遅れる場合、新サービスの拡大・成長が当初の予測どおりに進まない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・市場調査により顧客ニーズを把握し、既存顧客の追加需要や、競合他社との比較による差別化ポイントの明確化 ・新サービスの導入規模や販売代理店経由の売上をシナリオ別に試算し売上計画に反映 ・顧客セグメントを明確化し、最適なマーケティング戦略の立案 ・顧客からのフィードバックを収集し、製品やサービスの改善・機能追加への即時改善 ・売上高連動型の設定による開発会社への対価設定 ・新サービスに必要なスキルセットを定義し、人材の確保やトレーニング計画の立案 ・既存事業の収益力強化を通じた財務基盤の盤石化	

⑥ 契約件数急増に伴うカスタマーサポート体制		
発生可能性：低	発生可能性のある時期：中期	影響度：低
リスク認識	当社メールサービスおよびメールセキュリティサービスの契約件数が増加していることにより、当社サービスに関するサポート業務の対応工数が増加しております。当社はサポート体制の強化を図ることが顧客満足度向上のために重要であると認識しており、対応を進めておりますが、契約件数急増によるサポート業務への対応遅延が生じた場合には、顧客満足度が低下し、解約に繋がることで当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・新卒社員早期即戦力化プログラムの実行 ・対応遅延案件に対する経営会議での報告及び改善検討 ・AIによる顧客対応を導入し、顧客の自己解決率向上による問い合わせ件数の削減および対応工数の低減 ・AIによる社内対応者支援ツールを活用し、問い合わせ内容の要約、類似ケースの参照、回答作成支援等による対応精度の向上と対応工数の低減	

(2) 事業環境の変化に関するリスク

① 特定製品への依存、及び業界における技術変化等		
発生可能性：低	発生可能性のある時期：長期	影響度：高
リスク認識	当社の主力製品であるクラウドメールサービス「CYBER MAIL Σ」（注）は、2025年4月期において、当社の売上高の過半を占めております。 メールは依然として多くの人々に利用され、特に企業活動において不可欠な通信手段となっておりますが、当社が展開する事業における技術の進歩及び著しい変化によるサービスの陳腐化、競争力の低下、技術革新への対応の遅れが生じた場合には、新規契約の伸び悩みや解約の増加が生じる可能性があり、ひいては当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がございます。 （注）メールサービス、メールセキュリティ等を統合してサービス提供している「CYBERMAIL Σ」については、サービスの比率に応じて、コミュニケーションソリューション事業とセキュリティソリューション事業に収益を配分しております。	
対応策	・技術トレンドや市場動向の継続的監視、競合他社の動向分析による最新技術への対応 ・体系的な顧客ニーズの収集・分析によるサービスの品質向上と機能拡充 ・技術分野におけるリスクの定期的評価と、対応策の検討 ・売上構成を多様化し安定的な収益基盤を築くための新サービスラインナップ拡充、及びセキュリティソリューション事業の強化	

② 市場規模の縮小による当事業規模の縮小		
発生可能性：低	発生可能性のある時期：長期	影響度：中
リスク認識	当社は、現在国内市場に特化した事業展開を行っており、着実に契約件数を増加させております。しかしながら、日本の人口動態変化、特に労働人口の減少傾向が今後のユーザー数に影響を与える可能性があり、結果として当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。 一方で、上記（２）①にも記載のとおりメールは企業活動において不可欠な通信手段であります。また、新規参入企業も比較的少なく、当社は価格競争力を有していることから、当社のコミュニケーションソリューション事業は一定の安定性を有しているものと認識しております。加えて、当社が展開するセキュリティソリューション事業は市場規模の拡大が期待されており、同事業が当社全体の成長を牽引することで、当該リスクの発生可能性は相対的に低いものと見込んでおります。	
対応策	・標準クラウドサービスだけでなく、パッケージ製品、カスタマイズ対応、個別クラウド環境、OEMサービス等、提供形態の多様化 ・メールサービスを核として、クラウドストレージやグループウェア機能等を提供することによる、包括的ソリューション展開 ・コミュニケーションソリューション事業とセキュリティソリューション事業によるハイブリッド経営の展開 ・運用、サポート、検証プロセスの自動化によるコスト削減 ・高品質なカスタマーサポートの提供による顧客満足度向上と維持 ・成長性の低い事業領域から戦略的に撤退し、高成長分野へのリソース再配分	

（３）事業運営体制に関するリスク

① 小規模組織であることによる人材の流動性リスク		
発生可能性：中	発生可能性のある時期：長期	影響度：高
リスク認識	当社は事業規模に応じた組織体制を志向しており、現在は比較的小規模の体制で事業運営を行っておりますが、今後のさらなる成長に向けて、当社事業における専門知識、技術及び資格等を有する人材の確保・育成が必要不可欠なものと認識しており、優秀な人材の獲得と定着、能力開発に注力しております。 しかしながら、採用難や労働市場全体の流動性の高まり、あるいは当社の就業環境の悪化や育成計画の未達成により、人材が社外流出した場合や、高い専門性を持つ人材を十分に確保できない場合、生産性や競争力の低下に繋がり、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・求人サイト、ダイレクトリクルーティング、リファラル（従業員紹介）、大学との連携など、多面的な人材獲得戦略の展開 ・学生向けインターンシップ制度による将来の採用候補者育成 ・新入社員の円滑な職場統合を目的とした特別研修プログラムの実行 ・高度な専門性を持つ人材の獲得と定着を目的としたストック・オプション制度の導入 ・年２回賞与の他、従業員の貢献に対する感謝と評価を示すことを目的とした決算賞与支給（予算超過利益に対し一定割合を支給） ・次世代経営人材の育成を目指した戦略的リーダーシップ・プログラムの展開	

② 特定人物への依存度		
発生可能性：中	発生可能性のある時期：短期	影響度：高
リスク認識	当社代表取締役社長の林 界宏は、経営方針や事業戦略の策定において中核的な役割を担っております。当社では、経営の安定性と継続性を確保するため、後継者育成や権限委譲を含む経営体制の強化に取り組んでおります。 しかしながら、不測の事態により林 界宏が職務を遂行できなくなった場合、一時的に当社の事業運営に影響を及ぼす可能性がございます。このリスクに対し、当社では経営層の多様化や意思決定プロセスの分散化を進め、特定の個人に依存しない強固な経営基盤の構築を目指しております。	
対応策	・指名報酬委員会を中心とした後継者人材の戦略的発掘・育成 ・執行役員制度導入による経営層の多様化や権限委譲の推進 ・不測の事態に備えた体制整備（役員間の相互情報共有、代行順位の設定等） ・組織全体で一貫した価値観やビジョンを掲げ、一貫した行動が行えるよう、全体集会等を通じた組織文化の醸成	

（４）その他のリスク

① コンプライアンスリスク		
発生可能性：低	発生可能性のある時期：短期	影響度：高
リスク認識	企業の社会的責任に対する関心の高まり、企業活動に影響を及ぼす新しい法制度の制定や改正などを背景として、法令のみならず企業倫理も対象とするコンプライアンスに関連したリスクが増大しつつあります。こうしたリスクへの対策を図り、コンプライアンス向上に取り組んでおりますが、諸施策を講じてコンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社の事業活動や、経営成績・財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・リスク・コンプライアンス委員会を開催し法令遵守への意識を高め、適正な職務執行を徹底 ・内部通報窓口の設置と周知 ・規程・マニュアル類の整備、教育研修の実施、規程等遵守状況のモニタリング ・内部監査室による内部監査の実施 ・顧問契約を締結している法律事務所等への相談	

② 知的財産の保護及び侵害		
発生可能性：低	発生可能性のある時期：短期	影響度：高
リスク認識	当社は、事業活動において、第三者の特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないよう、常に注意を払うとともに、必要に応じて当社の知的財産権の登録を申請することで、当該リスクの回避を図っております。 しかしながら、当社が現在販売している製品、あるいは今後販売する製品が第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確に判断できない可能性があり、また、当社が認識していない特許権等が成立することにより、当該第三者より損害賠償等の訴えを提起される可能性があります。そのような場合、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・顧問弁護士や弁理士等との連携 ・特許権、商標権等の知的財産権を積極的に取得し、保護範囲を明確化 ・新製品やサービスの開発・販売前に、他社の知的財産権を侵害しないか事前調査を行い、侵害リスクを評価 ・他社の知的財産権を使用する場合には、適切なライセンス契約を締結し、ライセンス料や使用範囲、契約期間を明確化	

③ 支配株主との関係によるリスク		
発生可能性：低	発生可能性のある時期：長期	影響度：高
リスク認識	当社の代表取締役社長である林 界宏は支配株主に該当し、二親等内の親族との合算分を含めて、本書提出日現在、当社株式の50%超を保有しております。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。 当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、今後、市場で当該株式の売却が行われた場合、又は売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性がございます。さらに、市場での売却ではなく特定の相手先へ譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の経営戦略等に影響を与える可能性がございます。	
対応策	—	

④ 固定資産の減損による損失発生		
発生可能性：低	発生可能性のある時期：長期	影響度：中
リスク認識	当社は、有形固定資産及び企業結合により生じたのれん等の無形固定資産を計上しております。2025年4月期において、日本基準によるのれん963,132千円、顧客関連資産2,104,741千円（参考数値：IFRSによるのれん1,091,549千円、顧客関連資産2,104,741千円）が計上されており、のれん及び顧客関連資産の総資産に占める割合は日本基準では62.0%（参考数値：IFRSでは58.8%）であります。 これらの資産について、経営環境の変化等で、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、固定資産の減損会計の適用による減損損失が発生し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・会計基準に従い、のれん等に対して定期的に減損テストを実施し、減損の兆候を早期に発見 ・経済状況や市場動向、業界の変化を常に把握し、これらが資産価値に与える影響を評価	

⑤ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化		
発生可能性：高	発生可能性のある時期：中期	影響度：低
リスク認識	当社は役員及び従業員、外部協力者に対して、モチベーションの向上を目的としたストック・オプションを付与しております。今後、新株予約権の行使がなされた場合には、既存株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性がございます。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は1,413,100株であり、発行済株式総15,000,150株の9.42%に相当します。	
対応策	・希薄化を一定範囲にとどめるよう新株予約権の発行数の検討 ・一度に大量の権利行使が行われないよう、権利行使期間の設定 ・株主や機関投資家に向けて、希薄化する以上の価値向上が見込めること等、適切な説明の実施	

⑥ 株式の流動性に関するリスク		
発生可能性：中	発生可能性のある時期：短期	影響度：中
リスク認識	当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場にあたっては、本公募及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率について、新規上場時において約25.5%にとどまる見込みです。 今後は、下記対応策の組み合わせにより株式の流動性の向上を図っていく方針であります。何らかの事情により流動性が向上しない場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性がございます。	
対応策	・当社主要株主による一部売出しの検討 ・事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達 ・ストック・オプションの行使による流通株式数の増加	

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

第3期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当社は、「日本企業に安全なビジネスコミュニケーションを届け続けます」を企業理念として掲げ、コミュニケーションソリューション事業及びセキュリティソリューション事業の2つの事業を展開しております。

当事業年度（2024年5月1日～2025年4月30日）における我が国の経済は、依然として続く欧州や米国の地政学的リスクを背景とした物価上昇や急激な為替変動、そして不安定な金融資本市場に起因する景気下振れリスクは今後も注視していく必要があるものの、雇用賃金環境の改善に見られるように穏やかな景気回復は継続している状態です。

このような状況下においても、当社が属する情報サービス産業は、引き続き加速するデジタルインフラの整備やグリーン成長戦略を背景としたクラウドサービスに対する需要は継続しており、更に、急速にデジタル化が普及していく中で大きな課題となる情報セキュリティサービスについては、今後ますます重要性が増していくものと思われます。

こうした経営環境の中、当社は、強力なセキュリティ&権限マネジメントで安全に大容量ファイルを送受信できるビジネス向けファイル転送ツールである『SecureDrive』を2024年11月に、組織のコミュニケーションを統合しクリエイティブな業務時間を創造するグループウェア『SecureBoard』、メールからグループウェアまで5製品を1つにパッケージングし、セキュアで統合されたコミュニケーションを提供する

『SecureCommunicationONE』を2025年2月にリリースしたことで、新たなコミュニケーション分野であるグループウェア/ポータルへと事業領域を拡大しました。

以上の結果、日本基準に準拠した当事業年度の業績は、売上高3,126,231千円（前年同期比13.7%増）、営業利益1,186,441千円（同36.2%増）、経常利益1,192,324千円（同39.0%増）、当期純利益823,833千円（同49.3%増）となりました。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の業績は、売上高は3,126,231千円、（前年同期比13.7%増）、営業利益は1,232,568千円（同34.5%増）、税引前利益は1,216,727千円（同39.5%増）、当期利益は902,661千円（同53.2%増）となりました。なお、当社はデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしておりません。主要なサービス別の概況は以下のとおりであります。

（コミュニケーションソリューション事業）

当事業年度におけるコミュニケーションソリューション事業の売上高1,336,244千円（前年同期比9.4%増）はとなりました。

（セキュリティソリューション事業）

当事業年度におけるセキュリティソリューション事業の売上高は1,789,986千円（前年同期比17.2%増）となりました。

第4期第1四半期累計期間（自 2025年5月1日 至 2025年7月31日）

当社は、創業以来「日本企業に安全なビジネスコミュニケーションを届け続けます」を企業理念に掲げ、コミュニケーションソリューション事業及びセキュリティソリューション事業の2つの事業を展開しております。

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、各種政策の効果もあって、所得や雇用環境の持続的な改善が見られたことで国内経済は引き続き回復基調である一方、地政学的リスクやインフレ圧力、円安の継続など、依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する情報サービス産業においては、生成AIやIoT、クラウドサービスなどIT最新技術の急速な進展が産業界に新たな成長機会をもたらす一方で、サイバー攻撃や情報漏洩、AIによるフェイク情報の拡散といった新たな脅威も顕在化しており、企業には高度なリスク管理が求められております。

また、昨今社会全体的に問題となっている、フィッシング詐欺メール対策を始めとしたセキュリティ意識への関心の高まりを受け、引き続き堅調な受注を見込んでおります。

こうした環境の中、当社はカスタマイズ対応などの柔軟性及び価格優位性を確保する「No.3論理に基づく日本No.1戦略」を実践し、成熟した市場領域において安定的な収益基盤と残存者利益を享受できるコミュニケーションソリューション事業及び、メールセキュリティやリスクマネジメント等の成長性の高い市場領域を対象としたセキュリティソリューション事業を組み合わせた「ハイブリッド経営」を推進して事業の拡大に取り組んで参りました。

以上の結果、IFRSに準拠した売上高は875,935千円（前年同期比17.6%増）、営業利益は364,380千円（同46.2%増）、税引前四半期利益は362,773千円（同51.5%増）、四半期利益は258,602千円（同61.5%増）となりました。なお、当社はデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしていません。

② 財政状態の状況

第3期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

日本基準に準拠した当事業年度における財政状態の状況は以下のとおりであります。

（資産）

当事業年度末における総資産は、4,945,808千円（前期末比384,624千円の増加）となりました。主な要因としては、現金及び預金605,315千円の増加、無形固定資産206,397千円の減少等によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は、2,647,487千円（前期末比439,993千円の減少）となりました。主な要因としては、借入金405,272千円の減少等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、2,298,321千円（前期末比824,618千円の増加）となりました。主な要因としては、当期純利益の計上に伴う繰越利益剰余金823,833千円の増加によるものであります。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度における財政状態の状況は以下のとおりであります。

（資産）

当事業年度末における総資産は、5,435,615千円（前期末比765,996千円の増加）となりました。主な要因としては、現金及び現金同等物598,030千円の増加、使用権資産336,546千円の増加があった一方で、有形固定資産36,305千円の減少、無形資産142,188千円の減少があったことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は、3,016,057千円（前期末比159,842千円の減少）となりました。主な要因としては、リース負債315,742千円の増加があった一方で、借入金397,672千円の減少があったことによるものです。

（資本）

当事業年度末における資本は、2,419,558千円（前期末比925,839千円の増加）となりました。主な要因としては、当期利益の計上に伴う利益剰余金902,661千円の増加によるものであります。

第4期第1四半期累計期間（自 2025年5月1日 至 2025年7月31日）

IFRSに準拠した当第1四半期会計期間末における財政状態の状況は以下のとおりであります。

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は、5,520,888千円（前期末比85,272千円の増加）となりました。主な要因としては、現金及び現金同等物189,620千円の増加、その他の流動資産19,913千円の増加があった一方で、その他の金融資産（流動資産）60,210千円の減少、有形固定資産24,620千円の減少があったことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は、2,835,586千円（前期末比180,470千円の減少）となりました。主な要因としては、契約負債148,904千円の増加、引当金（流動負債）66,568千円の増加があった一方で、借入金（流動負債）223,000千円の減少、未払法人所得税52,491千円の減少、営業債務及びその他の債務85,856千円の減少があったことによるものであります。

（資本）

当第1四半期会計期間末における資本は、2,685,301千円（前期末比265,743千円の増加）となりました。主な要因としては、四半期利益の計上に伴う利益剰余金258,602千円の増加によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第3期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物等（以下「資金」という。）は、923,689千円（前期末比605,315千円の増加）となりました。

日本基準に準拠した当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は1,086,314千円（前期は1,111,597千円の獲得）となりました。これは、税引前当期純利益の計上1,209,632千円が主な要因となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は73,247千円（前期は219,624千円の獲得）となりました。これは、本社事務所移転に伴う備品やサーバ機器等の有形固定資産の取得による支出99,611千円が主な要因となっております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は407,752千円（前期は1,313,284千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出678,272千円が主な要因となっております。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、1,129,876千円（前期は1,170,325千円の収入）となりました。主な要因は、税引前利益が1,216,727千円、減価償却費及び償却費が352,929千円、契約負債の増加に伴う収入が200,495千円となった一方で、法人所得税の支払額が618,196千円となったことであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、74,890千円（前期は206,388千円の収入）となりました。主な要因は、本社事務所移転に伴う備品やサーバ機器等の有形固定資産の取得による支出が99,611千円、敷金及び保証金の差入れによる支出が79,918千円となった一方で、投資の売却及び償還による収入が61,120千円となったことであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、449,670千円（前期は1,363,371千円の使用）となりました。要因は、長期借入金の返済による支出が678,272千円、リース負債の返済による支出が44,398千円となった一方で、短期借入金の増加による収入が273,000千円となったことです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

c. 販売実績

日本基準に準拠した当事業年度の販売実績を主要サービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
コミュニケーションソリューション	1,336,244	109.4
セキュリティソリューション	1,789,986	117.2
合計	3,126,231	113.7

- (注) 1. 当社の事業セグメントは、「デジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業」を単一の報告セグメントとしているため、サービス別の販売実績を記載しております。
2. 総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上の相手先が存在しないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準及び国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」および「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (2) 国際会計基準による財務諸表 財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③目標とする経営指標

当社は、安定的な事業成長とともに収益率の向上をはかっていく為に、IFRSに基づく売上高成長率、税引前利益率、実質解約率、ストック売上比率及びARRを重要な経営指標としており、当該指標の推移に関して以下のとおりであります。

	2024年4月期	2025年4月期
売上高成長率(%)	(注1)	14%
税引前利益率(%)	32%	39%
実質解約率(%)	△0.10% ネガティブチャーン(注4)	△0.14% ネガティブチャーン(注4)
ストック売上比率(%)	94%	95%
ARR(千円) (注5)	2,753,042	3,152,309

(注1) 2023年4月期は、旧サイバーソリューションズ株式会社における決算数字となっており、また、2023年4月期は決算期を変更した影響で7カ月決算となるため、2024年4月期における売上高成長率については記

載しておりません。

- (注2) 実質解約率は、既存顧客の前月売上高に対する当月売上高の比率から算出しており、解約に加え、アカウント数の減少等による既存顧客の売上高減少分およびクロスセルやアップセル等による既存顧客の売上高増加分を含んだ数値となっております。なお、算出に当たっては一過性の初期登録料を除外し、契約更新遅延等による月次売上高の変動分を平準化処理した内部管理用の売上高を用いております。
- (注3) 当社では、導入支援等の一過性の売上高を除く、毎月継続的に収益計上されるビジネスコミュニケーション製品及びメールセキュリティ製品の売上高をストック売上高としております。
- (注4) 解約金額を既存顧客に対するクロスセルやアップセルによる売上増加が上回る状況となり、主要な売上を占めるクラウドサービス売上の実質解約率は、0%以下、すなわちネガティブチャーンとなっております。
- (注5) Annual Recurring Revenue の省略表記で、年次経常収益のことをいいます。導入支援等の一過性の売上高を除いた決算月の売上高を12倍して算出した数値となっております。

また、クラウドサービス契約（注6）のアカウント数を参考指標としており、当該指標の推移に関しては以下のとおりであります。

単位：千アカウント	2023年4月末	2024年4月末	2025年4月末
コミュニケーションソリューション事業	298	402	504
セキュリティソリューション事業	450	604	775
クラウドサービス契約のアカウント数合計 (重複なしのアカウント数)	749 (518)	1,007 (721)	1,279 (889)

- (注6) クラウドサービスとは、ユーザー自身が用意したハードウェア上でソフトウェアを利用する販売形態であるパッケージソフトウェアに対して、当社がネットワーク経由でサービスとしてユーザーに提供する販売形態をいいます。
- (注7) 2023年4月末は、旧サイバーソリューションズ株式会社におけるクラウド契約のアカウント数となっております。
- (注8) 市場規模のアカウント数との比較可能性を確保するため、「Cloud Mail SECURITYSUITE」、
「MailGates」および「CyberMail-ST」はセキュリティソリューション事業に、「CYBERMAILΣ」および
「SecureCommunicationONE」は、メールサービス、ビジネスチャット、メールセキュリティ等を統合して
サービスを提供していることから、コミュニケーションソリューション事業およびセキュリティソリューション事業の両方に重複して集計しています。

④経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

⑤経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

⑥資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における資金需要は、主として運転資金であります。運転資金の需要のうち主なものは、人件費、サービス運営に必要なデータセンター費用、開発元に対するロイヤリティ等であります。この財源については、自己資金の効率的な運用に加え、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。当事業年度末の現金及び現金同等物は923,689千円であり、流動性を確保しております。

5 【重要な契約等】

当社における重要な契約の概要は、以下の通りであります。

契約会社名	契約内容	契約締結日	契約期間
株式会社日立システムズ	業務提携を目的とした基本合意書の締結 ・連携による事業・サービス価値向上 ・顧客基盤の強化・拡大 ・新規事業開発 ・事業課題の解決に向けた協業の推進	2024年12月13日	2024年12月13日から 2026年12月12日まで (2年毎の自動更新)
Openfind Information Technology, Inc. (網擎資訊軟體股份有限公司)	独占的販売許諾 兼 開発委託基本契約の締結 ・日本国内におけるソフトウェア使用权の独占的販売権の付与 ・ソフトウェアのカスタマイズ業務 ・ソフトウェアの保守業務	2022年12月12日	2022年12月12日から 2027年12月11日まで (5年毎の自動更新)

6 【研究開発活動】

第3期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当社は、「日本企業に安全なビジネスコミュニケーションを届け続けます」を企業理念として掲げ、コミュニケーションソリューション事業及びセキュリティソリューション事業において、人口知能（AI）技術を活用したプロダクト開発、AI技術活用による業務効率化に向けて研究開発を進めております。

①AI技術を活用したプロダクト開発

当社において、AI技術を活用したプロダクト開発を研究しております。例えば、当社サービスのメッセージングアーカイブ「ENTERPRISE AUDIT」において、AI技術を活用することでメール監査の検索精度の向上、効率化などを推し進められる研究開発を行っております。

②AI技術活用による業務効率化

当社は、AI技術を活用した業務効率化を目指し、以下の研究開発活動を行っております。これにより、顧客対応の品質向上および内部業務の効率化を図ることを目的としています。
具体的な研究開発活動として、以下の項目を実施しております。

1. チケットシステム情報分析

過去の履歴データをもとにサマリを作成し、提案や課題を整理することで、迅速かつ効果的な対応を支援しています。

2. 画像分析

画像内の文字列をテキスト化し、データの集計処理を実施することで、画像データの有効活用を図っています。

3. 音声分析

音声データのテキスト化、要約、および重要ポイントの抽出を通じて、音声データの活用を促進しています。

4. ログ分析、異常検知

システムログの解析と異常検知を行うことで、システムの安定運用を支援しています。

5. 社内ドキュメントの有効活用

規約、サービス仕様、業務フロー、製品マニュアルなどの社内ドキュメントを効率的に参照できるようにし、業務の効率化を図っています。

6. プログラム作成支援

プログラム作成を支援するツールの開発を行い、開発者の負担軽減と生産性向上を目指しています。
これらの研究開発により、AI技術を活用した実用的なソリューションの提供を目指し、企業全体の業務プロセスの効率化と品質向上に貢献しています。

また、研究開発活動に従事するメンバーは、専門的な知識と経験を持つ研究者やエンジニアで構成されており、最新技術の導入と応用に取り組んでいます。当社の研究開発活動は、今後もAI技術の進化と共に、さらなる効率化と新しい価値の創出を目指して継続していきます。

なお、当事業年度における研究開発費の総額は63,914千円となっております。

第4期第1四半期累計期間（自 2025年5月1日 至 2025年7月31日）

当社は、「日本企業に安全なビジネスコミュニケーションを届け続けます」を企業理念として掲げ、コミュニケーションソリューション事業及びセキュリティソリューション事業において、人口知能（AI）技術を活用したプロダクト開発、AI技術活用による業務効率化に向けて研究開発を進めております。

①AI技術を活用したプロダクト開発

当社において、AI技術を活用したプロダクト開発を研究しております。例えば、当社サービスのメッセージングアーカイブ「ENTERPRISE AUDIT」において、AI技術を活用することでメール監査の検索精度の向上、効率化などを推し進められる研究開発を行っております。

②AI技術活用による業務効率化

当社は、AI技術を活用した業務効率化を目指し、以下の研究開発活動を行っております。これにより、顧客対応の品質向上および内部業務の効率化を図ることを目的としています。

具体的な研究開発活動として、以下の項目を実施しております。

1. チケットシステム情報分析

過去の履歴データをもとにサマリを作成し、提案や課題を整理することで、迅速かつ効果的な対応を支援しています。

2. 画像分析

画像内の文字列をテキスト化し、データの集計処理を実施することで、画像データの有効活用を図っています。

3. 音声分析

音声データのテキスト化、要約、および重要ポイントの抽出を通じて、音声データの活用を促進しています。

4. ログ分析、異常検知

システムログの解析と異常検知を行うことで、システムの安定運用を支援しています。

5. 社内ドキュメントの有効活用

規約、サービス仕様、業務フロー、製品マニュアルなどの社内ドキュメントを効率的に参照できるようにし、業務の効率化を図っています。

6. プログラム作成支援

プログラム作成を支援するツールの開発を行い、開発者の負担軽減と生産性向上を目指しています。これらの研究開発により、AI技術を活用した実用的なソリューションの提供を目指し、企業全体の業務プロセスの効率化と品質向上に貢献しています。

また、研究開発活動に従事するメンバーは、専門的な知識と経験を持つ研究者やエンジニアで構成されており、最新技術の導入と応用に取り組んでいます。当社の研究開発活動は、今後もAI技術の進化と共に、さらなる効率化と新しい価値の創出を目指して継続していきます。

なお、当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は14,403千円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第3期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当社の当事業年度における設備投資の総額は166,622千円であります。その主な内容は、本社事務所移転造作工事、サービスの提供のためのコンピューター機器等の購入による有形固定資産の取得であります。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第4期第1四半期累計期間（自 2025年5月1日 至 2025年7月31日）

当社の当第1四半期累計期間における設備投資等の総額は7,213千円（建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定を除く本勘定振替ベース）であります。その主な内容は、本社事務所移転造作工事等による有形固定資産の取得であります。なお、当第1四半期累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	事務所設備	102,138	31,451	895	134,485	70
岡山DC (岡山県岡山市)	データセンター	—	128,421	—	128,421	—
焼津DC (静岡県焼津市)	データセンター	—	91,749	—	91,749	—

(注) 1. 当社には、現在休止中の設備はありません。

2. 従業員数には、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含む。）を含んでいません。

3. 当社はデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントのため、セグメントの名称は記載しておりません

3【設備の新設、除却等の計画】（2025年8月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
岡山DC (岡山県岡山市)	データセンター	68,200	—	自己資金又は増資資金	2025年9月	2025年12月	(注) 1
焼津DC (静岡県焼津市)	データセンター	68,200	—	自己資金又は増資資金	2025年9月	2025年12月	(注) 1
本社 (東京都港区)	自社利用目的 システム開発 (作業自動化)	88,000	13,585	自己資金又は増資資金	2025年4月	2026年7月	(注) 1
未定	新アーキテクチャ データセンター	667,700	—	自己資金又は増資資金	2026年4月	2028年5月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社はデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントのため、セグメントの名称は記載しておりません

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,000,150	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	15,000,150	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権割当

決議年月日	2024年4月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名、当社監査役3名、 当社従業員62名（注）1
新株予約権の数（個）※	7,957個 [7,737個]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 795,700株 [773,700株]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	438円（注）3
新株予約権の行使期間※	自 2026年4月23日 至2034年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 438円 資本組入額 219円（注）4
新株予約権の行使の条件※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※最近事業年度の末日（2025年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日現在（2025年9月18日）にかけて変更された事項については提出日における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の退職による権利の喪失により本書提出日における「付与対象者の区分及び人数（名）」は取締役1名、監査役3名、従業員46名となっております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行なう場合

又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権を行使することができる。なお、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場

合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
（注）5に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）4に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
 - （1）新株予約権者が権利行使をする前に、甲が消滅会社となる合併契約承認の議案又は甲が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされた場合）は、甲は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
 - （2）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、甲は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

第2回新株予約権割当

決議年月日	2024年4月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者14名
新株予約権の数（個）※	2,145個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 214,500株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	438円 （注）2
新株予約権の行使期間※	自 2026年4月23日 至2034年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 438円 資本組入額 219円 （注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※最近事業年度の末日（2025年4月30日）における内容を記載しております。提出日現在（2025年9月18日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の

数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、

1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権を行使することができる。なお、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場し、上場後1年を経過することを条件とする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株

予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
 - （1）新株予約権者が権利行使をする前に、甲が消滅会社となる合併契約承認の議案又は甲が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされた場合）は、甲は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
 - （2）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、甲は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

第3回新株予約権割当

決議年月日	2024年10月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員6名（注）1
新株予約権の数（個）※	531個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 53,100株 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	438円（注）3
新株予約権の行使期間※	自 2026年10月11日 至2034年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 438円 資本組入額 219円 （注）4
新株予約権の行使の条件※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※最近事業年度の末日（2025年4月30日）における内容を記載しております。提出日現在（2025年9月18日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 付与対象者の退職による権利の喪失により本書提出日における「付与対象者の区分及び人数（名）」は従業員5名となっておりますが、退職者である1名については2024年11月14日開催の取締役会にて新株予約権91個を存続する旨、決議しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額

は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権を行使することができる。なお、当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
（1）新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は甲が完全子会社

となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、甲は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

第4回新株予約権割当

決議年月日	2025年4月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名 当社従業員59名（注）1
新株予約権の数（個）※	3,802個 [3,663個]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 380,200株 [366,300株]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	438円（注）3
新株予約権の行使期間※	自 2027年4月11日 至2035年4月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 438円 資本組入額 219円（注）4
新株予約権の行使の条件※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※最近事業年度の末日（2025年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日現在

（2025年9月18日）にかけて変更された事項については提出日における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の退職による権利の喪失により本書提出日における「付与対象者の区分及び人数（名）」は取締役2名、従業員56名となっております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権を行使することができる。なお、当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注) 4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 3に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、甲が消滅会社となる合併契約承認の議案又は甲が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされた場合は、甲は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、甲は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

第5回新株予約権割当

決議年月日	2025年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者1名
新株予約権の数(個)※	55個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 5,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	438円 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2027年4月11日 至2035年4月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 438円 資本組入額 219円 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※最近事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。提出日現在(2025年9月18日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権を行使することができる。なお、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場し、上場後1年を経過することを条件とする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

(注) 2 で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(注) 4 に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 3 に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、甲が消滅会社となる合併契約承認の議案又は甲が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、甲の取締役会決議がなされた場合）は、甲は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、甲は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はございません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2022年12月14日 (注) 1	1	1	10	10	—	—
2023年1月31日 (注) 2	10,000	10,001	50,000	50,010	50,000	50,000
2023年2月8日 (注) 3	90,000	100,001	450,000	500,010	450,000	500,000
2023年4月21日 (注) 4	—	100,001	△400,010	100,000	—	500,000
2024年4月22日 (注) 5	14,900,149	15,000,150	—	100,000	—	500,000

(注) 1. 会社設立によるものです。

2. 有償第三者割当 10,000株
発行価格 10,000円
資本組入額 5,000円
割当先 A C A セカンダリーズ1号投資事業有限責任組合、東 明浩

3. 有償第三者割当 90,000株
発行価格 10,000円
資本組入額 5,000円
割当先 林 界宏、林 盈貝、林 盈穎

4. 2023年4月10日開催の臨時株主総会決議により、2023年4月21日付で資本金400,010千円を減少し、同額をその他資本剰余金に振替えたことによるものであります。

5. 2024年4月16日開催の取締役会決議により、2024年4月22日付で普通株式1株に対し150株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により、株式数は14,900,149株増加し、発行済株式総数は15,000,150株となっております。

(4) 【所有者別状況】

2025年8月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	3	1	-	5	9	-
所有株式数 （単元）	-	-	-	16,651	7,140	-	126,209	150,000	150
所有株式数の割合 （％）	-	-	-	11.10	4.76	-	84.13	100	-

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 15,000,000	150,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 150	—	—
発行済株式総数	普通株式 15,000,150	—	—
総株主の議決権	—	150,000	—

② 【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現在は経営の安定化及び内部留保の充実を図る観点から配当を実施しておりません。

上場後は、株主に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としており、配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向は50%以上を目標としております。内部留保資金の使途につきましては、自己資本の増強を含めた経営体質強化と将来の事業展開投資として投入していくこととしております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会としています。期末配当の基準日は毎年4月30日、中間配当の基準日は毎年10月31日となっております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

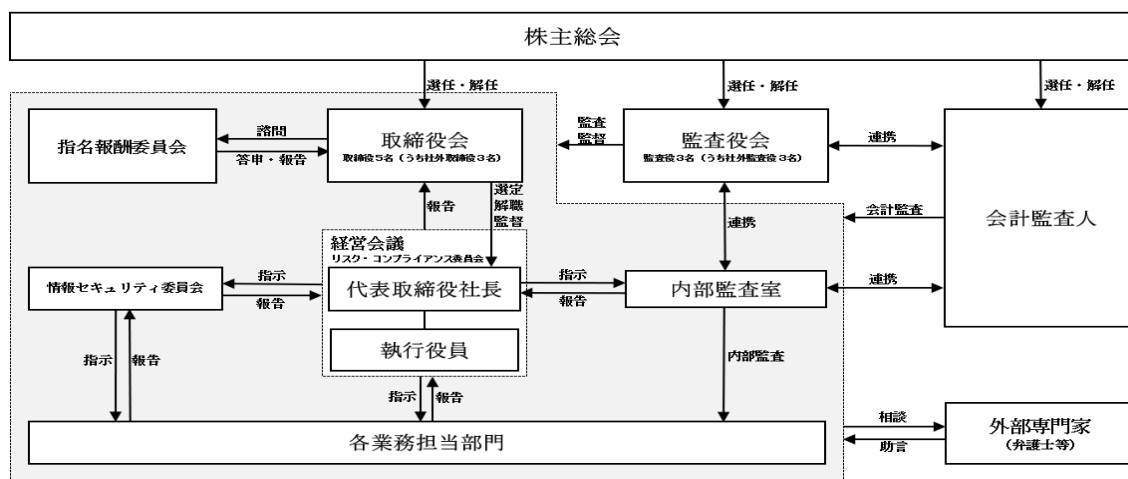
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「日本企業に安全なビジネスコミュニケーションを届けます」を企業理念としており、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるため、経営の透明性を高め、法令及び社会規範の遵守を前提にした健全で競争力のある組織体制及び経営の意思決定の仕組みを構築し、企業価値の最大化を目指すことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。この考え方に基づき、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速かつ適正に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を設置し、経営に関する監督の強化を図っております。さらに、執行役員を業務執行の責任者と位置付けることにより、業務執行機能と監督機能を明確に分化するとともに、監督機能を補完する任意の委員会を設け、専門的な領域における審議の充実を図っております。このように、業務執行の決定と経営の監視・監督機能の強化を図ることにより、健全性と透明性の高いガバナンス体制を維持できると判断し、現在の体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令又は定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき、経営方針及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

また取締役会には監査役3名も出席しており、必要に応じて意見を述べる等、取締役の業務執行の状況を監査しております。

最近事業年度における開催状況及び出席状況については、以下のとおりであります。

役職	氏名	出席回数/開催回数	備考
代表取締役社長	林 界宏	16回/16回	
取締役	西巻 裕一朗	16回/16回	
取締役(社外)	廖 長健	16回/16回	
取締役(社外)	森本 祥子	5回/5回	2025年1月就任
取締役(社外)	榎本 ゆき乃	5回/5回	2025年1月就任
常勤監査役(社外)	香川 翠	16回/16回	
監査役(社外)	石村 善哉	16回/16回	
監査役(社外)	渡辺 和伸	15回/16回	

b. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（3名とも社外監査役）で構成されております。常勤監査役は、取締役会をはじめ経営会議等の重要な会議へ出席するほか、取締役、執行役員、内部監査室、会計監査人等への聴取や重要な文書の閲覧を通じて、非常勤監査役は、取締役会へ出席するほか、それぞれの職務経験や専門的な見地を通じて、経営の妥当性、効率性及び公正性等を確認し、必要に応じて意見を述べる等、取締役の職務執行状況を監査しております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換等を行い、緊密な連携をとることで監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

監査役会は、原則月1回開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査役会においては、「監査役会規程」「監査役監査規程」に基づき、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討など、監査役相互での情報共有を図っております。

c. 会計監査人

当社の会計監査人につきましては、太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、適時かつ適切な監査が実施されております。

d. 内部監査室

当社は内部監査室を設置し、社長室戦略企画課マネージャーを兼務している内部監査室責任者1名と、経理部経理課マネージャーを兼務している内部監査室担当者1名により、内部監査を実施しております。社長室については経理部経理課マネージャー兼務の内部監査室担当者が監査を実施し、その他の部門については内部監査室責任者が監査を実施することで、自己監査にならないようクロス監査を採用しております。

内部監査は、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、会社の業務運営が適正に行われているか評価し、その結果を経営に反映させることで、経営の合理化と効率化に資することを目的としております。また、内部監査実施後、改善事項を記載した監査報告書を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門責任者に改善指示を行います。さらに、フォローアップ監査等により改善状況のモニタリングを実施しております。

e. 執行役員

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員の任期は1年で、取締役会において選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い業務執行を行っております。

f. 経営会議

当社は、組織、運営、その他経営に関する重要事項の審議を行い必要に応じて取締役会に付議するほか、各部門における業務執行状況を共有し必要な是正・予防措置を講じること等を目的として、毎月1回経営会議を開催しております。

g. 指名報酬委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の選任・解任、報酬の決定プロセスにおいて、指名報酬委員会を設置し、手続きの公正性・透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。指名報酬委員会は、独立社外取締役が委員長を務めており、取締役会からの諮問に応じて取締役の指名・報酬等に関する事項について審議し、助言・提言を行います。

h. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長が委員長を務め、経営会議メンバーにより構成されております。四半期に1回に開催され、当社のコンプライアンス推進体制及びリスク評価、並びにリスクマネジメント体制の状況に関して報告を行うとともに、有事の際の危機管理対応の機能を担っております。

i. 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ委員会は、代表取締役社長が指名した者を委員長及び副委員長とし、各部門の部門長が指名する者1名以上により構成されております。毎月1回開催され、当社の情報セキュリティ対策基準及び実施手順の策定を行うとともに、情報資産に対する重大な脅威への警戒・監視活動や、情報セキュリティに関わる事件・事故の調査・分析及び再発防止策の立案等が行われております。

なお、各機関の構成員は次のとおりであります。（◎：議長、○：出席者、△：陪席者）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	指名報酬委員会	経営会議	リスク・コンプライアンス委員会	情報セキュリティ委員会
代表取締役社長	林 界宏	◎		○	◎	◎	
取締役	西巻 裕一郎	○			△	△	
取締役(社外)	廖 長健	○					
取締役(社外)	榎本 ゆき乃	○		◎			
取締役(社外)	森本 祥子	○		○			
常勤監査役(社外)	香川 翠	○	◎	△	△	△	
監査役(社外)	石村 善哉	○	○				
監査役(社外)	渡辺 和伸	○	○				
執行役員	池田 博宣				○	○	
執行役員	竹内 勝之				○	○	
執行役員	中江 吏				○	○	
執行役員	土谷 祐三郎				○	○	
社長室エグゼクティブフェロー	小平 正教				○	○	◎
社長室戦略企画課マネージャー	持木 隆介				○	○	
管理部長	逸見 明彦				○	○	
—	各部門の部門長が指名する者複数名						○

③ 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき業務の適正性を確保するため、「内部統制システムの基本方針」を定め、本基本方針に則り、内部統制の体制整備及び運用を行っております。「内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の社員等が共有する行動の指針として「行動指針」・「リスク・コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。
2. コンプライアンスリスクに関する審議機関として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
3. 当社の社員等が利用できる内部通報窓口を設置する。
4. 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
5. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。

- b. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 2. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
 3. 取締役会への付議事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、取締役会にて審議及び決定を行う。
 4. 取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、代表取締役社長を議長とする経営会議において、審議及び職務の執行を決定する。
 5. 執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
 6. 日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。
- c. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役がいつでも閲覧できる体制を整える。
- d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 当社の業務推進に伴う損失の危険の管理については、コンプライアンス、個人情報、セキュリティ等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
 2. リスク情報等については、取締役会を通じて担当部門及び各委員会（情報セキュリティ委員会、リスク・コンプライアンス委員会）より取締役及び監査役に対して報告を行う。
 3. 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の経営については、相互の密接な連携をもとに、経営の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に従い、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件については、事前に協議を行う。
 2. 子会社の規程、重要な会議の議事録及び稟議書は、必要に応じて当社取締役、監査役がいつでも閲覧できるものとする。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を配置する。
- g. 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
1. 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務の補助する範囲において監査役に帰属するものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
 2. 補助すべき使用人の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。

- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するため体制に関する事項
1. 取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。
 2. 監査役はいつでも、取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は速やかに報告する。
 3. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 4. 当社及び子会社の内部通報制度の適切な運用により、法令違反、コンプライアンス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。
 5. 監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしない。また、当社及び子会社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしないことを規定し適切に運用する。
- i. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。
 2. 監査役が職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ④ リスク管理体制の整備状況
- 当社は、事業遂行上発生する各種リスクを適切に評価し、迅速かつ適切に対処するため「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理体制の強化に継続的に取り組んでおります。また、リスク管理の全社的な推進及び必要な情報共有を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催することとしております。
- ⑤ 取締役及び監査役の定数
- 当社の取締役は7名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。
- ⑥ 取締役及び監査役の選任の決議要件
- 当社は、株主総会における取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ⑦ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項
- (a) 中間配当金
- 当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- (b) 自己株式の取得
- 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。
- (c) 取締役及び監査役の責任免除
- 当社は、取締役及び監査役の責任免除について、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。
- ⑧ 責任限定契約の内容の概要
- 当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約のうち、特定の事由または行為において保険金を支払わない場合及び支払限度額について定めることで、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑩ 株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名 女性3名（役員のうち女性の比率37.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	林 界宏	1958年3月14日生	1988年4月 株式会社アシスト 入社 1991年4月 株式会社ダン&ブラッドストリート・ソフトウェア（現 エス・エス・ジェイ株式会社）入社 1996年12月 同社 取締役事業本部長を経て、取締役営業統括本部長就任 1997年2月 インターネットセキュリティシステムズ株式会社設立 代表取締役社長 1997年4月 リンクアジア株式会社設立 代表取締役社長（1998年8月 サイバーソフト株式会社へ社名変更） 2007年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2009年4月 旧サイバーソリューションズ株式会社 取締役会長（注）5 2010年6月 イーサ株式会社設立 代表取締役社長 2011年5月 ジューレックス株式会社設立 代表取締役社長 2011年6月 株式会社ラック 取締役 2013年5月 シスコ合同会社 入社 2015年6月 Openfind Information Technology, Inc. Director（現任） 2022年12月 旧サイバーソリューションズ株式会社 代表取締役社長 2023年1月 A C Aセキュリティ株式会社（現 当社）取締役 2023年5月 当社代表取締役社長（現任） （A C Aセキュリティ株式会社がサイバーソリューションズ株式会社を吸収合併して商号変更） 2024年3月 Internet Secure Services株式会社 代表取締役会長	(注) 3	7,949,990
取締役	西巻 裕一朗	1971年10月7日生	1995年4月 サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社）入社 2000年12月 日本ボルチモア・テクノロジーズ株式会社（現 サイバートラスト株式会社）入社 2002年12月 アントファクトリージャパン株式会社（現 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）入社 2014年4月 A C A株式会社 入社 マネージング・パートナー（現任） 2018年10月 株式会社ワークスアプリケーションズ 社外監査役（現任） 2020年11月 A C Aセカンダリーズ株式会社 代表取締役（現任） 2023年1月 A C Aセキュリティ株式会社（現 当社）取締役（現任）	(注) 3	(注) 7
取締役	廖 長健	1971年8月17日生	2000年11月 Openfind Information Technology, Inc. 入社 2005年11月 同社 Executive Vice President 2009年4月 旧サイバーソリューションズ株式会社 取締役 2010年10月 Openfind Information Technology, Inc. Chief Executive Officer（現任） 2023年5月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	榎本 ゆき乃	1971年4月19日生	2000年4月 弁護士登録 横浜総合法律事務所 入所 2007年4月 同事務所パートナー弁護士（現任） 2019年6月 株式会社京三製作所 社外監査役（現任） 2021年12月 株式会社フィックスターズ 社外取締役（現任） 2025年1月 当社取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	森本 祥子	1965年6月24日生	1989年4月 日本モトローラ株式会社 入社 1995年4月 同社移動通信研究部 主任就任 1998年2月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2019年4月 同社技術理事(Distinguished Engineer) 就任 2021年9月 キンドリルジャパン株式会社 入社 同社技術理事(Distinguished Engineer) 就任 2024年9月 山下技術開発事務所合同会社 入社 (現任) 2025年1月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	香川 翠	1981年6月28日生	2007年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人) 入所 2021年12月 株式会社P o l i t e 常勤監査役 2021年12月 m s h株式会社 監査役 2022年1月 公認会計士登録 2022年1月 公認会計士・香川会計事務所 入所(現任) 2022年12月 株式会社P o l i t e 取締役(監査等委 員) 2024年2月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	石村 善哉	1959年11月6日生	1993年4月 弁護士登録 1993年4月 東京青山法律事務所 入所 1997年7月 ベーカー&マッケンジー法律事務所入所 2001年8月 暁総合法律事務所 入所 2003年6月 半蔵門総合法律事務所 入所 2009年6月 株式会社やまねメディカル 監査役 2010年1月 表参道総合法律事務所設立 パートナー弁護 士(現任) 2017年6月 株式会社やまねメディカル 取締役(監査等 委員) 2024年2月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	渡辺 和伸	1963年10月25日生	1987年4月 渡辺佳門税理士事務所 入社 1995年2月 税理士登録 2002年6月 税理士法人渡辺会計事務所設立 代表社員 (現任) 2003年3月 旧サイバーソリューションズ株式会社 監査 役(注) 6 2019年10月 株式会社g o d a i 監査役(現任) 2024年2月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
計					7,949,990

(注) 1. 取締役 廖 長健、榎本 ゆき乃、森本 祥子は、社外取締役であります。

2. 監査役 香川 翠、石村 善哉、渡辺 和伸は、独立社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2025年7月7日開催の臨時株主総会終結の日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2025年7月7日開催の臨時株主総会終結の日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 2020年1月に本人の事情により旧サイバーソリューションズ株式会社の取締役を辞任しておりますが、2022年12月に再度選任されております。

6. 2007年3月に本人の事情により旧サイバーソリューションズ株式会社の監査役を退任しておりますが、2014年3月に再度選任されております。その後、監査役非設置会社へ移行することになった為、2020年1月に退任しております。

7. 西巻 裕一郎は、当社の株式765,150株を保有するA C Aセカンダリーズ1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるA C Aセカンダリーズ株式会社の代表取締役であり、同社の株式の過半数を保有しております。

8. 当社は、取締役会における意思決定及び監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に分離し、迅速かつ効率的な業務執行を実行する体制を構築するため、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

職名	氏名	担当
執行役員	池田 博宣	営業担当
執行役員	竹内 勝之	技術担当
執行役員	中江 吏	カスタマーエンジニアリング担当
執行役員	土谷 祐三郎	ファイナンス兼管理担当

② 社外役員の状況

a. 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

b. 社外取締役

社外取締役の廖 長健は、IT関連企業での役員経験を有しており、豊富な経験と高い見識を当社事業活動の監督及び意思決定に活かして頂く観点から、当社の社外取締役に選任しております。なお、同氏は提出日現在当社新株予約権440個を保有しているとともに、当社にとって重要な取引先に該当するOpenfind Information Technology, Inc. Chief Executive Officerに就任しておりますが、これ以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社とOpenfind Information Technology, Inc. との取引については、取引の合理性および取引条件の妥当性を取締役会で慎重に審議した上で決定しております。

社外取締役の榎本 ゆき乃は、弁護士として法律に関する高い専門知識と豊富な経験を有しており、主に法務面から当社の経営に対する適切な監査業務の遂行を期待できるものと判断し、当社の社外取締役に選任しております。なお、同氏は提出日現在当社新株予約権220個を保有しておりますが、これ以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の森本 祥子は、IT関連企業での役員経験を有しており、豊富な経験と高い見識を当社事業活動の監督及び意思決定に活かして頂く観点から、当社の社外取締役に選任しております。なお、同氏は提出日現在当社新株予約権220個を保有しておりますが、これ以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

c. 社外監査役

社外監査役の香川 翠は、公認会計士として会計・財務・監査に関する高い専門知識と実務経験を有しており、主に会計・財務面から、当社の経営に対する適切な監査業務の遂行を期待できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は提出日現在当社の新株予約権165個を保有しておりますが、これ以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の石村 善哉は、弁護士として法律に関する高い専門知識と豊富な経験を有しており、主に法務面から当社の経営に対する適切な監査業務の遂行を期待できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は提出日現在当社の新株予約権220個を保有しておりますが、これ以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の渡辺 和伸は、税理士として経理・税務に関する高い専門知識と豊富な経験を有しており、主に税務面から、当社の経営に対する適切な監査業務の遂行を期待できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は提出日現在当社の新株予約権220個を保有しておりますが、これ以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

d. 独立性に関する基準・方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めてはおりませんが、社外役員の独立性に関して、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考としており、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い役員を独立役員として選任する方針です。当該方針により、当社の経営の独立性が確保されているものと判断しております。

また、当該方針に基づき、社外取締役の榎本 ゆき乃、森本 祥子、社外監査役の香川 翠、石村 善哉、渡辺 和伸を独立役員として届け出る予定です。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能をあわせ持つ取締役会に対し、独立社外取締役2名及び独立社外監査役3名による監督又は監査を行い、経営への監視機能を実現しております。また、監査役会は、内部監査室及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換や情報交換を密接に行う体制をとっており、監査役監査の機能強化に役立てております。さらに、管理部門とも、監査役監査の実効性を高めるために情報交換及び連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名(うち社外監査役1名)及び非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成され、監査役会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。監査役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求め、重要な社内書類及び財産等の状況の調査を行うとともに、内部統制システムの整備状況について監査を実施しております。この他、常勤監査役は取締役及び従業員との日常的な対話を行うことで経営の実態把握に努めております。

また、内部監査室及び会計監査人との連携、及び四半期ごとに三様監査連絡会を実施し、三者間のコミュニケーションを図ることで監査の実効性向上を図っております。

なお、常勤監査役である香川翠は公認会計士として財務・会計に関する専門的知見を、非常勤監査役である石村善哉は弁護士として企業法務に関する専門的知見を、非常勤監査役渡辺和伸は税理士として税務に関する専門的知見を有しております。

最近事業年度に開催した監査役会への各監査役の出席状況は以下のとおりであります。

(最近事業年度 自2024年5月1日 至 2025年4月30日)

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	香川 翠	13	13
非常勤監査役	石村 善哉	13	13
非常勤監査役	渡辺 和伸	13	13

② 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長の下に内部監査室を設置し、内部監査室責任者1名並びに内部監査室担当者1名の計2名体制のもと、「内部監査規程」及び期首に策定した内部監査計画に基づき、会社の業務運営が適正に行われているか評価し、その結果を経営に反映させ、経営の合理化と効率化に資することを目的として、当社の全部門を対象とした内部監査を実施しております。内部監査実施後、改善事項を記載した監査報告書を代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、被監査部門責任者に改善指示を行い、フォローアップ監査等により改善状況のモニタリングを実施しております。また内部監査室は、監査役及び会計監査人と定期的に情報交換等を行い、緊密な連携をとることで内部監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 陶江 徹
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田村 知弘

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他13名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模を持つこと、万全の監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、株式公開に係る監査実績等を踏まえたうえで総合的に評価し、当該監査法人を選定いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の品質管理体制、適格性、専門性、当社からの独立性、当社の業務内容に対して効果的かつ効率的な監査を実施できる相応の規模を有していること、監査計画並びに監査報酬水準の合理性及び妥当性等を確認し、監査実績を踏まえた上で監査法人を総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
25,000	—	32,650	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Grant Thornton International Ltd.）に対する報酬（a. を除く）

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
—	3,500	—	—

当社における最近事業年度の前事業年度に係る非監査業務の内容は、IFRSへの移行に関する助言業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定方針は策定しておりませんが、当社の事業規模や事業特性に応じた監査日数・監査人数であるか等を勘案して、監査役会の同意に基づき適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

最近事業年度の末日においては、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社ではないため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬の基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの信頼と支持を得られる、透明性のある公正で合理的な報酬制度となるよう決定することを基本方針としております。当社の取締役（非常勤取締役を除く）の報酬は、固定報酬及び退職慰労金で構成するものとし、業績収益性、各職責、業界水準等を総合的に勘案し、決定しております。非常勤取締役の報酬は固定報酬及び株式報酬で構成しております。

b. 報酬及び方針の決定方法

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬は指名報酬委員会の助言、提言を受け取締役会が、監査役の報酬は監査役会が決定しております。個人別固定報酬額は、その職務の内容、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。また、役員退職慰労金は、常勤取締役の退任時に一括して支給する報酬とし、その金額等については役員退職金規程に基づき、基本報酬及び役位等に応じて算定するものとしております。

最近事業年度の役員報酬額については、2024年7月31日開催の取締役会において各取締役の報酬額を決定し、2024年7月31日の監査役会にて各監査役の報酬額を決定しております。

なお、指名報酬委員会の設置は2025年4月でありますので、以降の各取締役の個別の報酬等に係る事項については、予め指名報酬委員会において審議のうえ、当該審議の内容を最大限尊重して、取締役会の決議により決定することとしております。

c. 株主総会決議の内容

取締役の報酬限度額は2024年7月31日開催の株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。監査役の報酬限度額は2024年1月30日開催の株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。決議時の取締役の員数は3名（うち社外取締役は1名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 （社外取締役を除く）	42,000	36,000	—	6,000	—	1
監査役 （社外監査役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員	10,400	10,400	—	—	—	5

（注） 1. 上記役員の員数については、無報酬の取締役1名、社外取締役1名を除いております。

2. 上記の退職慰労金につきましては、最近事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

提出会社における役員報酬が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の純投資目的以外の投資株式は、企業価値向上につながる中長期的な視点を基本とし、株式の保有が与える事業戦略上の重要性、事業シナジー等を総合的に勘案し、政策的に必要と判断される株式以外は保有しないこととしております。保有の合理性につきましては、定期的に取り締役会にて検証し、事業戦略的財務的に保有の合理性がないと判断した場合には保有を縮減する方針としております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	1,450
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定保有株式)

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
Internet Secure Services(株)	29	—	同社は当社の元子会社であり、主にセキュリティソリューション事業において一部協業するなど、事業活動の円滑な推進を目的として同社株式を保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、「株式の保有状況」に記載の通り、保有効果を検証し、保有意義の妥当性を確認しております。	無
	1,450	—		

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	最近事業年度		最近事業年度の前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	6,000	1	6,000
非上場以外の株式	—	—	1	59,712

区分	最近事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	—	—	(注)
非上場以外の株式	720	208	—

(注) 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び要約四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成した財務諸表のほか、第326条第2項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の第1四半期会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日）及び第1四半期累計期間（2025年5月1日から2025年7月31日）に係る要約四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第1項の規定（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度（2023年5月1日から2024年4月30日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（2023年5月1日から2024年4月30日まで）及び当事業年度（2024年5月1日から2025年4月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、第1四半期会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日）及び第1四半期累計期間（2025年5月1日から2025年7月31日）に係る要約四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、連結子会社であったInternet Secure Services株式会社の当社保有株式の一部を譲渡いたしました。これにより、当社は、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	318,374	923,689
売掛金	239,246	268,585
契約資産	14,460	33,664
前払費用	91,568	66,026
短期貸付金	※1 20,000	60,000
未収入金	※1 58,390	3,050
その他	581	1,978
流動資産合計	742,620	1,356,994
固定資産		
有形固定資産		
建物	53,485	119,763
工具、器具及び備品	885,982	872,749
土地	180	180
リース資産	9,920	—
減価償却累計額	△571,765	△592,370
有形固定資産合計	377,802	400,321
無形固定資産		
のれん	1,027,341	963,132
ソフトウェア	2,767	895
顧客関連資産	2,245,057	2,104,741
無形固定資産合計	3,275,166	3,068,769
投資その他の資産		
投資有価証券	65,712	7,450
関係会社株式	10,000	—
出資金	30,150	30,150
敷金及び保証金	58,252	80,643
その他	1,480	1,480
投資その他の資産合計	165,594	119,723
固定資産合計	3,818,563	3,588,814
資産合計	4,561,184	4,945,808

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	99,020	116,825
短期借入金	—	※3 273,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 508,300	19,992
リース債務	2,480	—
未払金	60,580	167,412
資産除去債務	22,500	—
未払法人税等	396,830	172,301
未払消費税等	110,204	64,415
契約負債	801,584	1,002,079
預り金	47,828	34,008
賞与引当金	126,504	—
その他	377	—
流動負債合計	2,176,209	1,850,035
固定負債		
長期借入金	※2 200,000	10,036
リース債務	4,960	—
繰延税金負債	699,199	709,097
資産除去債務	—	66,432
退職給付引当金	2,611	1,385
役員退職慰労引当金	4,500	10,500
固定負債合計	911,270	797,451
負債合計	3,087,480	2,647,487
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
その他資本剰余金	400,010	400,010
資本剰余金合計	900,010	900,010
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	38,643	26,407
繰越利益剰余金	435,835	1,271,903
利益剰余金合計	474,478	1,298,311
株主資本合計	1,474,488	2,298,321
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△784	—
評価・換算差額等合計	△784	—
純資産合計	1,473,703	2,298,321
負債純資産合計	4,561,184	4,945,808

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日)	当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
売上高	※1 2,748,370	※1 3,126,231
売上原価	607,533	684,236
売上総利益	2,140,837	2,441,994
販売費及び一般管理費	※3,※4 1,269,525	※2,※3,※4 1,255,553
営業利益	871,312	1,186,441
営業外収益		
受取利息	※2 8,770	※2 460
受取配当金	904	1,624
受取手数料	※2 3,091	※2 8,174
その他	2,250	4,435
営業外収益合計	15,016	14,695
営業外費用		
支払利息	28,032	8,349
その他	393	463
営業外費用合計	28,426	8,812
経常利益	857,902	1,192,324
特別利益		
関係会社株式売却益	—	※5 17,100
投資有価証券売却益	—	208
投資有価証券評価益	7,015	—
特別利益合計	7,015	17,308
特別損失		
投資有価証券償還損	5,551	—
特別損失合計	5,551	—
税引前当期純利益	859,365	1,209,632
法人税、住民税及び事業税	445,271	376,316
法人税等調整額	△137,655	9,482
法人税等合計	307,615	385,799
当期純利益	551,749	823,833

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日)		当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	54,893	9.0	67,841	9.9
II 経費		552,639	91.0	616,395	90.1
売上原価		607,533	100	684,236	100

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価に基づく個別原価計算によっております。

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

区分	金額 (千円)	金額 (千円)
クラウド費用	117,111	108,790
ロイヤリティ	339,502	380,829
減価償却費	91,407	105,628

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	500,000	400,010	900,010	－	△77,271	△77,271	922,738
当期変動額								
企業結合（合併）による増加					52,792	△52,792	－	－
当期純利益						551,749	551,749	551,749
特別償却準備金の取崩					△14,149	14,149	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	38,643	513,106	551,749	551,749
当期末残高	100,000	500,000	400,010	900,010	38,643	435,835	474,478	1,474,488

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	922,738
当期変動額			
企業結合（合併）による増加			—
当期純利益			551,749
特別償却準備金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△784	△784	△784
当期変動額合計	△784	△784	550,964
当期末残高	△784	△784	1,473,703

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	500,000	400,010	900,010	38,643	435,835	474,478	1,474,488
当期変動額								
企業結合（合併）による増加								
当期純利益						823,833	823,833	823,833
特別償却準備金の取崩					△12,235	12,235	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△12,235	836,068	823,833	823,833
当期末残高	100,000	500,000	400,010	900,010	26,407	1,271,903	1,298,311	2,298,321

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△784	△784	1,473,703
当期変動額			
企業結合（合併）による増加			－
当期純利益			823,833
特別償却準備金の取崩			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	784	784	784
当期変動額合計	784	784	824,618
当期末残高	－	－	2,298,321

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日)	当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	859,365	1,209,632
減価償却費	118,365	138,863
顧客関連資産償却額	140,316	140,316
のれん償却額	64,208	64,208
賞与引当金の増減額(△は減少)	126,504	△126,504
受取利息	△8,770	△460
支払利息	28,032	8,349
関係会社株式売却損益(△は益)	—	△17,100
売上債権の増減額(△は増加)	48,650	△29,339
契約資産の増減額(△は増加)	△12,233	△19,204
仕入債務の増減額(△は減少)	△36,503	17,805
未払金の増減額(△は減少)	△129,030	106,047
契約負債の増減額(△は減少)	△12,294	200,495
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△10,169	81,463
その他の流動負債の増減額(△は減少)	58,004	△77,505
その他	△1,221	△1,666
小計	1,233,225	1,695,402
利息及び配当金の受取額	9,674	2,085
利息の支払額	△28,032	△8,349
法人税等の支払額	△160,565	△618,196
法人税等の還付額	57,294	15,373
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,111,597	1,086,314
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△35,179	△99,611
無形固定資産の取得による支出	△1,730	—
投資有価証券の取得による支出	△65,022	—
投資有価証券の売却による収入	312,728	61,120
子会社株式の売却による収入	—	25,650
敷金及び保証金の差入による支出	—	△79,918
敷金及び保証金の回収による収入	55	57,361
短期貸付金の純増減額(△は増加)	10,000	△40,000
その他	△1,227	2,151
投資活動によるキャッシュ・フロー	219,624	△73,247
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	273,000
長期借入金の返済による支出	△1,308,811	△678,272
その他	△4,473	△2,480
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,313,284	△407,752
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	17,937	605,315
現金及び現金同等物の期首残高	22,083	318,374
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※2 278,352	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 318,374	※1 923,689

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～18年

工具器具備品 2年～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年～5年

のれん 17年

顧客関連資産 17年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、ビジネスコミュニケーション（メール・ビジネスチャット・グループウェア）に関連する製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うコミュニケーションソリューション事業、メールの無害化、脅威防御、情報漏洩対策などに関連するセキュリティ、リスクマネジメントの製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うセキュリティソリューション事業の2つに売上高を区分しております。

コミュニケーションソリューション事業は、企業規模を問わず利用でき高機能高コストパフォーマンスメールサービスである「CYBER MAIL」を主な構成要素としております。

セキュリティソリューション事業は、メールからチャットまでリアルタイムにアーカイブし企業リスクマネジメントの強化に役立つ監査システムである「ENTERPRISE AUDIT」、企業が利用中のメールシステムと外部ネットワークの間にゲートウェイとして設置し様々なセキュリティインシデントからメールを保護する「MAILGATES」、受信メールの無害化や情報漏洩対策等のオールインワン機能を備えている

「CYBERMAIL CDR」「CYBER MAIL ST」を主な構成要素としております。

取引価格については、受領した対価又は受領可能な対価の公正価値（値引及び消費税等を控除後）により測定しております。

当社のパッケージソフトウェア製品及びサービスは、販売・提供だけでなくサービス利用契約等の継続的な契約を前提としております。当社の主な販売モデルには、会計上の主要な顧客である販売パートナーを介した間接販売、当社と顧客との直接取引による直接販売があり、パッケージソフトウェア製品、サービス製品共にエンドユーザーへ販売パートナーを介した間接販売を主流としております。

当社の販売するパッケージソフトウェア製品は「コミュニケーションソリューション事業」「セキュリティソリューション事業」共に含まれており、サブスクリプション契約（一部保守契約含む）で定められた期間にわたってサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は期間の経過に応じて義務が充足されるものであり、各サービス毎に契約で定められた金額（独立販売価格）を契約期間に応じた均等額で収益を認識しております。

取引対価の受領に関しては、通常は契約期間の履行義務を全て充足する前に契約期間に応じた金額を前受し、その期間は通常1年から5年となります。当該対価の受領時期に関しては契約に定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けます。

当社のクラウド環境提供下でのサービス製品には「コミュニケーションソリューション事業」「セキュリティソリューション事業」共に含まれており、サービス利用契約で定められた期間にわたってサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は期間の経過に応じて義務が充足されるものであり、各サービス毎に契約で定められた金額（独立販売価格）を契約期間に応じた均等額で収益を認識しております。

取引対価の受領に関しては、当該対価の受領時期については契約に定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けるものの契約期間の履行義務を全て充足する前に契約期間に応じた金額を前受する場合もあります。その期間は通常1年となりますが、個別の契約により1年超の契約期間となる場合もあります。

提供製品の個別環境構築や導入に向けた支援サービスについては、構築やコンサルティングサービス期間にわたって履行義務を充足するものと考えられ、個別の契約によって定められた金額（独立販売価格）に基づいて当該サービスの提供（工数の進捗度）に応じて収益を認識しております。これらは契約によって定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けております。

当社は、変動対価や重大な金融要素及び返品並びに返金義務が重要となるような不確実性の高い取引は行っておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～18年

工具器具備品 2年～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年

のれん 17年

顧客関連資産 17年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

なお、当事業年度に係る従業員賞与は確定したため、賞与引当金を計上しておりません。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、ビジネスコミュニケーション（メール・ビジネスチャット・グループウェア）に関連する製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うコミュニケーションソリューション事業、メールの無害化、脅威防御、情報漏洩対策などと関連するセキュリティ、リスクマネジメントの製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うセキュリティソリューション事業の2つに売上高を区分しております。

コミュニケーションソリューション事業は、企業規模を問わず利用でき高機能高コストパフォーマンスメールサービスである「CYBER MAIL」を主な構成要素としております。

セキュリティソリューション事業は、メールからチャットまでリアルタイムにアーカイブし企業リスクマネジメントの強化に役立つ監査システムである「ENTERPRISE AUDIT」、企業が利用中のメールシステムと外部ネットワークの間にゲートウェイとして設置し様々なセキュリティインシデントからメールを保護する「MAILGATES」、受信メールの無害化や情報漏洩対策等のオールインワン機能を備えている

「CYBERMAIL CDR」「CYBER MAIL ST」を主な構成要素としております。

取引価格については、受領した対価又は受領可能な対価の公正価値（値引及び消費税等を控除後）により測定しております。

当社のパッケージソフトウェア製品及びサービスは、販売・提供だけでなくサービス利用契約等の継続的な契約を前提としております。当社の主な販売モデルには、会計上の主要な顧客である販売パートナーを介した間接販売、当社と顧客との直接取引による直接販売があり、パッケージソフトウェア製品、サービス製品共にエンドユーザーへ販売パートナーを介した間接販売を主流としております。

当社の販売するパッケージソフトウェア製品は「コミュニケーションソリューション事業」「セキュリティソリューション事業」共に含まれており、サブスクリプション契約（一部保守契約含む）で定められた期間にわたってサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は期間の経過に応じて義務が充足されるものであり、各サービス毎に契約で定められた金額（独立販売価格）を契約期間に応じた均等額で収益を認識しております。

取引対価の受領に関しては、通常は契約期間の履行義務を全て充足する前に契約期間に応じた金額を前受し、その期間は通常1年から5年となります。当該対価の受領時期に関しては契約に定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けます。

当社のクラウド環境提供下でのサービス製品には「コミュニケーションソリューション事業」「セキュリティソリューション事業」共に含まれており、サービス利用契約で定められた期間にわたってサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は期間の経過に応じて義務が充足されるものであり、各サービス毎に契約で定められた金額（独立販売価格）を契約期間に応じた均等額で収益を認識しております。

取引対価の受領に関しては、当該対価の受領時期については契約に定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けるものの契約期間の履行義務を全て充足する前に契約期間に応じた金額を前受する場合があります。その期間は通常1年となりますが、個別の契約により1年超の契約期間となる場合もあります。

提供製品の個別環境構築や導入に向けた支援サービスについては、構築やコンサルティングサービス期間にわたって履行義務を充足するものと考えられ、個別の契約によって定められた金額（独立販売価格）に基づいて当該サービスの提供（工数の進捗度）に応じて収益を認識しております。これらは契約によって定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けております。

当社は、変動対価や重大な金融要素及び返品並びに返金義務が重要となるような不確実性の高い取引は行っておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. のれん、顧客関連資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
のれん	1,027,341
顧客関連資産	2,245,057
合計	3,272,398

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2023年5月1日付で旧サイバーソリューションズ株式会社を吸収合併したことに伴い、当事業年度末の貸借対照表において、のれん及び顧客関連資産を計上しております。のれん及び顧客関連資産の償却はその効果の発現する期間を個別に見積り、均等償却を行っております。

当社は、経営者が承認した今後3年度分の事業計画を用いて減損の兆候の有無を判定しており、当該判定における主要な仮定は、売上予測、成長率及び割引率であります。なお、当事業年度においては、のれん及び顧客関連資産の減損の兆候は識別されております。

尚、将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において、減損損失が発生する可能性があります。

当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. のれん、顧客関連資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
のれん	963,132
顧客関連資産	2,104,741
合計	3,067,874

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2023年5月1日付で旧サイバーソリューションズ株式会社を吸収合併したことに伴い、当事業年度末の貸借対照表において、のれん及び顧客関連資産を計上しております。のれん及び顧客関連資産の償却はその効果の発現する期間を個別に見積り、均等償却を行っております。

当社は、経営者が承認した今後3年度分の事業計画を用いて減損の兆候の有無を判定しており、当該判定における主要な仮定は、売上予測、成長率及び割引率であります。なお、当事業年度においては、のれん及び顧客関連資産の減損の兆候は識別されております。

尚、将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において、減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま
す。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
未収入金	58,283千円	－千円
短期貸付金	20,000千円	－千円

※2 財務制限条項

財務制限条項が付されている借入金は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
1年内返済予定の長期借入金	440,000千円	－千円
長期借入金	110,000千円	－千円
合計	550,000千円	－千円

当社の借入金は財務制限条項が付されており、主な内容は以下のとおりです。

(ア)各決算期末における単体の損益計算書の経常損益を2回連続で損失としないこと。

(イ)各決算期末における単体の貸借対照表の純資産の金額を、直前期末における単体の貸借対照表の純資産の70%以上に維持すること。

(ウ)各決算期末におけるレバレッジレシオ(※)を、契約に定める一定割合以下に維持すること。

(※)レバレッジレシオ＝有利子負債／直前12か月の単体EBITDA

※3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	－千円	400,000千円
借入実行残高	－千円	200,000千円
差引額	－千円	200,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日)	当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
関係会社への業務委託費用	一千円	7,700千円
関係会社からの受取手数料	3,091	3,877
関係会社からの受取利息	123	74

※3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7%、当事業年度5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93%、当事業年度95%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年5月1日 至2024年4月30日)	当事業年度 (自2024年5月1日 至2025年4月30日)
給与手当	293,227千円	262,922千円
賞与引当金繰入額	165,764	137,100
役員退職慰労引当金繰入額	4,500	6,000
顧客関連資産償却額	140,316	140,316
減価償却費	26,958	33,235
のれん償却額	64,208	64,208

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
	88,817千円	63,914千円

※5 関係会社株式売却益

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

関係会社株式売却益は、当社の子会社であったInternet Secure Services株式会社の株式を一部売却したことによるものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2	100,001	14,900,149	—	15,000,150
合計	100,001	14,900,149	—	15,000,150
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、2024年4月16日開催の取締役会決議により、2024年4月22日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加14,900,149株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権から第2回新株予約権については、付与時において当社株式は非上場であり、単位あたりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

2. 第1回新株予約権から第2回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	15,000,150	—	—	15,000,150
合計	15,000,150	—	—	15,000,150
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権から第5回新株予約権については、付与時において当社株式は非上場であり、単位あたりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

2. 第1回新株予約権から第5回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
現金及び預金勘定	318,374千円	923,689千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	318,374	923,689

※2 重要な非資金取引の内容

前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

当事業年度に吸収合併した旧サイバーソリューションズ株式会社より承継した資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。

流動資産	2,850,322千円
固定資産	875,354
資産合計	3,725,677
流動負債	1,457,328
固定負債	204,895
負債合計	1,662,223

なお、流動資産には現金及び現金同等物が278,352千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

重要な資産除去債務の計上額は、「注記事項 (資産除去債務関係)」をご参照ください。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度
1年内	43,905千円
1年超	- 千円
合計	43,905千円

当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度
1年内	70,962千円
1年超	254,282千円
合計	325,245千円

(金融商品関係)

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に銀行借入や自己資金で賄っております。資金運用においては、短期的な預金及び有価証券等に限定する方針であり、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の投資有価証券であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。非上場株式については発行企業体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。また長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。これらの営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することにより、リスクの低減を図っております。投資有価証券は、定期的に発行企業体の財政状態等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

② 市場価格の変動リスクの管理

当社は、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(注3)	59,712	59,712	—
資産計	59,712	59,712	—
長期借入金(注2)	708,300	706,686	△1,613
負債計	708,300	706,686	△1,613

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 2. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金508,300千円を含んでおります。

(注) 3. 市場価格のない株式等は、上記「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円) (2024年4月30日)
投資有価証券 (非上場株式)	6,000
関係会社株式	10,000
出資金	30,150

(注) 4. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	318,374	—	—	—
売掛金	239,246	—	—	—
合計	557,620	—	—	—

(注) 5. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	508,300	170,000	30,000	—	—	—
合計	508,300	170,000	30,000	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	59,712	—	—	59,712
資産計	59,712	—	—	59,712

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	706,686	—	706,686
負債計	—	706,686	—	706,686

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

2. 長期借入金

これらの時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に銀行借入や自己資金で賄っております。資金運用においては、短期的な預金及び有価証券等に限定する方針であり、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。また長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。これらの営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することにより、リスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等と認められるものは含まれておりません（(注3)参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(注2)	30,028	29,915	△112
負債計	30,028	29,915	△112

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、短期借入金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 2. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金19,992千円を含んでおります。

(注) 3. 市場価格のない株式等

区分	当事業年度 (千円) (2025年4月30日)
投資有価証券（非上場株式）	7,450
出資金	30,150

(注) 4. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	923,689	—	—	—
売掛金	268,585	—	—	—
合計	1,192,275	—	—	—

(注) 5. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	19,992	10,036	—	—	—	—
合計	19,992	10,036	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	29,915	—	29,915
負債計	—	29,915	—	29,915

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 長期借入金

これらの時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

1. 子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	10,000

2. その他有価証券

区分	種類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	59,712	60,912	△1,200
合計		59,712	60,912	△1,200

(注) 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額6,000千円）については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

4. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 子会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額7,450千円）のみであり、市場価格のない株式等であることから、記載を省略しております。

3. 売却したその他有価証券

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	61,120	208	—
合計	61,120	208	—

4. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度において従来子会社株式として保有しておりましたInternet Secure Services株式会社の株式（前事業年度の貸借対照表計上額10,000千円）をその他有価証券へ変更しております。これは、当該株式の一部を譲渡したことにより子会社に該当しなくなったため変更したものであります。この結果、子会社株式が10,000千円減少し、投資有価証券が1,450千円増加しております。

5. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しており、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
退職給付引当金の期首残高	2,130千円
退職給付費用	5,776
退職給付の支払額	△118
中小企業退職金共済制度への拠出額	△5,176
退職給付引当金の期末残高	2,611

(注) 中小企業退職金共済制度からの支給見込額を控除した残額を退職給付引当金として認識しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当事業年度 (2024年4月30日)	
非積立型制度の退職給付債務	2,611千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,611

(注) 中小企業退職金共済制度からの支給見込額は控除しております。

(3) 退職給付費用の金額

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 5,776千円

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しており、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	
退職給付引当金の期首残高	2,611千円
退職給付費用	4,096
退職給付の支払額	—
中小企業退職金共済制度への拠出額	△5,322
退職給付引当金の期末残高	1,385

(注) 中小企業退職金共済制度からの支給見込額を控除した残額を退職給付引当金として認識しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当事業年度 (2025年4月30日)	
非積立型制度の退職給付債務	1,385千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,385

(注) 中小企業退職金共済制度からの支給見込額は控除しております。

(3) 退職給付費用の金額

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 4,096千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社監査役3名、 当社従業員62名	社外協力者14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 828,800株	普通株式 214,500株
付与日	2024年4月30日	2024年4月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2026年4月23日 至 2034年4月22日	自 2026年4月23日 至 2034年4月22日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	828,800	214,500
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	828,800	214,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	438	438
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたStock・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法（DCF法）を採用しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプション単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションはありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、 当社監査役3名、 当社従業員62名	社外協力者14名	当社従業員6名	当社取締役2名 当社従業員59名	社外協力者1名
株式の種類別のStock・オプションの数（注）1	普通株式828,800株	普通株式214,500株	普通株式66,000株	普通株式380,200株	普通株式5,500株
付与日	2024年4月30日	2024年4月30日	2024年10月31日	2025年4月21日	2025年4月21日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2026年4月23日 至2034年4月22日	自2026年4月23日 至2034年4月22日	自2026年10月11日 至2034年10月10日	自2027年4月11日 至2035年4月10日	自2027年4月11日 至2035年4月10日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	828,800	214,500	—	—	—
付与	—	—	66,000	380,200	5,500
失効	33,100	—	12,900	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	795,700	214,500	53,100	380,200	5,500
権利確定後 (株)					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（円）	438	438	438	438	438
行使時平均株価（円）	—	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	—	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法（DCF法）を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年4月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	3,719千円
未払事業税	34,204
賞与引当金	43,770
資産除去債務	7,785
未払金	-
その他	11,409
繰延税金資産合計	100,889
繰延税金負債	
顧客関連資産	△776,790
特別償却準備金	△20,444
資産除去債務に対応する除去費用	△2,854
繰延税金負債合計	△800,088
繰延税金資産(負債)の純額	△699,199

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年4月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	638千円
未払事業税	20,354
資産除去債務	23,537
未払金	14,955
その他	11,641
繰延税金資産合計	71,126
繰延税金負債	
顧客関連資産	△744,545
特別償却準備金	△14,280
資産除去債務に対応する除去費用	△21,398
繰延税金負債合計	△780,223
繰延税金資産(負債)の純額	△709,097

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年4月30日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
のれん償却額	1.8
税額控除	△4.6
税率変更による影響	1.3
その他	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、従来の34.6%から35.4%に変動いたします。

この税率変更により当事業年度の繰延税金負債の金額は15,930千円増加し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(共通支配下の取引等)

(子会社の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 統合当時企業の名称及び事業の内容

①存続会社

企業の名称：ACAセキュリティ株式会社 (以下、「ACA」という。)

事業の内容：クラウドサービス、ソフトウェアパッケージの企画・開発・販売・サポート等

②消滅会社

企業の名称：サイバーソリューションズ株式会社 (以下、「旧CS」という。)

事業の内容：クラウドサービス、ソフトウェアパッケージの企画・開発・販売・サポート等

(2) 企業結合日

2023年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

ACAを存続会社とする吸収合併方式で、旧CSは解散しております。なお、存続会社のACAは、企業結合日をもってサイバーソリューションズ株式会社 (現在の当社。以下、「CS」という。) に商号変更しております。

(4) 結合後企業の名称

サイバーソリューションズ株式会社

(5) 統合を行った主な理由

事業が順調に成長傾向にあった2022年に株式上場を目指すこととして、既存株主の全株式を取得する為のLBO(レバレッジド・バイアウト)実行に向けてACAセカンダリーズ株式会社と提携を行い、2022年12月に旧CSを承継するためにACAを設立しました。

ACAは、2023年1月に旧CSの全株式を取得して子会社化し、その後2023年5月1日に旧CSを吸収合併すると同時に、商号をサイバーソリューションズ株式会社に変更いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借開始より23か月と見積り、割引率はゼロとして資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
期首残高	22,500千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	22,500

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借開始より5年と見積り、割引率0.751%として資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
期首残高	22,500千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	66,225
時の経過による調整額	207
資産除去債務の履行による減少額	△22,500
期末残高	66,432

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

(単位：千円)

	当事業年度
コミュニケーションソリューション事業	1,221,267
セキュリティソリューション事業	1,527,103
合計	2,748,370

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

(単位：千円)

	当事業年度
コミュニケーションソリューション事業	1,336,244
セキュリティソリューション事業	1,789,986
合計	3,126,231

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等の内訳は以下のとおりであります。

	当事業年度期首 (2023年5月1日)	当事業年度 (2024年4月30日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金（注）2	—	239,246
契約資産（注）3、4	—	14,460
	—	253,706
契約負債（注）5、6	—	801,584

(注) 1. 当事業年度期首残高は、旧サイバーソリューションズ株式会社を吸収合併する前の残高であります。

2. 概ね3ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当事業年度において、過去の期間に充足（部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

4. 契約資産の残高が変動する要因は、主として収益を認識するに伴い、契約資産の残高が増加し、顧客に対する債権として認識した時に、契約資産から売掛金に振替えることで、契約資産の残高が減少するものであります。

5. 当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額はあります。

6. 契約負債が増加した理由は、主として企業結合による増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	金額（千円）
1年以内	585,710
1年超	215,873
合計	801,584

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等の内訳は以下のとおりであります。

	当事業年度期首 (2024年5月1日)	当事業年度 (2025年4月30日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金（注）1	239,246	268,585
契約資産（注）2、3	14,460	33,664
	253,706	302,250
契約負債（注）4	801,584	1,002,079

(注) 1. 概ね3ヶ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 当事業年度において、過去の期間に充足（部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 契約資産の残高が変動する要因は、主として収益を認識するに伴い、契約資産の残高が増加し、顧客に対する債権として認識した時に、契約資産から売掛金に振替えることで、契約資産の残高が減少するものであります。

4. 当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は585,710千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	金額（千円）
1年以内	609,047
1年超	393,032
合計	1,002,079

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

当社は、情報セキュリティ及びこれに付随する事業を行っており、事業セグメントはデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当社は、情報セキュリティ及びこれに付随する事業を行っており、事業セグメントはデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項（収益認識関係）」の「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項（収益認識関係）」の「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、情報セキュリティ及びこれに付随する事業を行っており、事業セグメントはデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	林 界宏	—	—	当社の代表取締役社長及び主要株主	(被所有) 直接 59.0	債務被保証担保の被提供者	銀行借入に対する債務被保証及び株式の担保提供 (注) 1、2	550,000	—	—
主要株主	林 盈貝	—	—	主要株主	(被所有) 直接 12.6	担保の被提供者	銀行借入に対する株式の担保提供 (注) 2	550,000	—	—
主要株主	林 盈穎	—	—	主要株主	(被所有) 直接 12.6	担保の被提供者	銀行借入に対する株式の担保提供 (注) 2	550,000	—	—

(注) 1. 債務被保証の取引金額については、期末被保証残高を記載しております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 当社の銀行借入（当事業年度末 550,000千円）に対して同氏所有の当社株式の担保提供を受けております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Internet Secure Services (株)	東京都港区	10,000	セキュリティソリューション事業	(所有) 直接 100.0	債務被保証、出向者の派遣、資金の貸付及び役員の兼任	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	550,000	—	—
							出向料等の受取 (注) 2	89,233	未収入金	57,143
							資金の貸付 (注) 3	—	短期貸付金	20,000
							貸付金利息 (注) 3	123	未収入金	—

(注) 1. 債務被保証の取引金額については、期末被保証残高を記載しております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 出向者の派遣による出向料は、出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しております。

3. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Internet Secure Services(株) (注1)	東京都港区	10,000	セキュリティソリューション事業	(所有) 直接 100.0 (注1)	出向者の派遣、資金の貸付、インシデント発生時におけるセキュリティ調査委託及び役員の兼任	出向料等の受取(注)2	87,495	未収入金	—
							貸付金利息(注)3	74	未収入金	—
							当社サービスシステムの侵害調査及び報告書作成委託(注)4	7,700	未払金	—

(注) 1. Internet Secure Services株式会社は、当社の子会社でありましたが、2025年3月31日付で保有株式の一部を譲渡したことにより、議決権等の所有割合が14.5%になり、当社の子会社に該当しないこととなりました。

2. 出向者の派遣による出向料は、出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しております。

3. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

4. 当社サービスシステムの侵害調査及び報告書作成委託については、Internet Secure Services株式会社の役務提供先との取引条件と同一であります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
1株当たり純資産額	98.25円
1株当たり当期純利益	36.78円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 2024年4月16日開催の取締役会決議により、2024年4月22日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)
当期純利益 (千円)	551,749
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	551,749
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000,150
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数10,433個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
1株当たり純資産額	153.22円
1株当たり当期純利益	54.92円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
当期純利益 (千円)	823,833
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	823,833
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000,150
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権の数14,490個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	53,485	109,917	43,639	119,763	9,973	24,776	109,790
工具、器具及び備品	885,982	56,704	69,937	872,749	582,397	109,734	290,351
リース資産	9,920	—	9,920	—	—	2,479	—
土地	180	—	—	180	—	—	180
有形固定資産計	949,567	166,622	123,497	992,692	592,370	136,991	400,321
無形固定資産							
のれん	1,091,549	—	—	1,091,549	128,417	64,208	963,132
ソフトウェア	7,755	—	—	7,755	6,859	1,872	895
顧客資産	2,385,374	—	—	2,385,374	280,632	140,316	2,104,741
無形固定資産計	3,484,678	—	—	3,484,678	415,909	206,397	3,068,769

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額 (千円)	本社	本社事務所移転造作工事	109,917
工具、器具及び備品	増加額 (千円)	本社	サーバー装置、ネットワーク機器	42,499
建物	減少額 (千円)	本社	旧本社事務所移転の廃棄	43,639
工具、器具及び備品	減少額 (千円)	本社	本社移転等による機器廃棄	69,937

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	273,000	1.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	508,300	19,992	0.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,480	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	200,000	10,036	0.4	2026年10月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	4,960	—	—	—
合計	715,740	303,028	—	—

（注） 1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,036	—	—	—

【引当金明細表】

（単位：千円）

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	126,504	174,945	181,969	119,480	—
役員退職慰労引当金	4,500	6,000	—	—	10,500

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【国際会計基準による財務諸表】

① 【財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	8, 33	312, 316	325, 658	923, 689
営業債権	9	293, 680	258, 804	268, 585
契約資産	25	2, 227	21, 570	33, 664
その他の金融資産	10	6, 143	5, 463	65, 450
その他の流動資産	11	179, 724	110, 715	72, 980
流動資産合計		794, 092	722, 210	1, 364, 370
非流動資産				
有形固定資産	13	482, 381	403, 857	367, 551
使用権資産	19	93, 979	44, 180	380, 727
のれん	14, 15	1, 091, 549	1, 091, 549	1, 091, 549
無形資産	14	2, 390, 668	2, 247, 825	2, 105, 636
その他の金融資産	10, 33	412, 675	159, 714	124, 863
その他の非流動資産	11	3, 072	280	916
非流動資産合計		4, 474, 326	3, 947, 407	4, 071, 244
資産合計		5, 268, 419	4, 669, 618	5, 435, 615

(単位：千円)

	注記	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	17, 33	321, 143	155, 676	261, 164
借入金	18, 33	524, 158	501, 214	292, 992
リース負債	33	52, 080	42, 351	74, 590
未払法人所得税		112, 481	396, 900	172, 301
引当金	21	38, 245	199, 424	45, 239
契約負債	25	825, 427	811, 117	1, 002, 079
その他の流動負債	22	105, 447	159, 623	98, 423
流動負債合計		1, 978, 985	2, 266, 307	1, 946, 791
非流動負債				
借入金	18, 33	1, 458, 153	199, 486	10, 036
リース負債	33	48, 959	4, 128	287, 630
退職給付に係る負債	20	2, 130	7, 111	11, 885
引当金	21	22, 500	—	65, 293
繰延税金負債	16	854, 224	698, 866	694, 419
非流動負債合計		2, 385, 966	909, 591	1, 069, 265
負債合計		4, 364, 952	3, 175, 899	3, 016, 057
資本				
資本金	23	100, 000	100, 000	100, 000
資本剰余金	23	900, 010	900, 010	900, 010
利益剰余金		△96, 543	492, 730	1, 395, 600
その他の資本の構成要素	32	—	978	23, 948
親会社の所有者に帰属する持分合計		903, 466	1, 493, 719	2, 419, 558
資本合計		903, 466	1, 493, 719	2, 419, 558
負債及び資本合計		5, 268, 419	4, 669, 618	5, 435, 615

②【損益計算書及び包括利益計算書】

【損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月 30 日)	当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月 30 日)
継続事業			
売上高	25	2,748,370	3,126,231
売上原価		621,513	693,762
売上総利益		2,126,857	2,432,468
販売費及び一般管理費	26	1,215,094	1,212,638
その他の収益		5,341	13,207
その他の費用		393	469
営業利益		916,711	1,232,568
金融収益	27	16,689	2,085
金融費用	27	60,984	17,926
税引前利益		872,416	1,216,727
法人所得税費用	16	290,328	365,333
継続事業からの当期利益		582,087	851,394
非継続事業			
非継続事業からの当期利益	29	7,185	51,267
当期利益		589,273	902,661
当期利益の帰属			
親会社の所有者		589,273	902,661
非支配持分		—	—
当期利益		589,273	902,661
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益 (円)			
継続事業	30	38.81	56.76
非継続事業	30	0.48	3.42
基本的1株当たり当期利益 (円)	30	39.28	60.18

【包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
当期利益		589,273	902,661
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	28	△784	1,725
純損益に振り替えられることのない項目			
合計		△784	1,725
税引後その他の包括利益		△784	1,725
当期包括利益		588,488	904,387
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		588,488	904,387
非支配持分		—	—
当期包括利益		588,488	904,387

③【持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日）

（単位：千円）

親会社の所有者に帰属する持分								
注記		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素			資本合計
					新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	
2023年 5 月 1 日残高	23	100,000	900,010	△96,543	—	—	—	903,466
当期利益		—	—	589,273	—	—	—	589,273
その他の包括利益		—	—	—	—	△784	△784	△784
当期包括利益合計		—	—	589,273	—	△784	△784	588,488
株式報酬取引	32	—	—	—	1,763	—	1,763	1,763
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計		—	—	—	1,763	—	1,763	1,763
2024年 4 月30日残高	23	100,000	900,010	492,730	1,763	△784	978	1,493,719

当事業年度（自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日）

（単位：千円）

		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素			資本合計
					新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	
2024年 5 月 1 日残高	23	100,000	900,010	492,730	1,763	△784	978	1,493,719
当期利益		—	—	902,661	—	—	—	902,661
その他の包括利益		—	—	—	—	1,725	1,725	1,725
当期包括利益合計		—	—	902,661	—	1,725	1,725	904,387
株式報酬取引	32	—	—	—	21,452	—	21,452	21,452
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	208	—	△208	△208	—
所有者との取引額合計		—	—	208	21,452	△208	21,244	21,452
2025年 4 月30日残高	23	100,000	900,010	1,395,600	23,215	732	23,948	2,419,558

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月 30 日)	当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		872,416	1,216,727
非継続事業からの税引前利益	29	7,255	57,184
減価償却費及び償却費		312,538	352,929
金融収益		△16,689	△59,269
金融費用		60,984	17,926
株式報酬費用		1,763	21,452
営業債権の増減額 (△は増加)		34,876	△29,339
契約資産の増減額 (△は増加)		△19,342	△19,204
その他の資産の増減額 (△は増加)		20,650	84,091
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		△165,466	104,951
契約負債の増減額 (△は減少)		△14,310	200,495
賞与引当金の増減額 (△は減少)		126,504	△126,504
その他の負債の増減額 (△は減少)		71,331	△82,586
その他		△394	166
小計		1,292,117	1,739,019
利息及び配当金の受取額		9,674	2,085
利息の支払額		△28,156	△8,405
法人所得税の還付額		57,294	15,373
法人所得税の支払額		△160,606	△618,196
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,170,325	1,129,876
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△37,655	△99,611
無形資産の取得による支出		△1,730	—
投資の取得による支出		△65,022	—
投資の売却及び償還による収入		312,728	61,120
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	7	—	25,650
敷金及び保証金の差入による支出		—	△79,918
敷金及び保証金の回収による収入		55	57,361
短期貸付金の純増減額 (△は増加)		—	△40,000
その他		△1,987	508
投資活動によるキャッシュ・フロー		206,388	△74,890
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	31	—	273,000
長期借入金の返済による支出	31	△1,308,811	△678,272
リース負債の返済による支出	31	△54,560	△44,398
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,363,371	△449,670
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		13,341	605,315
現金及び現金同等物の期首残高	8	312,316	318,374
現金及び現金同等物の期末残高	8	325,658	923,689

【財務諸表注記】

1. 報告企業

サイバーソリューションズ株式会社（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社は当社のウェブサイト（<https://www.cybersolutions.co.jp>）で開示しております。当社の財務諸表は、2025年4月30日を期末日としております。

当社グループの事業内容は、「第一部 企業情報 第1企業の概況 3. 事業の内容」に記載しております。各事業の内容については注記「6. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第1条の2の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第326条第2項の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本財務諸表は、2025年9月11日に代表取締役社長林界宏によって承認されております。

当社は、2025年4月30日に終了する事業年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2023年5月1日であります。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「37. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）の規定により認められた免除規定を除き、当社の会計方針は2025年4月30日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「37. 初度適用」に記載しております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社の財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

(1) 企業結合

当社は、共通支配下の取引を除く企業結合に対して取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。反対に下回る場合には、直ちに損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

共通支配下における企業結合取引については、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業もしくは事業の全てが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合であります。

(2) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社は、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社は、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社が当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社が金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社が、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社は、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行が発生するリスクに変化があるかどうかの判断にあたっては、以下を考慮しております。

- ・ 期日経過情報
- ・ 債務者の経営成績の悪化

金融資産の全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断される場合を債務不履行とみなしております。債務不履行に該当した場合は、信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。上記の分類に関わらず、法的に債権が消滅する場合等、金融資産の全部又は一部について回収できないことが明らかな場合には、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社は、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社は、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社が残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(4) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び附属設備 2－18年
- ・工具器具及び備品 4－10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) のれん

当社は、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

(6) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ ソフトウェア 3－5年
- ・ 顧客関連資産 17年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) リース

① 借手としてのリース

当社は、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は損益計算書において認識しております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

② 貸手としてのリース

当社は、貸手として、従業員への社宅の賃貸をしており、サブリースのリース期間がヘッドリースのリース期間と同一のサブリースであり、リスクと経済価値が実質的にすべて移転しているものとしてファイナンス・リースへ分類しております。リース投資未回収額を財政状態計算書にその他の金融資産として計上しております。

(8) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず各年度の一定時期において減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社の全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

(9) 従業員給付

① 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、法的もしくは推定的な債務を負っており信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

② 退職後給付

当社は、従業員の退職給付制度として非積立型の確定給付型の退職一時金制度並びに確定拠出制度を運営しております。当該退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。また役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(10) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として損益計算書において認識し、同額を財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(12) 収益

当社は、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約については、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、ビジネスコミュニケーション（メール・ビジネスチャット・グループウェア）に関連する製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うコミュニケーションソリューション事業、メールの無害化、脅威防御、情報漏洩対策などと関連するセキュリティ、リスクマネジメントの製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うセキュリティソリューション事業の2つに売上高を区分しております。

コミュニケーションソリューション事業は、企業規模を問わず利用でき高機能高コストパフォーマンスメールサービスである「CYBER MAIL」を主な構成要素としております。

セキュリティソリューション事業は、メールからチャットまでリアルタイムにアーカイブし企業リスクマネジメントの強化に役立つ監査システムである「ENTERPRISE AUDIT」、企業が利用中のメールシステムと外部ネットワークの間にゲートウェイとして設置し様々なセキュリティインシデントからメールを保護する「MAILGATES」、受信メールの無害化や情報漏洩対策等のオールインワン機能を備えている「CYBERMAIL CDR」「CYBER MAIL ST」を主な構成要素としております。

取引価格については、受領した対価又は受領可能な対価の公正価値（値引及び消費税等を控除後）により測定しております。

当社のパッケージソフトウェア製品及びサービスは、販売・提供だけでなくサービス利用契約等の継続的な契約を前提としております。当社の主な販売モデルには、会計上の主要な顧客である販売パートナーを介した間接販売、当社と顧客との直接取引による直接販売があり、パッケージソフトウェア製品、サービス製品共にエンドユーザーへ販売パートナーを介した間接販売を主流としております。

当社の販売するパッケージソフトウェア製品は「コミュニケーションソリューション事業」「セキュリティソリューション事業」共に含まれており、サブスクリプション契約（一部保守契約含む）で定められた期間にわたってサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は期間の経過に応じて義務が充足されるものであり、各サービス毎に契約で定められた金額（独立販売価格）を契約期間に応じた均等額で収益を認識しております。

取引対価の受領に関しては、通常は契約期間の履行義務を全て充足する前に契約期間に応じた金額を前受し、その期間は通常1年から5年となります。当該対価の受領時期に関しては契約に定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けます。

当社のクラウド環境提供下でのサービス製品には「コミュニケーションソリューション事業」「セキュリティソリューション事業」共に含まれており、サービス利用契約で定められた期間にわたってサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は期間の経過に応じて義務が充足されるものであり、各サービス毎に契約で定められた金額（独立販売価格）を契約期間に応じた均等額で収益を認識しております。

取引対価の受領に関しては、当該対価の受領時期については契約に定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けるものの契約期間の履行義務を全て充足する前に契約期間に応じた金額を前受する場合もあります。その期間は通常1年となりますが、個別の契約により1年超の契約期間となる場合もあります。

提供製品の個別環境構築や導入に向けた支援サービスについては、構築やコンサルティングサービス期間にわたって履行義務を充足するものと考えられ、個別の契約によって定められた金額（独立販売価格）に基づいて当該サービスの提供（工数の進捗度）に応じて収益を認識しております。これらは契約によって定められた支払期限（通常数カ月以内）を基準として支払いを受けております。

当社は、変動対価や重大な金融要素及び返品並びに返金義務が重要となるような不確実性の高い取引は行っておりません。

(13) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越税額控除について、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・ 企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

(14) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、当社の普通株主に帰属する当期損益を、発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- (1) 非金融資産の減損の認識及び測定（注記「3. 重要性がある会計方針(8)非金融資産の減損」、注記「15. 非金融資産の減損」）

5. 未適用の新基準

財務諸表の承認日までに新設又は改訂が公表された主な基準書及び解釈指針は以下のとおりであり、当事業年度末（2025年4月30日）において、当社はこれらを適用しておりません。適用による当社への影響は検討中であり、現時点で見積もることはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年4月期	「財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準」

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、情報セキュリティ及びこれに付随する事業を行っており、事業セグメントはデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであります。

(2) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの情報は、注記「25. 売上高」を参照ください。

(3) 地域別に関する情報

当社は、外部顧客からの国内売上高が、損益計算書の売上高の大部分を占めるため、地域別の売上高の記載を省略しております。

また、国内所在地に帰属する非流動資産の帳簿価額が、財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

(4) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

7. 企業結合等

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

（共通支配下の取引等）

(1) 取引の概要

① 統合当時企業の名称及び事業の内容

(a) 存続会社

企業の名称：A C Aセキュリティ株式会社（以下、「A C A」という。）

事業の内容：クラウドサービス、ソフトウェアパッケージの企画・開発・販売・サポート等

(b) 消滅会社

企業の名称：サイバーソリューションズ株式会社（以下、「旧CS」という。）

事業の内容：クラウドサービス、ソフトウェアパッケージの企画・開発・販売・サポート等

② 企業結合日

2023年5月1日

③ 企業結合の法的形式

A C Aを存続会社とする吸収合併方式で、旧CSは解散しております。なお、存続会社のA C Aは、企業結合日をもってサイバーソリューションズ株式会社（現在の当社。以下、「CS」という。）に商号変更しております。

④ 結合後企業の名称

サイバーソリューションズ株式会社

⑤ 統合を行った主な理由

事業が順調に成長傾向にあった2022年に株式上場を目指すこととして、既存株主の全株式を取得する為のLBO(レバレッジド・バイアウト)実行に向けてA C Aセカンダリーズ株式会社と提携を行い、2022年12月に旧CSを承継するためにA C Aを設立しました。

A C Aは、2023年1月に旧CSの全株式を取得して子会社化し、その後2023年5月1日に旧CSを吸収合併すると同時に、商号をサイバーソリューションズ株式会社に変更いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合であります。当社グループは、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

（子会社株式の譲渡）

(1) 取引の概要

当社は、2025年3月10日開催の取締役会において、連結子会社であるInternet Secure Services株式会社の株式の一部を譲渡することを決議し、2025年3月31日付で譲渡いたしました。

譲渡する株式数、譲渡後の持分比率

①譲渡前の所有株式数：200株（持分比率：100%）

②譲渡株式数：171株

③譲渡後の所有株式数：29株（持分比率：14.5%）

(2) 支配喪失日現在の資産及び負債の主な内訳

(単位：千円)

支配喪失時の資産の内訳	
流動資産	55,548
非流動資産	3,900
支配喪失時の負債の内訳	
流動負債	89,350
非流動負債	182

(注) 本件子会社株式の譲渡により連結子会社がなくなったため、当事業年度は連結財務諸表を作成していないことから、支配喪失日現在の資産及び負債として前連結会計年度末時点の内訳を記載しております。

(3) 支配喪失に伴うキャッシュ・フロー

(単位：千円)

現金及び現金同等物による受取対価	25,650
支配喪失時の資産のうち現金及び現金同等物	△7,284
支配喪失に伴うキャッシュ・フロー	18,365

(注) 本件子会社株式の譲渡により連結子会社がなくなったため、当事業年度は連結財務諸表を作成していないことから、支配喪失時の資産のうち現金及び現金同等物としては前連結会計年度末時点の残高を記載しております。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

前連結会計年度及び当事業年度の財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高とキャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
現金及び預金	312,316	325,658	923,689
合計	312,316	325,658	923,689

9. 営業債権

営業債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
売掛金	293,680	258,804	268,585
合計	293,680	258,804	268,585

営業債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年 5 月 1 日)	前連結会計年度 (2024年 4 月 30 日)	当事業年度 (2025年 4 月 30 日)
償却原価で測定する金融資産			
短期貸付金	—	—	60,000
差入保証金	58,307	58,252	80,643
リース債権	15,726	9,583	9,469
小計	74,033	67,835	150,113
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
株式	—	65,712	8,570
出資金	30,150	30,150	30,150
その他	1,480	1,480	1,480
小計	31,630	97,342	40,200
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
仕組債	313,155	—	—
小計	313,155	—	—
合計	418,818	165,177	190,313
流動資産	6,143	5,463	65,450
非流動資産	412,675	159,714	124,863
合計	418,818	165,177	190,313

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

① 主な銘柄及び公正価値

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値は以下のとおりであります。

(単位：千円)

銘柄	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
西武信用金庫	30,150	30,150	30,150
太陽誘電株式会社	—	59,712	—
アイジーエスエス株式会社	—	6,000	4,220
Internet Secure Services株式会社	—	—	4,350

株式等の資本性金融商品は、取引先との関係維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

② 受取配当金

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に関する受取配当金の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
期中に認識を中止した投資	—	720
期末日現在で保有する投資	904	904
合計	904	1,624

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識の中止

保有資産の効率化および有効活用を図るため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の一部を売却することにより、認識を中止しております。

期中に認識を中止した、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識中止日時点の公正価値、累積利得又は損失(税引前)は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
公正価値	—	61,120
累積利得又は損失	—	208

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年 5 月 1 日)	前連結会計年度 (2024年 4 月 30 日)	当事業年度 (2025年 4 月 30 日)
その他の流動資産			
前払費用	102,069	110,509	67,952
未収還付法人税等	57,294	—	1,978
未収消費税等	6,039	—	—
その他	14,320	205	3,050
合計	179,724	110,715	72,980
その他の非流動資産			
長期前払費用	3,072	280	916
合計	3,072	280	916

12. 売却目的で保有する資産

当社は、2025年3月10日開催の取締役会において、連結子会社であるInternet Secure Services株式会社の株式の一部を譲渡することを決議し、2025年3月31日付で譲渡いたしました。これに伴い、Internet Secure Services株式会社の支配を喪失することが確実になったため、Internet Secure Services株式会社の資産及び負債をそれぞれ「売却目的で保有する資産」及び「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に分類しております。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
売却目的で保有する資産			
現金及び現金同等物	—	7,284	—
営業債権	—	19,558	—
契約資産	—	7,109	—
有形固定資産	—	3,900	—
その他	—	21,596	—
資産合計	—	59,448	—
売却目的で保有する資産に直接関連する負債			
営業債務及びその他の債務	—	249	—
契約負債	—	9,533	—
その他	—	1,466	—
負債合計	—	11,249	—

前連結会計年度における売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債は、子会社であるInternet Secure Service株式会社が保有する資産及び負債につき、同社株式を売却する意思決定を行い、売却を行う可能性が非常に高いと判断したため、売却目的で保有する処分グループとして分類しております。

なお、当事業年度中に売却が完了しております。

13. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の取得原価及び減価償却累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：千円)

	建物及び 附属設備	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2023年5月1日	30,704	674,940	180	212,372	918,197
取得	281	37,374	—	—	37,655
建設仮勘定からの振替	—	212,372	—	△212,372	—
売却又は処分	—	△33,033	—	—	△33,033
科目振替	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
2024年4月30日	30,985	891,654	180	—	922,819
取得	43,692	56,704	—	—	100,396
売却目的で保有する資産の売却	—	△5,671	—	—	△5,671
売却又は処分	△21,139	△67,138	—	—	△88,278
科目振替	—	—	—	—	—
その他	—	△2,799	—	—	△2,799
2025年4月30日	53,537	872,749	180	—	926,467

減価償却累計額

(単位：千円)

	建物及び 附属設備	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2023年5月1日	5,143	430,671	—	—	435,815
減価償却費	9,442	106,737	—	—	116,179
売却又は処分	—	△33,033	—	—	△33,033
その他	—	—	—	—	—
2024年4月30日	14,586	504,375	—	—	518,961
減価償却費	11,007	119,463	—	—	130,471
売却目的で保有する資産の売却	—	△1,771	—	—	△1,771
売却又は処分	△21,139	△67,138	—	—	△88,278
その他	—	△468	—	—	△468
2025年4月30日	4,454	554,461	—	—	558,915

(注) 有形固定資産の減価償却費は、損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：千円)

	建物及び 附属設備	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2023年5月1日	25,560	244,268	180	212,372	482,381
2024年4月30日	16,398	387,278	180	—	403,857
2025年4月30日	49,083	318,288	180	—	367,551

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価及び償却累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：千円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	合計
2023年5月1日	1,091,549	13,591	2,385,374	—	2,398,965
取得	—	1,730	—	—	1,730
売却又は処分	—	△7,566	—	—	△7,566
在外営業活動体の換算差額	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
2024年4月30日	1,091,549	7,755	2,385,374	—	2,393,129
取得	—	—	—	—	—
企業結合による取得	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	—	—	—	—
在外営業活動体の換算差額	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
2025年4月30日	1,091,549	7,755	2,385,374	—	2,393,129

償却累計額

(単位：千円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	合計
2023年5月1日	—	8,297	—	—	8,297
償却費	—	4,256	140,316	—	144,572
減損損失	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	△7,566	—	—	△7,566
在外営業活動体の換算差額	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
2024年4月30日	—	4,987	140,316	—	145,303
償却費	—	1,872	140,316	—	142,188
減損損失	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	—	—	—	—
在外営業活動体の換算差額	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
2025年4月30日	—	6,859	280,632	—	287,492

(注) 無形資産の償却費は、損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：千円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	合計
2023年5月1日	1,091,549	5,294	2,385,374	—	2,390,668
2024年4月30日	1,091,549	2,767	2,245,057	—	2,247,825
2025年4月30日	1,091,549	895	2,104,741	—	2,105,636

当社の前連結会計年度及び当事業年度における期中に費用として認識された研究開発活動による支出は88,817千円及び63,914千円であり、損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。

15. 非金融資産の減損

(1) 資金生成単位

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、原則として、経営管理上の事業区分を基準として資金生成単位を識別しております。

(2) 減損損失

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

(3) のれんの減損テスト

財政状態計算書に計上されているのれん1,091,549千円は、2023年5月1日において旧サイバーソリューションズ株式会社の全株式を取得して完全子会社化したことによるものであり、当該のれんは当社のデジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の資金生成単位グループに配分しております。

当社は、のれんについて、每期及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した今後3年度分の事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前加重平均資本コストを基礎とした割引率（移行日14.3%、前連結会計年度14.3%、当事業年度15.1%）により現在価値に割引いて算定しております。

なお、キャッシュ・フローの見積りにおいて、経営者が承認した3年間の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては各期とも成長率をゼロとして使用価値を算定しております。

移行日、前連結会計年度並びに当事業年度において、回収可能価額は帳簿価額を十分に上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

使用価値の見積りにおける主要な仮定は、事業計画における売上予測、成長率及び割引率です。減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は当該資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

16. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

（単位：千円）

	2023年 5月1日	純損益を通じて 認識	その他の包括 利益において 認識	2024年 4月30日
繰延税金資産				
未払事業税	—	34,204	—	34,204
未払有給休暇	13,232	4,212	—	17,445
未払賞与	—	43,770	—	43,770
リース負債	34,040	△17,422	—	16,618
資産除去債務	7,785	—	—	7,785
減価償却費及び償却費	1,219	2,500	—	3,719
その他の金融資産	12,748	△12,748	415	415
その他	7,973	3,204	—	11,177
合計	76,998	57,721	415	135,135
繰延税金負債				
使用权資産	△34,198	16,427	—	△17,770
減価償却費及び償却費	△18,233	4,956	—	△13,276
特別償却準備金	△27,896	7,452	—	△20,444
識別可能な無形資産	△825,339	48,549	—	△776,790
その他	△25,555	19,834	—	△5,720
合計	△931,223	97,221	—	△834,001
純額	△854,224	154,942	415	△698,866

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

（単位：千円）

	2024年 5月1日	純損益を通じ て認識	その他の包括 利益において 認識	2025年 4月30日
繰延税金資産				
未払事業税	34,204	△13,849	—	20,354
未払有給休暇	17,445	△1,792	—	15,652
未払賞与	43,770	△43,770	—	—
リース負債	16,618	106,147	—	122,765
資産除去債務	7,785	15,752	—	23,537
減価償却費及び償却費	3,719	△3,081	—	638
その他の金融資産	415	—	△415	—
その他	11,177	14,031	—	25,208
合計	135,135	73,436	△415	208,157
繰延税金負債				
使用権資産	△17,770	△137,134	—	△154,904
減価償却費及び償却費	△13,521	3,773	—	△9,747
特別償却準備金	△20,444	6,164	—	△14,280
その他の金融資産	—	—	△387	△387
識別可能な無形資産	△776,790	32,244	—	△744,545
その他	△5,720	27,009	—	21,288
合計	△834,246	△67,943	△387	△902,577
純額	△699,110	5,493	△802	△694,419

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
将来減算一時差異	—	—	—
税務上の繰越欠損金	47,504	40,213	—
合計	47,504	40,213	—

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
1年目	—	—	—
2年目	—	—	—
3年目	—	—	—
4年目	—	—	—
5年目以降	47,504	40,213	—
合計	47,504	40,213	—

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
当期税金費用	445,341	376,316
繰延税金費用	△154,942	△5,066
法人所得税費用 合計	290,398	371,250
継続事業	290,328	365,333
非継続事業	70	5,916

なお、「国際的な税制改革－第2の柱モデルルール（IAS第12号の改訂）」により影響を受ける見込みの法人所得税の金額はありません。

継続事業における各年度の法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。平均実際負担税率は税引前当期利益に対する法人所得税の負担割合を表示しております。

(単位：％)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
法定実効税率	34.6	34.6
税額控除	△0.8	△4.6
その他	△0.5	0.0
平均実際負担税率	33.3	30.0

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度及び当事業年度においていずれも34.6％であります。

(3) 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布されたことに伴い、防衛特別法人税が2026年4月1日以後に開始する事業年度から課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.6％から、2026年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4％となります。

なお、税率変更による影響は軽微であります。

17. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
買掛金	135,523	99,020	116,825
未払金	185,619	56,656	144,338
合計	321,143	155,676	261,164

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

18. 借入金

(1) 金融負債の内訳

借入金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年 5 月 1 日)	前連結会計年度 (2024年 4 月 30 日)	当事業年度 (2025年 4 月 30 日)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	273,000	1.03	—
1年内返済予定の長期借入金	524,158	501,214	19,992	0.40	—
長期借入金	1,458,153	199,486	10,036	0.40	2026年
合計	1,982,312	700,700	303,028	—	—
流動負債	524,158	501,214	292,992	—	—
非流動負債	1,458,153	199,486	10,036	—	—
合計	1,982,312	700,700	303,028	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 「借入金」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

(2) 財務制限条項

財務制限条項が付されている借入金は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年 5 月 1 日)	前連結会計年度 (2024年 4 月 30 日)	当事業年度 (2025年 4 月 30 日)
1年内返済予定の長期借入金	425,347	432,914	—
長期借入金	1,299,853	109,486	—
合計	1,725,201	542,400	—

当社の借入金は財務制限条項が付されており、主な内容は以下のとおりです。

(ア) 各決算期末における単体の損益計算書の経常損益を2回連続で損失としないこと。

(イ) 各決算期末における単体の貸借対照表の純資産の金額を、直前期末における単体の貸借対照表の純資産の70%以上に維持すること。

(ウ) 各決算期末におけるレバレッジレシオ(※)を、契約に定める一定割合以下に維持すること。

(※) レバレッジレシオ＝有利子負債／直前12か月の単体EBITDA

19. リース

当社は、借手として、主としてオフィスビル等の不動産の賃借しております。

リース契約によって課された制限（追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

(1) リースに係る費用とキャッシュ・アウトフロー

リースに係る費用とキャッシュ・アウトフローの内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
使用権資産の減価償却費		
建物及び附属設備	47,479	77,788
車両運搬具	4,306	2,479
合計	51,785	80,268
リース負債に係る金利費用	200	2,125
短期リース費用	89,217	97,207
少額資産リース費用	150	160
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	144,129	141,765

(2) 使用権資産

使用権資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
使用権資産			
建物及び附属設備	87,192	41,700	380,727
車両運搬具	6,786	2,480	—
合計	93,979	44,180	380,727

前連結会計年度の使用権資産の増加額はありません。当事業年度における使用権資産の増加額は414,993千円であります。

(3) リース負債

リース負債の満期分析については、「33. 金融商品 (4) 流動性リスク管理」に記載しております。

20. 従業員給付

(1) 確定給付制度

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の退職一時金制度並びに確定拠出制度を採用しております。確定拠出型の制度については中小企業退職金共済制度を採用しております。確定給付制度債務については外部積立を行わず、当社が直接受給者への支給義務を負っております。給付額は、就業規則等の退職金規定に基づき退職時の給与水準、勤務期間等の要因により決定され、財政状態計算書上の退職給付に係る負債に計上しております。

また、当社の取締役に対する退職慰労金制度を採用しており、財政状態計算書上の退職給付に係る負債に計上しております。

確定給付制度債務の額は下記のとおりであります。

	(単位：千円)		
	移行日 (2023年4月30日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
退職給付に係る負債			
取締役に対する退職慰労金制度に係る債務	—	4,500	10,500
従業員に対する退職一時金制度に係る債務	2,130	2,611	1,385
合計	2,130	7,111	11,885

(2) 従業員給付費用

確定拠出制度に関連する費用額及び従業員給付費用の額は下記のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
確定拠出制度に関連する費用額	5,176	5,322
従業員給付費用の額		
売上原価	54,893	67,841
販売費及び一般管理費	601,489	501,861
従業員給付費用の額合計	656,382	569,702

(注)従業員給付費用の額には、給与、賞与、法定福利費、確定給付制度に関連する費用額を含めております。

21. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	資産除去債務	賞与引当金	有給休暇引当金	合計
2023年5月1日	22,500	—	38,245	60,745
期中増加額	—	126,504	50,419	176,924
割引計算の期間利息費用	—	—	—	—
期中減少額（目的使用）	—	—	△38,245	△38,245
期中減少額（戻入）	—	—	—	—
2024年4月30日	22,500	126,504	50,419	199,424
期中増加額	64,988	—	45,239	110,227
割引計算の期間利息費用	305	—	—	305
期中減少額（目的使用）	△22,500	△126,504	△50,419	△199,424
期中減少額（戻入）	—	—	—	—
2025年4月30日	65,293	—	45,239	110,533

引当金の財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
流動負債	38,245	199,424	45,239
非流動負債	22,500	—	65,293
合計	60,745	199,424	110,533

資産除去債務

当社が使用する事務所に対する原状回復義務に備え、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。

これらの除去債務に関する支出の金額や時期の見積りは、現時点における事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

有給休暇引当金

有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される有給休暇の未消化分について、有給休暇引当金を計上しております。

22. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年 5 月 1 日)	前連結会計年度 (2024年 4 月 30 日)	当事業年度 (2025年 4 月 30 日)
その他の流動負債			
未払消費税等	26,378	111,283	64,415
預り金	78,470	47,828	34,008
その他	598	511	—
合計	105,447	159,623	98,423

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月 30 日)	当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月 30 日)
授権株式数		
普通株式	150,000,000	150,000,000
発行済株式総数		
期首残高	100,001	15,000,150
期中増減(注) 2	14,900,149	—
期末残高	15,000,150	15,000,150

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 当社は、2024年4月22日付で普通株式1株につき普通株式150株の割合で株式分割を行っており、授権株式数及び発行済株式総数がそれぞれ149,000,000株及び14,900,149株増加しております。

(2) 資本剰余金

日本における会社法（以下「会社法」という。）では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(4) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の内容及び目的は、以下のとおりであります。

(新株予約権)

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等の詳細は、注記「32. 株式に基づく報酬」をご参照ください。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識を中止するまでの公正価値の変動の累積額

です。

24. 配当金

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

25. 売上高

(1) 収益の分解

売上高は、顧客・マーケット及び主たるサービスの性質を勘案し、「コミュニケーションソリューション事業」、「セキュリティソリューション事業」に分解しております。売上高はすべて顧客との契約から生じたものであり、売上高の分解は以下のとおりであります。なお、顧客との契約における履行義務の充足の時期の決定等については、「3. 重要性がある会計方針 (12) 収益」に記載のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
コミュニケーションソリューション事業	1, 221, 267	1, 336, 244
セキュリティソリューション事業	1, 527, 103	1, 789, 986
合計	2, 748, 370	3, 126, 231

当社は、ビジネスコミュニケーション（メール・ビジネスチャット・グループウェア）に関連する製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うコミュニケーションソリューション事業、メールの無害化、脅威防御、情報漏洩対策などに関連するセキュリティ、リスクマネジメントの製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うセキュリティソリューション事業の2つの事業を主としております。各事業を構成するサービス内容は以下のとおりです。

事業	各事業を構成するサービス内容
コミュニケーションソリューション事業	メールサービス「CyberMail」「CYBERMAIL Σ」（注）、ビジネスチャット「CYBERCHAT」、セカンダリメール「EMERGENCYMAIL」、クラウドストレージサービス「SecureDrive」、クラウドグループウェアサービス「SecureBoard」、統合コラボレーションサービス「SecureCommunicationONE」（注）といったビジネスコミュニケーション製品・サービスの企画・販売 当社サービス導入に向けた導入に向けた支援サービスの販売
セキュリティソリューション事業	メールセキュリティ「Cloud Mail SECURITYSUITE」、「MailGates」、「CyberMail-ST」、「Cybermail-CDR」、メッセージングアーカイブ「Enterprise Audit」といったメールセキュリティの製品・サービスの企画・販売

(注) メールサービス、ビジネスチャット、メールセキュリティ等を統合してサービス提供している「CYBERMAIL Σ」及び「SecureCommunicationONE」については、サービスの比率に応じて、コミュニケーションソリューション事業とセキュリティソリューション事業に収益を配分しております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
顧客との契約から生じた債権	293,680	258,804	268,585
契約資産	2,227	21,570	33,664
契約負債	825,427	811,117	1,002,079

契約資産は、導入支援サービス提供に係る収益について、一定期間にわたり充足される履行義務の対価への権利であり、各報告期間の末日時点で全部又は部分的に完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に関連するものであります。契約資産は、サービス提供が完了し、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。顧客との契約から生じた債権は、履行義務の充足後、別途定める支払条件により、主として3ヵ月以内に対価を受領しております。また、当社の顧客との契約から生じた債権に重要な金融要素はありません。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。前連結会計年度及び当事業年度の契約負債の増減は、主に前受金の受取（契約負債の増加）と、収益認識（契約負債の減少）により生じたものです。

前連結会計年度及び当事業年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていたものは、それぞれ414,795千円及び585,710千円であります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した充足期間別の取引価格は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年4月30日)
1年以内	609,047
1年超	393,032
合計	1,002,079

なお、当社はIFRS第15号C5項(d)の実務上の便法を適用し、前連結会計年度について残存履行義務に配分した取引価格の金額及び当該金額の収益認識時期の見込みを開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

26. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
給与	294,991	262,922
賞与引当金繰入額	165,764	137,100
減価償却費及び償却費	206,099	237,775
その他	548,238	574,840
合計	1,215,094	1,212,638

27. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
受取利息		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	8,650	—
償却原価で測定する金融資産	120	460
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	904	1,624
投資有価証券評価益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	7,015	—
合計	16,689	2,085

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	55,231	15,800
リース負債	200	2,125
投資有価証券償還損		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	5,551	—
合計	60,984	17,926

28. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当期発生額	△1,200	2,528
税効果額	415	△802
その他の包括利益合計	△784	1,725

29. 非継続事業

当社は、2025年3月10日開催の取締役会において、連結子会社であるInternet Secure Services株式会社の株式の一部を譲渡することを決議し、2025年3月31日付で譲渡いたしました。これに伴い、同社に関連する損益及びキャッシュ・フローを、非継続事業として分類するとともに、当該非継続事業を継続事業から分離して表示しております。

(1) 報告セグメント

デジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業

(2) 非継続事業の業績

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
非継続事業の損益		
収益(注)	116,273	57,184
費用	109,017	—
非継続事業からの税引前利益	7,255	57,184
法人所得税費用(注)	70	5,916
非継続事業からの当期利益	7,185	51,267

(注) 当事業年度において、Internet Secure Services株式会社の譲渡したことによる売却益57,184千円が含まれております。これに係る法人所得税費用は5,916千円であります。

(3) 非継続事業からのキャッシュ・フロー

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
非継続事業からのキャッシュ・フロー		
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,119	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,475	25,650
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
合計	△4,595	25,650

30. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
当社の普通株主に帰属する当期利益(千円)	589,273	902,661
継続事業	582,087	851,394
非継続事業	7,185	51,267
発行済株式の期中平均株式数(株)	15,000,150	15,000,150
基本的1株当たり当期利益(円)	39.28	60.18
継続事業	38.81	56.76
非継続事業	0.48	3.42

(注) 1. 基本的1株当たり当期利益は、当社の普通株主に帰属する当期利益を会計期間中の発行済普通株式の期中平均株式数により除して算出しております。

2. 希薄化後1株当たり当期利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため希薄化効果の計算対象外ですので、記載しておりません。

3. 当社は、2024年4月22日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

31. キャッシュ・フロー情報

(1) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

（単位：千円）

	移行日 2023年 5月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変 動		2024年 4月30日
			新規リース	その他	
長期借入金 （1年内返済予定を含 む）	1,982,312	△1,308,811	—	27,199	700,700
リース負債 （流動・非流動合計）	101,039	△54,560	—	—	46,479
合計	2,083,352	△1,363,371	—	27,199	747,179

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

（単位：千円）

	2024年 5月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変 動		2025年 4月30日
			新規リース	その他	
短期借入金	—	273,000	—	—	273,000
長期借入金 （1年内返済予定を含 む）	700,700	△678,272	—	7,599	30,028
リース負債	46,479	△44,398	359,421	719	362,221
合計	747,179	△449,670	359,421	8,318	665,249

32. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	付与数(株)	付与日	行使期限	権利確定条件
第1回	828,800	2024年4月30日	2034年4月22日	(注) 1、2、3
第2回	214,500	2024年4月30日	2034年4月22日	(注) 1、3
第3回	66,000	2024年10月31日	2034年10月10日	(注) 1、2、3
第4回	380,200	2025年4月21日	2035年4月10日	(注) 1、2、3
第5回	5,500	2025年4月21日	2035年4月10日	(注) 1、3

- (注) 1. 金融商品取引所への上場という条件が付されております。
2. 当社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければ行使できません。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は除きます。
3. 当社の株価が一定の水準を満たすことを条件としております。

(2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)		当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	—	—	1,043,300	438
付与	1,043,300	438	451,700	438
行使	—	—	—	—
失効	—	—	46,000	438
満期消滅	—	—	—	—
期末未行使残高	1,043,300	438	1,449,000	438
期末行使可能残高	—	—	—	—

- (注) 1. 期中に行使されたストック・オプションはありません。
2. 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、前連結会計年度及び当事業年度において、それぞれ438円であります。
3. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当事業年度において、それぞれ10.0年及び9.3年であります。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、以下の前提条件に基づき、二項モデルを用いて評価しております。

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
	第1回及び第2回 ストック・オプション	第3回、第4回、第5回 ストック・オプション
付与日の加重平均公正価値 (円)	58	58
付与日の株価 (円)	438	438
行使価格 (円)	438	438
予想ボラティリティ (%) (注)	48.72	48.72
予想残存期間 (年)	10	10
予想配当 (%)	0	0
リスクフリー・レート (%)	0.92	0.92

(注) 予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

(4) 株式報酬費用

損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度及び当事業年度において、それぞれ1,763千円及び21,452千円であります。

33. 金融商品

(1) 資本管理

当社は、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしています。

当社が資本管理において用いる主な指標は、以下のとおりであります。

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
有利子負債（千円）	2,083,352	747,179	665,249
現金及び現金同等物（千円）	312,316	325,658	923,689
ネット有利子負債（差引）（千円）	1,771,035	421,521	△258,440

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社が適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社は、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社に財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社は、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

移行日、前連結会計年度及び当事業年度において、期日を超過している債権の重要性が乏しいことから、貸倒引当金は認識していません。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社が期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社は、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しております。

移行日（2023年5月1日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	321,143	321,143	321,143	—	—	—	—	—
借入金	1,982,312	2,096,057	572,611	532,657	515,037	475,749	—	—
リース負債	101,039	101,296	54,761	42,406	2,868	1,260	—	—
合計	2,404,495	2,518,496	948,516	575,064	517,905	477,009	—	—

前連結会計年度（2024年4月30日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	155,676	155,676	155,676	—	—	—	—	—
借入金	700,700	717,531	516,718	170,782	30,029	—	—	—
リース負債	46,479	46,534	42,406	2,868	1,260	—	—	—
合計	902,856	919,742	714,802	173,650	31,289	—	—	—

当事業年度（2025年4月30日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	261,164	261,164	261,164	—	—	—	—	—
借入金	303,028	303,564	293,516	10,047	—	—	—	—
リース負債	362,221	371,670	78,173	85,921	80,904	80,002	46,668	—
合計	926,413	936,399	632,853	95,969	80,904	80,002	46,668	—

(5) 金利リスク管理

当社は、金融機関から借入を行っており、借入に係る利息金額は、市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。当社は、これらの資産及び負債から生じる金利変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換等を行う金利リスク管理を行っております。

金利感応度分析

各報告期間において、金利が1%上昇した場合に、損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他のすべての変数が一定であることを前提としております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
税引前利益	15,061	634

(6) 市場価格変動リスク

当社は、資本性金融商品（株式）から生じる市場価格変動リスクに晒されております。資本性金融商品については、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握し、モニタリングすることで管理しております。なお、資本性金融商品は少額であり、当該リスクが当社のその他の包括利益へ与える影響は重要ではないと考えているため、市場価格変動に係る感応度分析の開示は省略しております。

(7) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。出資金の公正価値については純資産価値に基づく評価技法等合理的な方法により算定しております。また、償却原価で測定する金融資産の公正価値について公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	移行日 (2023年 5 月 1 日)		前連結会計年度 (2024年 4 月30日)		当事業年度 (2025年 4 月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債						
長期借入金	1, 982, 312	2, 007, 653	700, 700	706, 686	30, 028	29, 915
合計	1, 982, 312	2, 007, 653	700, 700	706, 686	30, 028	29, 915

(注) 1. 長期借入金の公正価値はレベル 2 に分類しております。

2. 長期借入金は、1 年以内返済予定の長期借入金残高を含んでおります。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

移行日 (2023年 5 月 1 日)

(単位千円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
仕組債	—	313, 155	—	313, 155
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
出資金	—	—	30, 150	30, 150
合計	—	313, 155	30, 150	343, 305

前連結会計年度 (2024年 4 月30日)

(単位：千円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	59, 712	—	6, 000	65, 712
出資金	—	—	30, 150	30, 150
合計	59, 712	—	36, 150	95, 862

当事業年度（2025年4月30日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	—	—	8,570	8,570
出資金	—	—	30,150	30,150
合計	—	—	38,720	38,720

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経理部門責任者により承認された評価方針及び手続に従い、外部の専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高までの変動は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）	当事業年度 （自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）
期首残高	30,150	36,150
利得及び損失合計		
その他の包括利益（注）	—	1,120
購入	6,000	—
連結範囲の異動による影響	—	1,450
期末残高	36,150	38,720

（注）包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。

34. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

当社とその他の関連当事者との取引高及び未決済金額は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）

当社及び当社連結子会社と当社の関連当事者である連結子会社との間の取引は、連結上消去されており、注記には開示されていません。

(単位：千円)

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
役員	林 界宏	債務被保証（注） 1 株式の担保提供（注） 2	542,400	—
子会社	Internet Secure Services株式会社	債務被保証（注） 1	542,400	—
その他の 関連当事者	Openfind Information Technology, Inc. （注） 3	ロイヤリティの支払（注） 4	274,993	90,442
		業務委託料（注） 5	4,228	

(注) 1. 金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。

なお、取引金額には、被保証債務の期末残高を記載しております。

2. 当社の銀行借入（当連結会計年度末 542,400千円）に対して同氏所有の当社株式の担保提供を受けております。
3. Openfind Information Technology, Inc. は、役員及び個人主要株主である林 界宏がDirectorを務めております。
4. ロイヤリティの支払いは、両者協議のうえ使用対価として妥当な料率を決定しています。
5. 業務委託料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

(単位：千円)

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
子会社	Internet Secure Services株式会社 （注） 1	出向料等の受取（注） 2	87,495	—
		貸付金利息（注） 3	74	—
		当社サービスシステムの侵害調査及び報告書作成委託（注） 4	7,700	—
その他の 関連当事者	Openfind Information Technology, Inc. （注） 5	ロイヤリティの支払（注） 6	305,347	106,262
		業務委託料（注） 7	21,147	

(注) 1. Internet Secure Services株式会社は、当社の子会社でありましたが、2023年3月31日付で保有株式の一部を譲渡したことにより、議決権等の所有割合が14.5%になり、当社の子会社に該当しないこととなりました。

2. 出向者の派遣による出向料は、出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しております。
3. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 当社サービスシステムの侵害調査及び報告書作成委託については、Internet Secure Services株式会社の役務提供先との取引条件と同一であります。
5. Openfind Information Technology, Inc. は、役員及び個人主要株主である林 界宏がDirectorを務めております。
6. ロイヤリティの支払いは、両者協議のうえ使用対価として妥当な料率を決定しています。
7. 業務委託料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)	当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)
報酬	38,400	46,400
退職後給付	4,500	6,000
株式に基づく報酬	119	2,200
合計	43,019	54,600

35. コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2023年5月1日)	前連結会計年度 (2024年4月30日)	当事業年度 (2025年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	—	—	400,000
借入実行残高	—	—	200,000
差引額	—	—	200,000

36. 後発事象

該当事項はありません。

37. 初度適用

当社は、当事業年度からIFRSに準拠した財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の財務諸表は2024年4月30日に終了する会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2023年5月1日であります。

(1) IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社（以下「初度適用企業」という。）に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に例外規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めています。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金、またはその他の資本の構成要素で調整しております。

当社が日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

・企業結合

初度適用企業は、IFRS移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社は、当該免除規定を適用し、移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日前の企業結合から生じたのれんの額については、日本基準に基づく移行日時点での帳簿価額によっております。

なお、のれんについては、減損の兆候の有無に関わらず、移行日時点で減損テストを実施しております。

・リース

IFRS第1号では、初度適用企業は移行日に存在する契約に対し、同日時点で存在する事実及び状況に基づいて、新しいリースの定義を適用することができます。借手のリースにおけるリース負債及び使用権資産を認識する際に、すべてのリースについてリース負債及び使用権資産を移行日現在で測定することが認められております。当社は、リース負債を移行日現在で測定しており、当該リース負債について、残りのリース料を移行日現在の借手の追加借入利率で割り引いた現在価値としております。また、使用権資産は移行日現在で測定しており、リース負債と同額(当該リースに関して移行日直前の財政状態計算書に認識していた前払リース料又は未払リース料の金額で調整後)としております。

・収益

IFRS第1号では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）のC5項の経過措置を適用することができます。当社は、IFRS第15号C5項(d)の実務上の便法を用いてIFRS第15号を遡及的に適用し、最初のIFRS報告期間（当事業年度）の期首より前の表示するすべての報告期間について、残存履行義務に配分した対価の金額及び当社が当該金額をいつ収益として認識すると見込んでいるかの説明を開示していません。

・移行日前に認識された金融商品の指定

IFRS第1号では、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、IFRS第9号「金融商品」に従って金融資産の指定を行うことができます。当社は保有している金融商品を移行日時点の状況に基づき指定しております。

(2) IFRS第1号の遡及適用に対する強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「非支配持分」及び「金融資産の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社はこれらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

(3) 調整表

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

2023年5月1日（IFRS移行日）現在の資本に対する調整

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	312,316	—	—	312,316		現金及び現金同等物
売掛金	293,680	—	—	293,680		営業債権
契約資産	2,227	—	—	2,227		契約資産
	—	—	6,143	6,143	(2)	その他の金融資産
前払費用	102,166	△102,166	—	—	(4)	
その他	78,165	102,166	△607	179,724	(4)	その他の流動資産
流動資産合計	788,556	—	5,535	794,092		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	458,679	△11,746	35,448	482,381	(1)	有形固定資産
	—	11,746	82,232	93,979	(2)	使用権資産
のれん	1,091,549	—	—	1,091,549		のれん
無形固定資産	2,390,904	—	△236	2,390,668		無形資産
投資有価証券	313,155	△313,155	—	—	(5)	
	—	403,092	9,583	412,675	(2), (5)	その他の金融資産
その他	91,837	△89,937	1,172	3,072		その他の非流動資産
固定資産合計	4,346,125	—	128,201	4,474,326		非流動資産合計
資産合計	5,134,682	—	133,736	5,268,419		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
						流動負債
買掛金	135,523	△135,523	—	—	(6)	
未払金	189,754	△189,754	—	—	(6)	
	—	325,277	△4,134	321,143	(6)	営業債務及びその他の 債務
契約負債	825,427	—	—	825,427		契約負債
1年内返済予定の長期借 入金	538,811	—	△14,652	524,158	(7)	借入金
リース債務	1,993	—	50,087	52,080	(2)	リース負債
	—	—	38,245	38,245	(8)	引当金
未払法人税等	112,481	—	—	112,481		未払法人所得税
その他	105,447	—	—	105,447		その他の流動負債
流動負債合計	1,909,438	—	69,546	1,978,985		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	1,478,300	—	△20,146	1,458,153	(7)	借入金
リース債務	9,920	—	39,039	48,959	(2)	リース負債
退職給付に係る負債	2,130	—	—	2,130		退職給付に係る負債
資産除去債務	22,500	—	—	22,500	(9)	引当金
繰延税金負債	837,270	—	16,953	854,224	(11)	繰延税金負債
固定負債合計	2,350,120	—	35,846	2,385,966		非流動負債合計
負債合計	4,259,559	—	105,393	4,364,952		負債合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
純資産の部						資本
資本金	100,000	—	—	100,000		資本金
資本剰余金	900,010	—	—	900,010		資本剰余金
利益剰余金	△124,886	—	28,343	△96,543	(13)	利益剰余金
純資産合計	875,123	—	28,343	903,466		資本合計
負債純資産合計	5,134,682	—	133,736	5,268,419		負債及び資本合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	325,658	—	—	325,658		現金及び現金同等物
売掛金	258,804	—	—	258,804		営業債権
契約資産	21,570	—	—	21,570		契約資産
—	—	—	5,463	5,463	(2)	その他の金融資産
前払費用	113,164	△113,164	—	—	(4)	
その他	687	113,164	△3,137	110,715	(4)	その他の流動資産
流動資産合計	719,885	—	2,325	722,210		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	381,174	△7,440	30,122	403,857	(1)	有形固定資産
—		7,440	36,740	44,180	(2)	使用権資産
のれん	1,027,341	—	64,208	1,091,549	(3)	のれん
無形固定資産	2,247,825	—	—	2,247,825		無形資産
投資有価証券	65,712	△65,712	—	—	(5)	
		155,594	4,120	159,714	(2), (5)	その他の金融資産
その他	89,882	△89,882	280	280	(5)	その他の非流動資産
固定資産合計	3,811,935	—	135,472	3,947,407		非流動資産合計
資産合計	4,531,820	—	137,797	4,669,618		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
						流動負債
買掛金	99,020	△99,020	—	—	(6)	
未払金	60,793	△60,793	—	—	(6)	
		159,814	△4,137	155,676	(6)	営業債務及びその他の 債務
契約負債	811,117	—	—	811,117		契約負債
1年内返済予定の長期借 入金	508,300	—	△7,085	501,214	(7)	借入金
リース債務	2,480	—	39,871	42,351	(2)	リース負債
賞与引当金	126,504	△126,504	—	—	(9)	—
資産除去債務	22,500	126,504	50,419	199,424	(8), (9)	引当金
未払法人税等	396,900	—	—	396,900		未払法人所得税
その他	159,623	—	—	159,623		その他の流動負債
流動負債合計	2,187,240	—	79,067	2,266,307		流動負債小計
固定負債						非流動負債
長期借入金	200,000	—	△513	199,486	(7)	借入金
リース債務	4,960	—	△832	4,128	(2)	リース負債
退職給付に係る負債	2,611	4,500	—	7,111	(10)	退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	4,500	△4,500	—	—	(10)	
繰延税金負債	699,199	—	△333	698,866	(11)	繰延税金負債
固定負債合計	911,270	—	△1,679	909,591		非流動負債合計
負債合計	3,098,511	—	77,388	3,175,899		負債合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
純資産の部						資本
資本金	100,000	—	—	100,000		資本金
資本剰余金	900,010	—	—	900,010		資本剰余金
利益剰余金	434,084	—	58,646	492,730	(13)	利益剰余金
その他の包括利益累計額	△784	784	—	—		
合計	—	△784	1,763	978	(12)	その他の資本の構成要素
純資産合計	1,433,309	—	60,409	1,493,719		資本合計
負債純資産合計	4,531,820	—	137,797	4,669,618		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記

(1) 有形固定資産の計上額の調整

日本基準では有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

(2) リース

日本基準では、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、オペレーティング・リースについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりました。IFRSでは、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分がないため、基本的にすべてのリース取引について、「使用権資産」及び「リース負債」を計上しております。また、当該リースのうちサブリースについては、中間の貸手としてのリースがファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれかに該当するかを判断し、ファイナンス・リースに該当する場合には「使用権資産」を「その他の金融資産」に組み替えております。

(3) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんを償却しておりましたが、IFRSでは非償却であるため、移行日以降の償却費を修正しております。

(4) その他の流動資産の振替

日本基準では流動資産に区分掲記していた「前払費用」については、IFRSでは「その他の流動資産」に振替えて表示しております。

(5) その他の金融資産の振替

日本基準では固定資産に区分掲記していた「投資有価証券」については、IFRSでは「その他の金融資産（非流動）」に振替えて表示しております。また日本基準では固定資産の「その他」に含まれていた「出資金」、「差入保証金」及び「ゴルフ会員権」については、IFRSでは「その他の金融資産（非流動）」に振替えて表示しております。

(6) 買掛金及び未払金の振替

日本基準では区分掲記していた「未払金」及び「買掛金」については、IFRSでは「営業債務及びその他の債務」に振替えて表示しております。

(7) 借入金に対する調整

日本基準では有利子負債に関連する手数料について発生時に一括費用処理又は前払費用処理しておりましたが、IFRSでは当該取引費用を償却原価で測定する金融負債から控除し、実効金利法により償却原価で処理しております。

(8) 未払有給休暇

日本基準では認識していない未消化の有給休暇について、IFRSでは「引当金」として負債計上しております。

(9) その他の流動負債及び固定負債の振替

日本基準では区分掲記していた「賞与引当金」及び「資産除去債務」は、IFRSでは「引当金」に組替えて表示しております。

(10) 役員退職慰労引当金の振替

日本基準では区分掲記していた「役員退職慰労引当金」は、IFRSでは「退職給付に係る負債」に組替えて表示しております。

(11) 繰延税金資産及び繰延税金負債

IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。また、日本基準からIFRSへの調整に伴い発生した一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

(12) 株式報酬費用

IFRS適用に伴い、新株予約権の公正価値測定の結果、株式報酬費用を認識しているため、IFRSにおいては「その他の資本の構成要素」の金額を調整しております。

(13) 利益剰余金に対する調整

(単位：千円)

	移行日 (2023年 5 月 1 日)	前連結会計年度 (2024年 4 月 30 日)
有形固定資産の計上額の調整	52,698	38,372
使用権資産、リース負債の計上	△15	4,014
のれん償却額	—	64,208
未払有給休暇に対する調整	△38,245	△50,419
株式報酬費用の調整	—	△1,763
借入金の調整	34,798	7,599
その他	△3,938	△3,698
上記による税効果影響	△16,953	333
合計	28,343	58,646

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係る損益及び包括利益に対する調整

（単位：千円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	2,864,308	△115,938	—	2,748,370		売上高
売上原価	679,624	△72,091	13,980	621,513	(1)	売上原価
売上総利益	2,184,684	△43,846	△13,980	2,126,857		売上総利益
販売費及び一般管理費	1,303,201	△33,711	△54,395	1,215,094	(1), (2) (4), (5) (6)	販売費及び一般管理費
	—	5,341	—	5,341	(3)	その他の収益
	—	393	—	393	(3)	その他の費用
営業利益	881,482	△5,187	40,415	916,711		営業利益
営業外収益	12,137	△12,137	—	—	(3)	
営業外費用	28,426	△28,426	—	—	(3)	
特別利益	7,015	△7,015	—	—	(3)	
特別損失	5,551	△5,551	—	—	(3)	
	—	16,689	—	16,689	(3)	金融収益
	—	33,584	27,400	60,984	(3), (6)	金融費用
税金等調整前当期純利益	866,656	△7,255	13,015	872,416		税引前利益
法人税等	307,685	△70	△17,287	290,328	(7)	法人所得税費用
		△7,185	30,302	582,087		継続事業からの当期利益
		7,185	—	7,185	(8)	非継続事業からの当期利益
当期純利益	558,971	—	30,302	589,273		当期利益
その他の包括利益	—	—	—	—		その他の包括利益
	—	—	—	—		純損益に振り替えられることのない項目
その他有価証券評価差額金	△784	—	—	△784		その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
その他の包括利益合計	△784	—	—	△784		税引後その他の包括利益
包括利益	558,186	—	30,302	588,488		当期包括利益

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1) 減価償却方法の変更

日本基準では有形固定資産の減価償却方法について主として定率法を採用していましたが、IFRSでは定額法を採用しております。当該変更により、減価償却費が含まれる「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」を調整しております。

(2) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんについて償却しますが、IFRSでは非償却であるため、既償却額を遡及修正しております。

(3) 表示科目に対する調整

日本基準では「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については「その他の収益」及び「その他の費用」等に表示しております。

(4) 未消化の有給休暇

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは人件費として認識しております。

(5) 株式報酬に対する調整

日本基準では、当社が未公開企業の時に発行したストック・オプションについて、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行っていましたが、IFRSでは、公正な評価単価に基づいて会計処理を行っております。

(6) リースに対する調整

日本基準では、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、オペレーティング・リースについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行ってございました。IFRSでは、借手のリースについてファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類することはないため、基本的にすべてのリース取引について、使用权資産及びリース負債を計上しております。その結果、使用权資産の減価償却費を販売費及び一般管理費に計上し、リース負債から生じる利息費用を金融費用に計上しております。

(7) 法人所得税費用

日本基準では「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記していましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

(8) 非継続事業への分類

IFRSでは非継続事業を区分表示しており、非継続事業に関する売上高から法人所得税については、表示組替に含めております。

前連結会計年度（自 2023年5月1日 至 2024年4月30日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係るキャッシュ・フローに対する調整

日本基準では、オペレーティング・リース取引に係る支払リース料は、営業活動によるキャッシュ・フローに区分しておりますが、IFRSでは、原則としてすべてのリースについて、リース負債の認識が要求され、リース負債の返済による支出は、財務活動によるキャッシュ・フローに区分しております。

(3) 【主な資産及び負債の内容】

(a) 資産の部

①現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	923,689
合計	923,689

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
J B C C株式会社	60,389
株式会社管理システム	28,074
ダイワボウ情報システム株式会社	16,568
株式会社T O K A I コミュニケーションズ	10,423
株式会社ネオジャパン	9,140
その他	143,988
合計	268,585

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
239,246	3,618,525	3,589,186	268,585	93.0	26

(b) 負債の部

①買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Openfind Information Technology, Inc.	106,262
その他	10,563
合計	116,825

②契約負債

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ダイワボウ情報システム株式会社	132,797
S B C & S 株式会社	117,477
株式会社日立システムズ	80,901
株式会社TKC	67,548
株式会社ネットワークド	64,623
その他	538,731
合計	1,002,079

③繰延税金負債

繰延税金負債は、709,097千円であり、その内容については、「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

(4) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2025年9月11日の取締役会において承認された第4期第1四半期会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）及び第4期第1四半期累計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）に係る要約四半期財務諸表は次のとおりであります。

当社は第4期第1四半期会計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）及び第4期第1四半期累計期間（2025年5月1日から2025年7月31日まで）に係る要約四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

① 要約四半期財政状態計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当第1四半期会計期間 (2025年7月31日)
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	923,689	1,113,310
営業債権	268,585	279,294
契約資産	33,664	29,850
その他の金融資産	65,450	5,239
その他の流動資産	72,980	92,894
流動資産合計	1,364,370	1,520,589
非流動資産		
有形固定資産	367,551	342,931
使用権資産	380,727	359,866
のれん	1,091,549	1,091,549
無形資産	2,105,636	2,082,633
その他の金融資産	124,863	122,677
その他の非流動資産	916	641
非流動資産合計	4,071,244	4,000,299
資産合計	5,435,615	5,520,888
負債及び資本		
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	261,164	175,307
借入金	292,992	69,992
リース負債	74,590	84,543
未払法人所得税	172,301	119,810
引当金	45,239	111,808
契約負債	1,002,079	1,150,984
その他の流動負債	98,423	82,149
流動負債合計	1,946,791	1,794,596
非流動負債		
借入金	10,036	5,038
リース負債	287,630	266,669
退職給付に係る負債	11,885	9,385
引当金	65,293	65,477
繰延税金負債	694,419	694,419
非流動負債合計	1,069,265	1,040,990
負債合計	3,016,057	2,835,586
資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	900,010	900,010
利益剰余金	1,395,600	1,654,202
その他の資本の構成要素	23,948	31,089
資本合計	2,419,558	2,685,301
負債及び資本合計	5,435,615	5,520,888

② 要約四半期損益計算書及び要約四半期包括利益計算書
要約四半期損益計算書
第1四半期累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年7月31日)
継続事業		
売上高	744,637	875,935
売上原価	172,558	181,846
売上総利益	572,078	694,088
販売費及び一般管理費	325,039	337,316
その他の収益	2,173	7,660
その他の費用	—	52
営業利益	249,212	364,380
金融収益	1,649	1,016
金融費用	11,398	2,623
税引前四半期利益	239,463	362,773
法人所得税費用	76,365	104,170
継続事業からの四半期利益	163,098	258,602
非継続事業		
非継続事業からの四半期利益	△2,956	—
四半期利益	160,142	258,602
四半期利益の帰属		
親会社の所有者	160,142	258,602
非支配持分	—	—
四半期利益	160,142	258,602
1株当たり四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益 (円)		
継続事業	10.87	17.24
非継続事業	△0.20	—
基本的1株当たり四半期利益 (円)	10.68	17.24

要約四半期包括利益計算書
第1四半期累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2024年5月1日 至2024年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自2025年5月1日 至2025年7月31日)
四半期利益	160,142	258,602
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する金融資産	992	—
純損益に振り替えられることのない項目合 計	992	—
税引後その他の包括利益	992	—
四半期包括利益	161,135	258,602

要約四半期財務諸表注記
(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(親会社の所有者に帰属する持分の金額に著しい変動があった場合の注記)
該当事項はありません。

(セグメント情報)
当社は、デジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)
当第1四半期累計期間に係る要約四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費及び償却費（無形資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2024年5月1日 至2024年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自2025年5月1日 至2025年7月31日)
減価償却費及び償却費	79,712千円	88,048千円

(後発事象)
該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告（ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞） 公告掲載URL https://www.cybersolutions.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年8月22日	林 盈貝	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	Openfind Information Technology, Inc.	台北市北投區承德路六段120號7樓	特別利害関係者等(大株主上位10位)	357,000	112,200,340 (314) (注)4、5	事業上の関係強化のための譲渡
2023年8月22日	林 盈穎	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	Openfind Information Technology, Inc.	台北市北投區承德路六段120號7樓	特別利害関係者等(大株主上位10位)	357,000	112,200,340 (314) (注)4、5	事業上の関係強化のための譲渡
2024年9月25日	林 界宏	神奈川県川崎市中原区	特別利害関係者等(大株主上位10位、当社代表取締役社長)	株式会社TKC代表取締役社長 飯塚 真規	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	特別利害関係者等(大株主上位10位) 資本業務提携先	450,005	450,005,000 (1,000) (注)5	資本業務提携による譲渡 (注)6
2024年12月23日	林 界宏	神奈川県川崎市中原区	特別利害関係者等(大株主上位10位、当社代表取締役社長)	株式会社日立システムズ代表取締役取締役社長 渡邊 岳彦	東京都品川区大崎1-2-1	特別利害関係者等(大株主上位10位) 資本業務提携先	450,005	450,000,000 (999.99) (注)5	資本業務提携による譲渡 (注)6、7

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2023年5月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社
4. 当社は、2024年4月22日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っているため、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
5. 移動価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）、類似会社比較法を勘案し、算出された価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 資本業務提携について、当社の大株主であり代表取締役社長である林界宏の持株比率を低下させることを目的として、株式譲渡による移動としております。
7. 株式譲渡契約において、「当社株式の株式公開（いずれかの金融商品取引所への上場を意味する。）がなされていないことを条件として、本件保有期間満了日から起算して4年が経過する日までの間に限り、株式会社日立システムズが保有する当社株式の全部を、譲渡価額で買い取ることを書面にて請求することができるものとし、林界宏は当該請求に基づいて本件株式を買い取るものとする」という条件が付されております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2024年4月30日	2024年4月30日	2024年10月31日
種類	第1回新株予約権 (無償ストックオプション)	第2回新株予約権 (無償ストックオプション)	第3回新株予約権 (無償ストックオプション)
発行数	普通株式828,800株	普通株式214,500株	普通株式66,000株
発行価格	496円	496円	496円
資本組入額	248円	248円	248円
発行価額の総額	411,084,800円	106,392,000円	32,736,000円
資本組入額の総額	205,542,400円	53,196,000円	16,368,000円
発行方法	2024年4月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2024年4月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2024年4月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	(注) 2

項目	新株予約権④	新株予約権⑤
発行年月日	2025年4月21日	2025年4月21日
種類	第4回新株予約権 (無償ストックオプション)	第5回新株予約権 (無償ストックオプション)
発行数	普通株式380,200株	普通株式5,500株
発行価格	496円	496円
資本組入額	248円	248円
発行価額の総額	188,579,200円	2,728,000円
資本組入額の総額	94,289,600円	1,364,000円
発行方法	2024年4月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2024年4月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第270条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年4月30日であります。
- 2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 3. 同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権という。」）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - 4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）を基礎とした価格により決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	438円
行使期間	自 2026年4月23日 至 2034年4月22日
行使の条件	① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である甲普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における甲普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権者を行使することができる。なお、甲普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、甲の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。 ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、甲又は甲の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ⑤ 新株予約権の行使は、甲普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ⑥ 本新株予約権の行使によって、甲の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

	新株予約権②
行使時の払込金額	438円
行使期間	自 2026年4月23日 至 2034年4月22日
行使の条件	① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である甲普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における甲普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権者を行使することができる。なお、甲普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、甲の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ④ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融証券取引所に上場し、上場後1年を経過することを条件とする。 ⑤ 新株予約権の行使は、甲普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ⑥ 本新株予約権の行使によって、甲の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

	新株予約権③
行使時の払込金額	438円
行使期間	自 2026年10月11日 至 2034年10月10日
行使の条件	① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である甲普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における甲普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権者を行使することができる。なお、甲普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、甲の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。 ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、甲又は甲の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ⑤ 新株予約権の行使は、甲普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ⑥ 本新株予約権の行使によって、甲の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

	新株予約権④
行使時の払込金額	438円
行使期間	自 2027年4月11日 至 2035年4月10日
行使の条件	① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である甲普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における甲普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権者を行使することができる。なお、甲普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、甲の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。 ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、甲又は甲の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ⑤ 新株予約権の行使は、甲普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ⑥ 本新株予約権の行使によって、甲の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑤
行使時の払込金額	438円
行使期間	自 2027年4月11日 至 2035年4月10日
行使の条件	① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である甲普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における甲普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。 ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株あたりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権者を行使することができる。なお、甲普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、甲の取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ④ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融証券取引所に上場し、上場後1年を経過することを条件とする。 ⑤ 新株予約権の行使は、甲普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ⑥ 本新株予約権の行使によって、甲の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

2【取得者の概況】

第1回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
廖 長健	-	会社役員	33,000	16,368,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
土谷 祐三郎	東京都杉並区	会社員	16,500	8,184,000 (496)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
渡辺 和伸	-	会社役員	16,500	8,184,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
石村 善哉	-	会社役員	16,500	8,184,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
香川 翠	-	会社役員	11,000	5,456,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
その他当社従業員45名	-	会社員	583,900	289,614,400 (496)	当社の従業員

(注) 1.退職などの理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。

第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
渋谷 敏孝	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	22,000	10,912,000 (496)	社外協力者
細田 真	東京都板橋区	会社役員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
莊 文隆	東京都豊島区	会社員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
鄭 明峰	台湾台北市	会社員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
沈 麗心	台湾台北市	会社員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
五嶋 和仁	東京都品川区	会社員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
李 孟秋	台湾台北市	会社員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
葉 慶章	台湾新北市	会社員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
張 嘉淵	台湾台北市	会社員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
劉 中仁	台湾台北市	会社員	16,500	8,184,000 (496)	社外協力者
館山 一樹	神奈川県横浜市緑区	会社役員	11,000	5,456,000 (496)	社外協力者
Leo Keeley	東京都港区	会社役員	11,000	5,456,000 (496)	社外協力者
織田 雅樹	神奈川県藤沢市	業務委託者	11,000	5,456,000 (496)	社外協力者
小林 誠	埼玉県さいたま市浦和区	業務委託者	11,000	5,456,000 (496)	社外協力者

第3回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
当社従業員6名	-	会社員	53,100	26,337,600 (496)	当社の従業員

(注) 1. 退職などの理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。

第4回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
榎本 ゆき乃	-	会社役員	16,500	8,184,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
森本 祥子	-	会社役員	16,500	8,184,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
当社従業員56名	-	会社員	333,300	165,316,800 (496)	当社の従業員

第5回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
織田 雅樹	神奈川県藤沢市	業務委託者	5,500	2,728,000 (496)	社外協力者

第1回新株予約権譲渡による取得

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
廖 長健	-	会社役員	11,000	5,456,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
郭 曜郎	台湾台北市	社外協力者	11,000	5,456,000 (496)	社外協力者
榎本 ゆき乃	-	会社役員	5,500	2,728,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
森本 祥子	-	会社役員	5,500	2,728,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
土谷 祐三郎	東京都杉並区	会社員	5,500	2,728,000 (496)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
香川 翠	-	会社役員	5,500	2,728,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
渡辺 和伸	-	会社役員	5,500	2,728,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
石村 善哉	-	会社役員	5,500	2,728,000 (496)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
当社従業員5名	-	会社員	41,300	20,484,800 (496)	当社の従業員

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
林 界宏（注）2.3	神奈川県川崎市中原区	7,949,990	48.43
林 盈貝（注）3.6	東京都目黒区	1,893,000	11.53
林 盈穎（注）3.6	東京都目黒区	1,893,000	11.53
A C Aセカンダリーズ1号投資事業 有限責任組合（注）3.10	東京都千代田区平河町二丁目16番9 号 グラスゲート6階	765,150	4.66
東 明浩（注）3	Martin place Singapore	735,000	4.47
Openfind Information Technology, Inc.（注）3	台北市北投區承德路六段120號7樓	714,000	4.35
株式会社T K C（注）3	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	450,005	2.74
株式会社日立システムズ（注）3	東京都品川区大崎一丁目2番1号	450,005	2.74
土谷 祐三郎（注）3.7	東京都杉並区	172,000 (22,000)	1.04 (0.13)
廖 長健（注）4	-	44,000 (44,000)	0.26 (0.26)
-（注）7	-	38,500 (38,500)	0.23 (0.23)
-（注）7	-	33,000 (33,000)	0.20 (0.20)
-（注）7	-	33,000 (33,000)	0.20 (0.20)
-（注）7	-	30,300 (30,300)	0.18 (0.18)
-（注）7	-	27,500 (27,500)	0.16 (0.16)
-（注）7	-	27,500 (27,500)	0.16 (0.16)
-（注）7	-	27,500 (27,500)	0.16 (0.16)
-（注）7	-	27,500 (27,500)	0.16 (0.16)
榎本 ゆき乃（注）4	-	22,000 (22,000)	0.13 (0.13)
森本 祥子（注）4	-	22,000 (22,000)	0.13 (0.13)
渡辺 和伸（注）5	-	22,000 (22,000)	0.13 (0.13)
石村 善哉（注）5	-	22,000 (22,000)	0.13 (0.13)
渋谷 敏孝（注）8.9	神奈川県横浜市青葉区	22,000 (22,000)	0.13 (0.13)
-（注）7	-	22,000 (22,000)	0.13 (0.13)
-（注）7	-	22,000 (22,000)	0.13 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
-（注）7	-	19,300 (19,300)	0.11 (0.11)
香川 翠（注）5	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
細田 真（注）8	東京都板橋区	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
莊 文隆（注）8	東京都豊島区	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
鄭 明峰（注）8	台湾台北市	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
沈 麗心（注）8	台湾台北市	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
五嶋 和仁（注）8	東京都品川区	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
李 孟秋（注）8	台湾台北市	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
葉 慶章（注）8	台湾新北市	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
張 嘉淵（注）8	台湾台北市	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
劉 中仁（注）8	台湾台北市	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
織田 雅樹（注）8	神奈川県藤沢市	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
-（注）7	-	16,500 (16,500)	0.10 (0.10)
その他45名（注）7	-	444,600 (444,600)	2.70 (2.70)
計	—	16,413,250 (1,413,100)	100.00 (8.61)

（注）1. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
5. 特別利害関係者等（当社の監査役）
6. 特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等内の血族）
7. 当社の従業員
8. 当社の社外協力者
9. 当社の元従業員
10. 無限責任組合員であるACAセカンダリーズ株式会社の株式の過半数を、特別利害関係者等（当社の取締役）である西巻 裕一郎が保有しております。
11. （）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025 年 9 月 11 日

サイバーソリューションズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーソリューションズ株式会社の 2023 年 5 月 1 日から 2024 年 4 月 30 日までの第 2 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバーソリューションズ株式会社の 2024 年 4 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2025 年 9 月 11 日

サイバーソリューションズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーソリューションズ株式会社の 2024 年 5 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日までの第 3 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバーソリューションズ株式会社の 2025 年 4 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2025 年 9 月 11 日

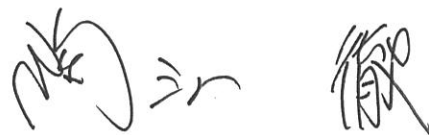
サイバーソリューションズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

田村 知弘

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーソリューションズ株式会社の財務諸表、すなわち、2025 年 4 月 30 日現在、2024 年 4 月 30 日現在及び 2023 年 5 月 1 日現在の財政状態計算書、2025 年 4 月 30 日及び 2024 年 4 月 30 日に終了する事業年度及び連結会計年度の損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 326 条 2 項により規定された国際会計基準に準拠して、サイバーソリューションズ株式会社及び連結子会社の 2025 年 4 月 30 日現在、2024 年 4 月 30 日現在及び 2023 年 5 月 1 日現在の財政状態並びに 2025 年 4 月 30 日及び 2024 年 4 月 30 日をもって終了するそれぞれの事業年度及び連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 9 月 11 日

サイバーソリューションズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

田村 知弘

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられているサイバーソリューションズ株式会社の 2025 年 5 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日までの事業年度の第 1 四半期会計期間（2025 年 5 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで）及び第 1 四半期累計期間（2025 年 5 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで）に係る要約四半期財務諸表、すなわち、要約四半期財政状態計算書、要約四半期損益計算書、要約四半期包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 1 項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 5 項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 1 項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 5 項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して要約四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 1 項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第 5 条第 5 項に定める記載の省略が適用されている。）に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第1項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第1項（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第5条第5項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上